

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年2月13日

【計算期間】 第2期（自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日）

【ファンド名】 メロン・オフショア・ファンズー
日興インサイト新興国社債ファンド
(Mellon Offshore Funds - Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund)

【発行者名】 BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド
(BNY Mellon International Management Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 スコット・レノン
(Scott Lennon, Director)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-9005、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、
エルジン・アベニュー190、インタートラスト・コーポレート・
サービシズ（ケイマン）リミテッド気付
(c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited,
190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9005,
Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
同 廣 本 文 晴

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
同 廣 本 文 晴
同 玄 場 光 浩

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03（6212）8316

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

（注1）メロン・オフショア・ファンズー日興インサイト新興国社債ファンド・円ヘッジは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、ファンド証券は、円建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り円貨をもって行います。

（注2）本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（注3）本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ということもあります。）とは9月1日に始まり翌年8月31日に終了する1年を指します。ただし、第1会計年度は、平成24年2月3日（ファンドに係る補足信託証書締結日）から平成24年8月31日までの期間を指します。なお、ファンドの円ヘッジ受益証券の運用開始日は平成24年3月29日、円ヘッジなし受益証券の運用開始日は平成25年3月22日です。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

メロン・オフショア・ファンズ ― 日興インサイト新興国社債ファンド（Mellon Offshore Funds - Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund）（以下「ファンド」または「シリーズ・トラスト」といいます。）は、アンブレラ・ファンドであるメロン・オフショア・ファンズ（以下「トラスト」といいます。）のシリーズ・トラストです。なお、アンブレラとは、一または複数の投資信託（シリーズ・トラスト）を設定できる仕組みの投資信託を指します。異なるシリーズ・トラスト間の乗換えはできません。シリーズ・トラストは一ないし複数のクラスで構成されます。

ファンドにおける信託金の限度額は、定められていません。

シリーズ・トラストは円建です。円貨で受領した申込金額は米ドルに転換され、副投資運用会社は投資ポートフォリオを米ドルで運用します（この意味による米ドルを、以下「**基準通貨**」ということがあります。）。また、ファンドの受益証券は、円貨により表示されます（この意味による円貨を、以下「**表示通貨**」ということがあります。）。ただし、副投資運用会社は米ドル建以外の証券に投資することもできます。

トラストは、2003年10月14日に受託会社と管理会社との間で締結された信託証書により、ケイマン諸島法に基づき設定された、オープン・エンド型アンブレラ型ユニット・トラストで、別個のポートフォリオまたはシリーズ・トラストがトラストの勘定の中に設定および設立され、各シリーズ・トラストに、当該シリーズ・トラストに帰属する資産および負債が充当されます。各シリーズ・トラストに限定的に関連する個々のクラスの受益証券が発行されます。

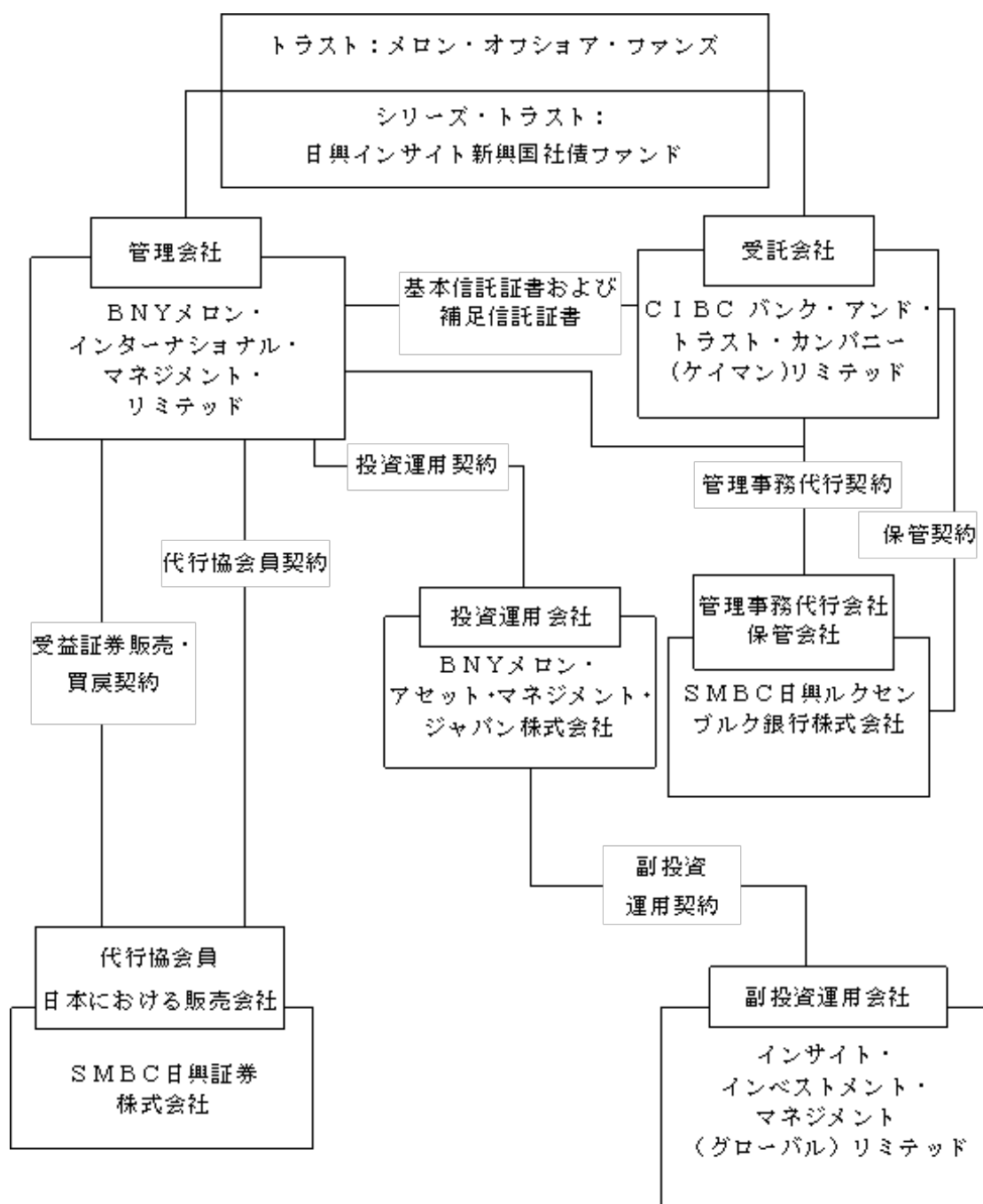
ファンドの投資目的は、ファンドの資産を維持または成長させつつ、主に世界の新興国市場の社債に投資することを通じて魅力的な利回りの達成を追求することです。

（2）【ファンドの沿革】

1979年12月21日	管理会社の設立
2003年10月14日	基本信託証書締結
2004年6月30日	基本信託証書を変更する補足信託証書締結
2012年2月3日	ファンドに係る補足信託証書締結
2012年3月1日	日本における円ヘッジ受益証券の募集開始
2012年3月29日	ファンドの運用開始（円ヘッジ受益証券の当初払込日、 円ヘッジ受益証券の設定日）
2013年3月21日	日本における円ヘッジなし受益証券の募集開始
2013年3月22日	円ヘッジなし受益証券の当初払込日、 円ヘッジなし受益証券の設定日

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	管理会社	2003年10月14日付で基本信託証書（その後の変更を含みます。）および2012年2月3日付でファンドに係る補足信託証書を受託会社と締結。ファンド資産の運用・管理、ファンド受益証券の発行、買戻しならびにファンドの終了について規定しています。
CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド	受託会社	2003年10月14日付で基本信託証書（その後の変更を含みます。）および2012年2月3日付でファンドに係る補足信託証書を管理会社と締結。上記に加え、ファンドの資産の保管について規定しています。
SMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社	管理事務代行会社 保管会社	2012年2月8日に管理会社および受託会社との間で、2006年3月30日付管理事務代行契約に係る変更契約を締結することにより管理事務代行契約（注1）を締結。ファンドの管理事務代行業務について規定しています。また、2012年2月8日に受託会社との間で、2006年3月30日付保管契約に係る変更契約を締結することにより保管契約（注2）を締結。ファンドに対する保管業務の提供について規定しています。
BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社	投資運用会社	2012年2月8日に管理会社との間で投資運用契約（注3）を締結。ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務の提供について規定しています。
インサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッド	副投資運用会社	2012年3月28日に投資運用会社との間で、副投資運用契約（注4）を締結。ファンド資産の投資および再投資に関する副投資運用業務の提供について規定しています。

SMBC日興証券株式会社	代行協会員 日本における 販売会社	円ヘッジ受益証券に関して、2012年2月8日付で管理会社との間で代行協会員契約 ^(注5) を締結し、2012年2月8日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約 ^(注6) を締結。円ヘッジなし受益証券に関して、2013年2月22日付で管理会社との間で代行協会員契約 ^(注5) を締結し、2013年2月22日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約 ^(注6) を締結。代行協会員業務およびファンド受益証券の販売・買戻しの取扱業務についてそれぞれ規定しています。
--------------	-------------------------	--

(注1) 管理事務代行契約とは、管理会社および受託会社によって任命された管理事務代行会社が計算および評価ならびにその他の管理事務代行業務をファンドに提供することを約する契約です。

(注2) 保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約です。

(注3) 投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務を提供することを約する契約です。

(注4) 副投資運用契約とは、副投資運用会社が、投資運用会社に対し、ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務につき再委任を受けて、かかる再委任に基づく業務を提供することを約する契約です。

(注5) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、ファンド受益証券に関する目論見書の日本証券業協会に対する提出、純資産価格の公表および決算報告書その他の書類の日本証券業協会に対する提出等代行協会員業務を提供することを約する契約です。

(注6) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、ファンド受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド受益証券を日本の法令・規則および投資信託説明書（目論見書）に準拠して販売することを約する契約です。

③ 管理会社の概況

(i) 設立準拠法

管理会社は、ケイマン諸島において設立された有限責任会社です。

(ii) 事業の目的

管理会社の事業の目的は、あらゆる種類の金融、商取引およびトレーディング業務ならびに銀行および信託業務を遂行し、引受け、また、これらの目的のいずれかに関連して差支えなく行うことのできるその他の業務を営むことを含みます。

(iii) 資本金の額

2013年6月末日現在の資本金の額は、246,310円で、全額払込済です。

管理会社の授権株式総数は、普通株式450,000株および償還可能優先株式450,000株で、発行済株式数は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株です。なお、管理会社の純資産の額は、2013年6月末日現在、約52億円です。

定款およびケイマン諸島法会社法（2013年改訂）に定める以外に、管理会社が発行する株式数の上限については制限がありません。

(iv) 会社の沿革

1979年12月21日 設立

2008年10月1日 社名を「メロン・インターナショナル・インベストメント・コーポレーション」から「BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド」に変更

(v) 大株主の状況

(2013年12月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
メロン・オーバーシーズ・インベストメント・コーポレーション	アメリカ合衆国 19711 デラウェア州、ニューアーク、 ホワイト・クレイ・センター・ドライ ブ100番102号	2,000株 ^(注)	100%

(注) 内訳は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株です。

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

トラストは、2003年10月14日に受託会社と管理会社の間で締結された信託証書（以下「**基本信託証書**」といいます。その後の変更を含みます。）により設定されたオープン・エンド型のアンブレラ・ユニット・トラストです。トラストは、アンブレラ・ユニット・トラストとして設立されています。別個のポートフォリオまたはシリーズ・トラストがトラストの勘定の中に設定および設立され、各シリーズ・トラストに、当該シリーズ・トラストに帰属する資産および負債が充当されます。各シリーズ・トラストに限定的に関連する個々のクラスの受益証券が発行されます。受託会社および管理会社は、基本信託証書（その後の変更を含みます。）および2012年2月3日にファンドに関して受託会社と管理会社の間で締結された補足信託証書（以下「**補足信託証書**」といいます。）に基づきファンドをシリーズ・トラストとして設定および設立しています。

基本信託証書および補足信託証書はケイマン諸島法に準拠します。ファンドの受益証券の保有者（以下「**受益者**」といいます。）は基本信託証書およびその補足信託証書の条項に規定される便益を享受する権利を有し、当該条項に拘束され、当該条項の内容を認識しているものとみなされます。

準拠法の名称

トラストには、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）（以下「**信託法**」といいます。）が適用されます。トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2013年改訂）（以下「**ミューチュアル・ファンド法**」といいます。）の規制も受けます。

準拠法の内容

① 信託法

ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国における信託法および信託に関する判例法のほとんどの部分を採用しています。さらに、ケイマン諸島の信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は一般的に保管者としてこれを保持します。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負います。その職務、義務および責任の詳細は、信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、また、免税信託としてケイマン諸島に登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合

を除きます。）受益者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、場合により、無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

② ミューチュアル・ファンド法

下記「（6）監督官庁の概要」の記載をご参照ください。

③ リテール・ミューチュアル・ファンド・ジャパン・レギュレーション（2007年改訂）

リテール・ミューチュアル・ファンド・ジャパン・レギュレーション（2007年改訂）（リテール・ミューチュアル・ファンド・ジャパン・レギュレーション（2012年改訂）により改訂済。）（以下、総称して「ジャパン・レギュレーション」といいます。）は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものです。

ジャパン・レギュレーションは、新規の一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）への投資信託免許の申請を義務づけています。かかる投資信託免許の交付にはCIMAが適当とみなす条件の適用があります。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託はジャパン・レギュレーションに従って事業を行わねばなりません。

ジャパン・レギュレーションは、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産総額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件（証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況（もしあれば）を含みます。）、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務づけています。

ジャパン・レギュレーションは、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAにより認可された管理事務代行会社を任命し、保有することを義務づけています。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければなりません。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができません。

また、管理事務代行会社は、投資者名簿の写しを通常の営業時間中に投資者が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、マネー・ロンダリング防止規則（2013年改訂）の別表3に定められた国もしくは地域またはCIMAにより認可されたその他の法域において規制されている資産保管会社（またはプライムブローカー）を任命し、これを維持しなければなりません。一般投資家向け投資信託は、資産保管会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、1か月前までに書面で通知しなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、上記別表3に定められた国もしくは地域またはCIMAにより認可されたその他の法域において設立されたか、または適法に事業を行っている投資顧問会社を任命し、これを維持しなければなりません。投資顧問会社を変更する場合、CIMA、投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければなりません。また、投資顧問会社の取締役を変更する場合は、投資顧問会社が運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前承認を得なければなりません。運営者は、かかる変更が行われる場合、CIMAに対し、1か月前までに書面で通知しなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド法に従い、各会計年度が終了してから6か月以内に監査済財務諸表を含む財務報告書を作成し、投資者に交付しなければなりません。中間財務

諸表は、一般投資家向け投資信託の目論見書において投資者に対し明示された方法に従い作成し、交付しなければなりません。

（５）【開示制度の概要】

① ケイマン諸島における開示

（a）CIMAへの開示

トラストの出資者持分に関して目論見書が発行されなければならない、かかる目論見書には、出資者持分に関するあらゆる重要な内容が記載され、ジャパン・レギュレーションに規定される内容およびトラストに対する潜在的投資者が出資者持分を引受けまたは購入するか否かについて十分な情報を得た上で決定をなすために必要なその他の情報が網羅されていなければなりません。目論見書はCIMAに提出されなければなりません。

トラストは、CIMAの承認を受けた監査人をして、自らの財務書類を毎年監査させ、また、トラストの各会計期間に関する監査済みの財務書類を、当該会計期間終了後6か月以内またはCIMAが許可する延長期間内にCIMAに提出しなければなりません。トラストの監査人は、トラストの財務書類を監査する過程において、トラストにつき、以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは、CIMAに直ちにその旨および理由を書面で通知します。

- ・ その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
- ・ 投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合。
- ・ 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
- ・ 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合。
- ・ ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法（2013年改訂）、マネー・ロンダリング防止規則（2013年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。

トラストは、その会計年度の終了後6か月以内または当該目論見書に記載されているそれよりも早い日に、ジャパン・レギュレーションに従い作成されたトラストの財務書類の写しが盛込まれている年次営業報告書を作成しまたは作成させ、かつ、出資者にこれを交付しまたは交付させなければなりません。

2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければなりません。CIMAは当該期間の延長を許可することができます。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければなりません。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負います。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負いません。

管理事務代行会社は、（a）トラストの資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または（b）受託会社または管理会社が設立文書または目論見書に定める規定に従ってトラストの業務または投資活動を実施していないことに気付いた場合、できる限り速やかに（i）受託会社に書面で報告し、（ii）その書面のコピーおよびその書面に適用される証拠をCIMAに提出しなければなりません。さらに、その書面または相当の概要がトラストの次回年次報告書および、次回半期または定期報告書の配布が次回年次報告書の前に要求される場合には、その半期または定期報告書に含まれなければなりません。

管理事務代行会社は、（a）トラストの募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および（b）トラストを清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければなりません。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内に、トラストの事業を記載した報告書をCIMAに提出するか、またはこれを指示しなければならず、当該報告書にはトラストに関する以下の内容が含まれなければなりません。

- （a）トラストの名称（過去の名称を含みます。）
- （b）投資者により保有される各証券の純資産総額
- （c）前回の報告期間からの純資産総額および各証券の変更比率
- （d）純資産総額
- （e）関連する報告期間における新規申込みの口数および価額
- （f）関連する報告期間における償還または買戻しの口数および価額
- （g）報告期間末日現在の証券の総発行済口数

さらに受託会社は、（a）受託会社が知る限り、トラストの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに（b）トラストが投資者の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出するか、またはこれを指示しなければなりません。

管理事務代行会社を変更する場合、トラストは、変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、投資者およびサービス提供者（管理事務代行会社を除きます。）に通知しなければなりません。

保管会社を変更する場合、トラストは、変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、投資者およびサービス提供者（保管会社を除きます。）に通知しなければなりません。

管理会社を変更する場合、トラストは、変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、投資者およびサービス提供者（保管会社を除きます。）に通知しなければなりません。

（b）受益者に対する開示

監査年次報告書は、ルクセンブルグにおいて一般的に認められる会計基準に従い作成され、一般的に、各会計年度終了後4か月以内に受益者に送付されます。未監査半期報告書は、半期終了時から2か月以内に受益者に送付されます。

受益証券の直近の購入価格および買戻価格は、請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができます。

② 日本における開示

（a）監督官庁に対する開示

（i）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）（以下「**金融商品取引法**」といいます。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができます。

販売会社は、**交付目論見書**（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、**請求目論見書**（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付しなければなりません。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各計算期間終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合には

そのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができます。

(ii) 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）（以下「**投信法**」といいます。）に従い、ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更等の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

(b) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を日本の知れている受益者に書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実、販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付されます。

直近の受益証券1口当たり純資産価格（通常、1万口当たりで表示されます。）は、請求により、販売会社の営業所で無料で入手することができます。

(6) 【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託として規制されています。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させるための監督および執行の権限を有します。ミューチュアル・ファンド法の下での規制により、所定の詳細および監査済みの財務書類を毎年CIMAに提出しなければなりません。規制された投資信託として、CIMAは、いつでも受託会社に、トラストの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。CIMAの要求に従わない場合、受託会社は高額の罰金を課されることがあり、CIMAは、裁判所にトラストの清算を申し立てることもあります。

規制された投資信託が、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、トラストのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、トラストの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはトラストの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。）を行使することができます。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

投資目的および投資方針

ファンドの投資目的は、ファンドの資産を維持または成長させつつ、主に世界の新興国市場の社債に投資することを通じて魅力的な利回りの達成を追求することです。投資適格債券、非投資適格債券および格付を取得していない債券への直接的または間接的な投資を含むことがあります。非投資適格債券とは、ムーディーズによるBaa格、S & PによるBBB格またはその他の有力格付機関による同等の格付未満の債券をいいます。ファンドの投資対象のポートフォリオにおいて、非投資適格債券および格付を取得していない債券の割合が高くなる場合があります。

副投資運用会社は、かかる投資目的の達成に努め、主として新興国市場を中心に業務を行う企業が発行した米ドル建社債に投資します。副投資運用会社はまた、新興国市場を中心に業務を行う企業が発行した現地通貨建社債、新興国市場の政府等公的機関または米国政府等公的機関が発行した債務証券を含む債券および一部の派生商品（その詳細は以下に記載します。）に投資することもできます。また副投資運用会社は、転換社債にも投資することができます。副投資運用会社は、その裁量においてこれらの投資対象を選択および運用します。

「新興国市場」とは、新興国市場の投資ユニバースを構成する国々を指し、これには、JPモルガン・コーポレート・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・ブロード（以下「CEMBIブロード」といいます。）の構成銘柄の国々を含みますが、これに限りません。CEMBIブロードは、新興国市場の社債の投資ユニバースを示す際、一般に使われるインデックスです。

副投資運用会社は、ファンドの投資目的を達成するため派生商品を利用することができます。例えば、副投資運用会社は、シングルネーム・クレジット・デフォルト・スワップ、インデックス・クレジット・デフォルト・スワップまたは金利スワップのロング・ポジションまたはショート・ポジションをとることができます。副投資運用会社はまた、為替先渡取引を行うこともできます。かかるデリバティブ取引は、リスク・ヘッジのみを目的に行う予定です。

副投資運用会社は、ファンドのポートフォリオで、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの関連会社により運用される集团的投資スキームを含む他の集团的投資スキームへの投資を通じて、上記のいずれかの資産クラスのエクスポージャーを得ることができます。

円ヘッジ受益証券に関して、管理会社および／またはその委託先は、為替リスクを軽減（ただし排除するものではありません。）し、円ヘッジ受益証券の価額を円（円ヘッジ受益証券の表示通貨）に対する米ドルの値下りから保護するため、為替ヘッジ取引を行います。管理会社および／またはその委託先は、円と米ドルの間の為替変動に対する円ヘッジ受益証券の通貨エクスポージャーに伴うリスクをほぼ100%ヘッジすることを目指しますが、当該投資対象の将来価値が変動することその他の要因のため、通貨エクスポージャーがいつも100%ヘッジされるとは限りません。円ヘッジ受益証券の投資者は、為替ヘッジ取引のため、米ドルが円に対して値上がりしても、円ヘッジ受益証券の受益証券1口当たり純資産価格がこれに対応して値上りするものではないことに留意する必要があります。

円ヘッジなし受益証券に関して、円と米ドルの間の為替変動に対する円ヘッジなし受益証券の通貨エクスポージャーはヘッジされません。円ヘッジなし受益証券の投資者は、次の段落に記載するものを除き、円と米ドルの間の為替変動に対するリスクを負うことに留意する必要があります。

米ドル以外の通貨建の資産への投資について、管理会社および／またはその委託先は、米ドルと、米ドル以外の通貨の間の為替レートの変動に対するファンドのエクスポージャーに伴うリスクをヘッジするため為替ヘッジ取引を行うことがある一方、行わないこともあります。本書の日付において、かかる為替ヘッジは、副投資運用会社が行います。

上記の為替取引に関連し、為替ヘッジ取引の相手方（ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンを含みますが、これに限りません。）が複数となる場合があります。

投資運用会社は随時、その裁量において、他の、もしくは追加の副投資運用会社または投資顧問会社を選任することができます。

ファンドの投資目的が達成される保証はありません。

ファンドの特徴

◆新興国企業が発行する債券（以下、新興国社債）を主な投資対象とし、魅力的な利回りの獲得とファンド資産の成長を目指します。

- 主に米ドル建の新興国社債を中心に投資を行いますが、現地通貨建の新興国社債にも投資することがあります。
- 新興国社債のうち、主に投資適格債、ハイイールド債を投資対象とします。
- リスク管理またはリスクヘッジの観点から、米国国債、クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)、金利スワップ等に投資を行うこともあります。

◆「円ヘッジ」と「円ヘッジなし」の2種類からお客様の運用ニーズに合わせてお選びいただけます。

- 「円ヘッジ」は、投資を行う米ドル建の資産について、原則として対円での為替ヘッジ*を行うことで為替変動リスクを低減し、新興国社債の高利回りの恩恵を安定的に享受することを目指します。
- 「円ヘッジなし」は、為替変動による影響を受けるものの、新興国社債の高利回りと円安時の為替差益(円高時は為替差損)の獲得を目指します。

*米ドルと円の取引で為替ヘッジを行う場合、円と米ドルの短期金利の状況によっては、ヘッジコストがかかります。

◆「毎月分配型」と「資産形成型」の2種類からお客様の運用ニーズに合わせてお選びいただけます。

- 「毎月分配型」と「資産形成型」には、各々クラスA受益証券とクラスB受益証券があり、同一クラス間で転換手数料なしでスイッチングが可能です。また、同一クラス間であれば、「円ヘッジ」と「円ヘッジなし」の間のスイッチングも可能です。
- クラスB受益証券のご購入より7年経過後、投資者の反対の意思表示がない限り、クラスB受益証券は管理報酬等が低いクラスA受益証券に転換手数料なしで転換されます。

注:クラスA受益証券とクラスB受益証券は手数料に相違があります。

◆ファンドの実質的な運用はBNYメロン・グループ傘下の運用会社であるインサイト・インベストメント・マネジメント(グローバル)リミテッド(以下「インサイト」または「副投資運用会社」といいます。)が行います。

- インサイトはロンドンを拠点とする、債券のアクティブ運用、絶対収益型運用*において専門性がある運用会社です。

*絶対収益型運用とは市場の変動に左右されないで収益を追求することを目的とした運用を指します。投資元本に対する収益を追求することを目標として運用を行いますが、「必ず収益を得ることが出来る運用」という意味ではありません。

（２）【投資対象】

前記「（１）投資方針」をご参照ください。

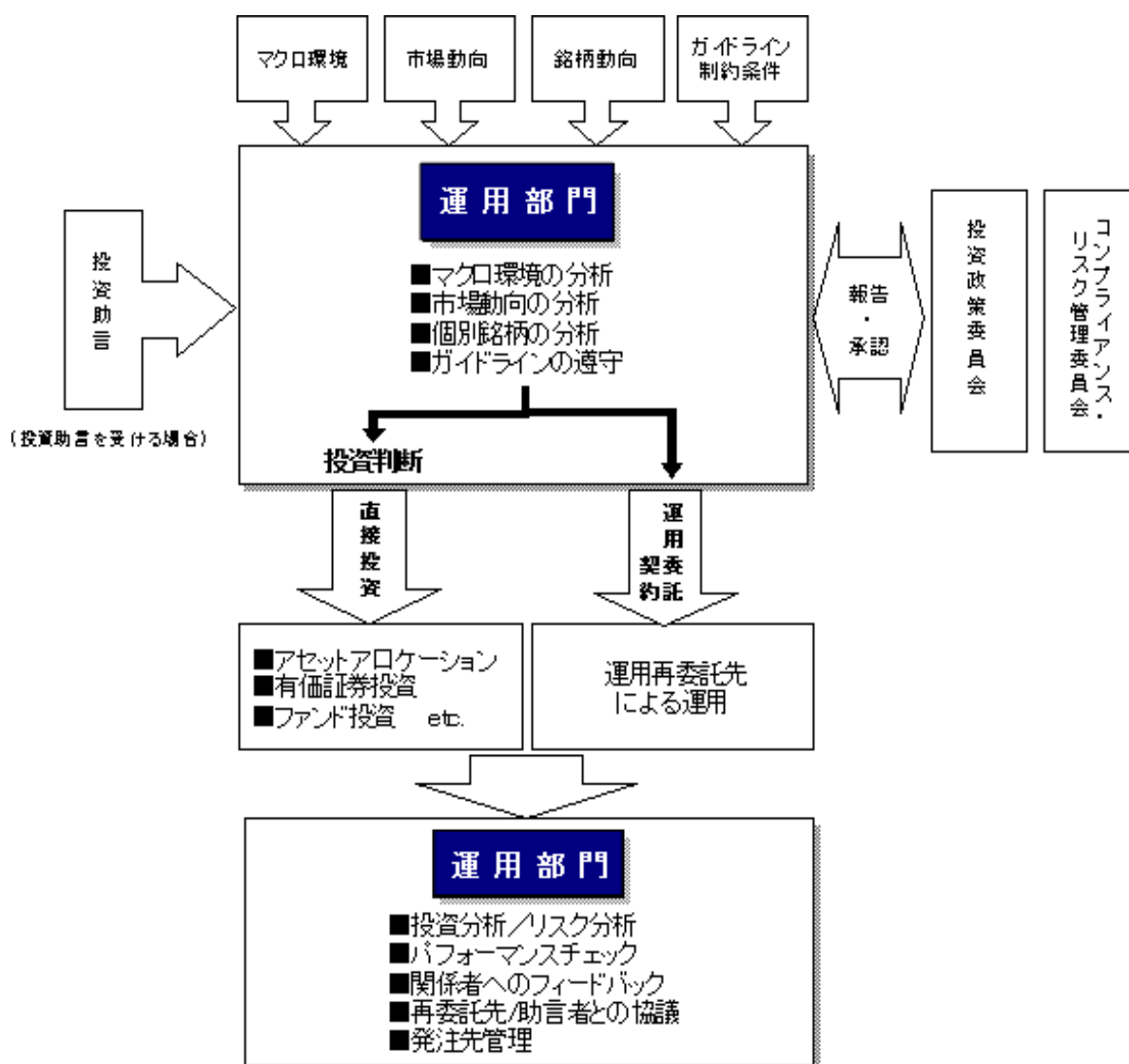
（３）【運用体制】

① 投資運用会社

管理会社は、ファンド資産の投資および再投資に関する運用に関する業務を、投資運用契約に基づき、BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に委託しています。

投資運用会社は、ファンド資産の投資および再投資の運用に関する業務を副投資運用会社に委託しています。

＜投資運用会社における運用体制＞



- a. 運用部門では、マクロ景気動向、各資産の市場動向、個別銘柄の動向に関して調査、分析を行い、これらをもとに投資を行い、また、運用再委託先の評価を行います。
- b. 投資信託に対する投資を行う場合は、ポートフォリオ全体から見た投資の適切性および投資信託の相対的な優位性等を検討した上で、これを実施します。
- c. 投資および運用再委託先の運用モニタリングにおいて、運用ガイドラインの遵守状況、また、これに定められた制約条件に沿った運用が執行されていることを確認します。
- d. 運用計画、発注先の評価、その他運用に関し付議すべき事項に関しては、投資政策委員会に付議され、運用実績、ガイドラインの遵守状況、ファンド運営に関する過誤の有無、発注実績等については、報告事項として投資政策委員会で報告されます。また、これらについてのコンプライアンス上の事項に関しては、コンプライアンス・リスク管理委員会に付議され、あるいは報告されます。
- e. 運用部門では、運用の結果である、運用実績、ポートフォリオの状況等についてモニタリングを実施し、評価、評価レポートの作成、運用再委託先との協議および発注状況の管理等を実施します。
- f. 運用再委託先または必要に応じてファンドの運用者に対するデューディリジェンスを定期的に実施します。

資産の運用に係る投資方針の決定を行う社内組織

投資運用会社の投資方針の決定は、マクロ環境、市場動向、銘柄動向等の分析及びガイドラインの遵守に基づき運用部門が行います。

投資方針の作成、実施にあたっては、投資運用会社独自の分析・調査のほかにBNYメロン・グループ各社等の調査・分析を活用します。また、投資方針の決定は、月に二度開催される投資政策委員会に運用部門から報告され、同委員会は投資方針の決定が適切に行われているか監督し、確認しています。

社内規程

以下の規程等に基づき運営しています。

- 「投資政策委員会」運営規程
- コンプライアンス・リスク管理委員会規程
- ファンド・マネージャー服務規程
- 運用業務規程
- 運用の再委託等についての規程
- 投資一任契約に係る議決権行使に関する規程
- 投資信託財産として有する株式に係る議決権の行使に関する規程

② 副投資運用会社

投資運用会社は、ファンドの投資ポートフォリオの投資および再投資の運用に関する業務を、インサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッドに委託しています。

副投資運用会社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの子会社であり、英国金融サービス機構による認可および規制を受けています。

インサイトはロンドンを拠点とする、債券のアクティブ運用、絶対収益型運用*において専門性がある運用会社です

インサイトは、2002年に英国で設立された運用会社で、その前身は英国で最も古い資産運用会社の1つであるクレリカル・メディカル(1824年創業)です。2009年11月にBNYメロン・グループに加わり、同グループ傘下の運用会社となりました。

尚、BNYメロン・グループの資産運用部門の総運用資産は2013年9月末時点で1.53兆米ドル(約150兆円、1米ドル97.75円で換算)になります。

▶総運用資産：

4,403億米ドル(約43兆円、1米ドル97.75円で換算、2013年9月末時点)

英国年金資産の運用会社上位10社(2012年12月末時点)

	運用会社	運用資産残高 (百万ポンド)	対前年 伸び率(%)
1	リーガル&ジェネラルインベストメント・マネジメント	285,426	9.1
2	ブラックロック	226,193	-5.2
3	インサイト・インベストメント・マネジメント	193,824	38.5
4	スタンダードライフ・インベストメンツ	60,558	8.2
5	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ	42,326	8.7
6	スコティッシュ・ウイダーズ・インベストメント・パートナーシップ	35,341	9.5
7	M&Gインベストメンツ	32,500	20.4
8	シュローダー	31,600	4.3
9	ハーミーズ・ファンド・マネージャーズ	26,739	21.4
10	ペイリー・ギフォード	24,702	25.1

出所：インサイト、FT researchの情報を基にBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成

* 絶対収益型運用とは市場の変動に左右されないで収益を追求することを目的とした運用を指します。投資元本に対する収益を追求することを目標として運用を行います。が、「必ず収益を得ることが出来る運用」という意味ではありません。

運用プロセス

- ▶ ファンドでは、個々の企業の信用力をグローバルベースで比較・分析することに加え、債券に付与される財務条項、債券発行や債務不履行時に適用される新興国独自の法慣習なども精査し投資対象を抽出します。
- ▶ また、リスク管理では、ポートフォリオのモニタリングに加えて、信用力の低下による債券価格の下落などに対して、クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)^{*1}も活用します。



*1 クレジット・デフォルト・スワップ (CDS)は、信用リスクを売買する金融取引です。CDSを購入すると、信用力が低下して社債価格が急落する局面でも、社債価格下落のリスクヘッジをする効果が期待できます。CDSが対象とする企業が債務不履行 (デフォルト) を起こした場合は、CDSの売り手から元本と金利相当分を受け取ることができます。

*2 社債市場が存在しても、外国人投資家に対する投資規制の存在等から事実上投資が困難な国の銘柄については、投資ユニバースから除外しています。

*3 ファンドの運用資産規模が大きくなった場合、投資銘柄数が増える可能性があります。

出所：インサイトからの情報を基にBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成

（４）【分配方針】

受託会社またはその委託先は、管理会社の指示により、各分配期間（以下「**現分配期間**」といいます。）において管理会社が決定した金額を該当するクラスの受益証券の各受益者に分配します。かかる分配金は、ファンドの収益、実現／未実現のキャピタル・ゲイン、および管理会社が決定し、関連する受益証券のクラスに帰属する分配可能なファンドの資金から支払われます。分配金の額は定期的に見直されます。現分配期間に関する分配は、現分配期間の終了日である分配基準日の時点で受益者名簿に登録されている受益者に対して分配が行われます。分配金は、１円未満は端数を切り捨てて支払いが行われます。

円ヘッジ資産形成型クラスA受益証券、円ヘッジ資産形成型クラスB受益証券、円ヘッジなし資産形成型クラスA受益証券および円ヘッジなし資産形成型クラスB受益証券に関する分配については（もしあれば）、年単位で行われます。分配基準日は、毎年８月10日（この日がファンド営業日でないときは翌ファンド営業日）です。資産形成型クラス受益証券の分配は、資産形成型クラス受益証券の分配基準日の後４ファンド営業日または管理会社が適宜決定するその他の日（この段落において以下、資産形成型クラス受益証券の分配に関連して「**分配日**」といいます。）において行われ、日本の受益者に対する分配金の支払いは、通常、分配日から日本における２営業日後に、販売会社を通じて行われます。

円ヘッジ毎月分配型クラスA受益証券、円ヘッジ毎月分配型クラスB受益証券、円ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券および円ヘッジなし毎月分配型クラスB受益証券に関する分配については（もしあれば）、月単位で行われます。分配基準日は、毎月の10暦日（この日がファンド営業日でないときは翌ファンド営業日）です。毎月分配型クラス受益証券の分配は、毎月分配型クラス受益証券の分配基準日の後４ファンド営業日または管理会社が適宜決定するその他の日（この段落において以下、毎月分配型クラス受益証券の分配に関連して「**分配日**」といいます。）において行われ、日本の受益者に対する分配金の支払いは、通常、分配日から日本における２営業日後に、販売会社を通じて行われます。

（注）「**営業日**」または「**ファンド営業日**」とは、ロンドン、ルクセンブルグ、ニューヨーク、および東京の銀行ならびに日本における金融商品取引業者が営業を行う日（土曜日または日曜日を除きます。）、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。

投資者は、ファンドに関する分配金の支払いが完全に管理会社の裁量に基づくものであり、各分配期間において分配が行われることは保証されていない点、または各クラス受益証券について分配が行われることは保証されていない点に留意する必要があります。円ヘッジ資産形成型クラスA受益証券、円ヘッジ資産形成型クラスB受益証券、円ヘッジなし資産形成型クラスA受益証券および／または円ヘッジなし資産形成型クラスB受益証券に関する年次の分配額は、同じ期間に支払われた円ヘッジ毎月分配型クラスA受益証券、円ヘッジ毎月分配型クラスB受益証券、円ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券および／または円ヘッジなし毎月分配型クラスB受益証券に関する月次の分配額の総額を上回ることもあれば下回ることもあります。

上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配金に関するご留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、1口当たり純資産価格は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

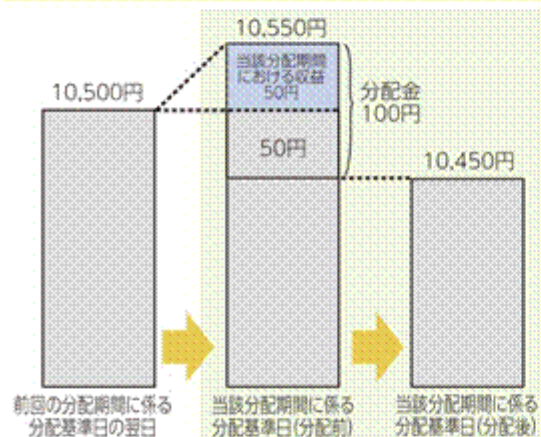
投資信託の純資産

分配金

- 分配金は、分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、当該分配期間に係る分配基準日(分配後)における1口当たり純資産価格は、前回の分配期間に係る分配基準日の翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配期間は、分配基準日の翌日から次の分配基準日までの期間をいいます。

分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前回の分配期間に係る分配基準日の翌日から
1口当たり純資産価格が上昇した場合



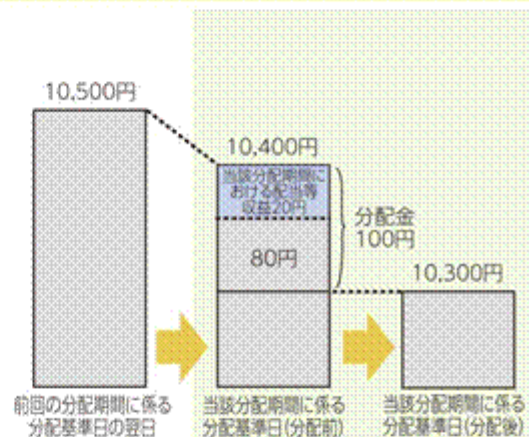
(注) 当該分配期間に生じた収益以外から50円を取り崩す

※上記において、純資産価格は1万口当たりで表示されています。

※分配金は、ファンドの分配方針に基づき支払われます。分配方針については、本書の「分配方針」をご参照ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんのでご注意ください。

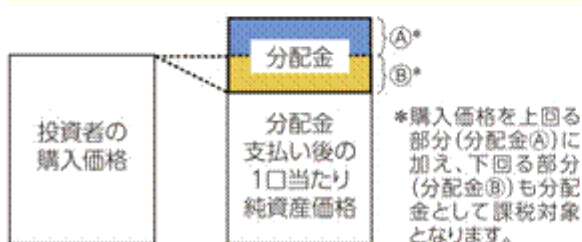
前回の分配期間に係る分配基準日の翌日から
1口当たり純資産価格が下落した場合



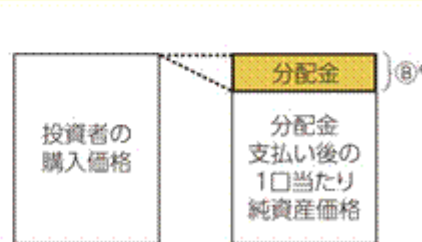
(注) 当該分配期間に生じた収益以外から80円を取り崩す

- 投資者のファンドの受益証券の購入価格によっては、以下のとおり、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より1口当たり純資産価格の値上がり小さかった場合も同様です。この場合、当該元本の一部払戻しに相当する部分も分配金として分配課税の対象となります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金、(5)課税上の取扱い」をご参照ください。

（５）【投資制限】

投資制限

管理会社、投資運用会社または副投資運用会社は、ファンドに関して次の投資制限に服します。

- （a）証券取引所に上場されておらず、または容易に換金できない投資対象を取得した結果、ファンドが保有する当該投資対象の総価値が、かかる取得直後において、最新の入手可能な純資産総額の15%を超えることになる場合、その投資対象を取得することはできません。
- （b）ファンドは、ある一つの会社の株式を取得した結果、管理会社または投資運用会社または副投資運用会社が運用を行うすべての投資信託が保有する当該会社の株式総数が当該会社の全発行済み株式総数の50%を超えることになる場合、その会社の株式を取得することはできません。
- （c）ファンドは、ある一つの会社の株式を取得した結果、ファンドが保有する当該会社の株式総数が当該会社の発行済み株式総数の50%を超えることになる場合、その会社の株式を取得することはできません。
- （d）ある一つの会社の株式を取得した結果、ファンドおよび管理会社または投資運用会社または副投資運用会社が運用を行う外国投資信託受益証券が保有する当該会社の議決権総数が当該会社の議決権総数の50%を超えることとなる場合、その会社の株式を取得することはできません。この制限は他の投資信託への投資には適用されません。上記の百分率の計算は、管理会社の裁量により、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができます。
- （e）ファンドの純資産の15%を超えて、容易に換金できない、私募形式で販売された有価証券、非上場証券または不動産等の非流動性資産に投資することはできません。ただし、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則第16条（外国投資信託受益証券の選別基準）（適宜改正または代替されます。）に定める価格の透明性を確保するために適当な措置が講じられている場合はこの限りではありません。上記の百分率の計算は、管理会社の裁量により、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができます。
- （f）ファンドの純資産総額を超える場合、証券の空売りを行うことはできません。
- （g）ファンドの資産価値の50%超が、（i）金融商品取引法第2条第1項で定義される「有価証券」（同法第2条第2項により有価証券とみなされる同号に掲げられた権利を除きます。）の定義に該当しない資産、または（ii）「有価証券」に関連する「デリバティブ」の定義に該当しない資産で構成されることになる場合、ファンドはその投資対象を取得または追加取得することはできません。
- （h）管理会社または第三者の利益を図る目的で行う取引で、受益者の保護に欠け、またはファンドの資産の適正な運用を害することになる取引を行うことはできません。
- （i）自己またはその取締役と取引を行うことはできません。
- （j）管理会社またはファンド以外の者の利益を図ることを目的とした取引を行うことはできません。
- （k）下記の「借入制限」の項に記載される借入方針に従う場合を除きファンドの勘定で借入れを行うことはできません。

上記の投資制限に適用される法律または規則が変更またはその他の方法で差し替えられる場合でかつ適用される法令に違反することなく投資制限を変更することができると、受託会社と協議した上で管理会社が判断する場合、管理会社は、受益者の同意を得ることなく（ただし、当該変更または削除について21日前までに受益者に通知が付与されることを条件とします。）、上記のいずれかの投資制限を適宜、変更または削除する権利を有するものとします。

上記の制限に加えて、管理会社、投資運用会社および副運用会社は、ファンドの勘定で、受益者の利益に反し、またはファンドの資産の適正な運用を阻害する取引を行うことはできません。

借入制限

ファンドの勘定で資金を借り入れることができます。ただし、借入総額は純資産総額の10%を超えないことを条件とします（合併、統合等の場合のような特別な緊急事態においては、かかる10%制限を一時的に超過することはできるものとします。）。

3【投資リスク】

① リスク要因

投資者は、受益証券の価格は上昇する場合もあれば下落する場合もあることを認識しておく必要があります。ファンドへの投資には、大きなリスクが伴います。管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、ファンドの投資目的と投資制限の制約の範囲内で損失の可能性を最小限に抑えられると同社が考える投資戦略を実行する予定ですが、かかる戦略が実行されるという保証、または、実行されたとしても成功を収めるという保証はできません。受益証券の流通市場が生まれる可能性は低いため、受益者は、買戻しによる方法に限り、保有する受益証券を処分することができます。投資者は、ファンドに対する投資の全部または大部分を失う可能性があります。したがって、各投資者は、ファンドに投資するリスクを負担することができるか否かを慎重に検討する必要があります。リスク要因に関する以下の記述は、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明することを意図したものではありません。

ファンドに投資するリスクは、以下を含みます。

新興国市場のリスク

管理会社、投資運用会社および／または副投資運用会社は、ファンドのポートフォリオで、新興国市場へ投資を行うことができます。新興国市場への投資には、大きなリスクが伴い、投機的と考えるべきです。それらのリスクには、（a）接収、没収課税、国有化ならびに社会的、政治的および経済的な不安定性、不安または不確実性のリスクが大きいこと、（b）現時点において新興国市場の発行体向けの証券市場の規模が小さく、かつ、取引が少ないか、または取引が存在しないため、流動性に欠け、価格および／または市場の変動性が大きいこと、（c）国の政策により、国益に影響すると思われる発行体または産業への投資の制限、および投資元本の本国送金への制限など、投資機会が制限される場合があること、（d）開示、コーポレート・ガバナンス、監査および財務報告書の水準が低いこと、ならびに（e）民間資本による投資または外国資本による投資、私有財産、信託関係および投資者保護に適用される発達した法的枠組みが存在していないことが含まれます。

債券のリスク

債券は、発行体が債務の元利金を支払うことができないリスク（信用リスク）を負っており、また金利の感応度、発行体の信用度に関する市場の認知および市場全体の流動性等の要因により価格が変動すること（市場リスク）があります。

発行体が適時に元利金を支払うことができない場合（または支払うことができないと思われる場合）、当該証券の価値の評価は困難になります。したがって、このような証券の評価は概算になり、評価が評価者によって異なることがあります。流動性のある取引市場が存在しない証券の場合、その証券の適正価格を決定できないことがあります。

信用格付機関が証券に付与した格付は、証券の市場価格の変動性または流動性の評価が織り込まれていません。証券の格付が投資時点の格付より下がった場合は、必ずしも現金化できるとは限りません。

仕組証券もまた、複雑ではない証券に比べより不安定であり、流動性を欠き、かつ正確な価格決定が困難なことがあります。債券の価格は一般的に金利とは逆に変動するため、売買取引の時期によっては売却益または売却損となることがあります。

非投資適格債券／格付を取得していない債券

投資運用会社および／またはその委託先は、ファンドのポートフォリオで、収益を追求するため、投資適格債券、非投資適格債券および格付を取得していない債券へ直接的または間接的に投資をすることができます。ファンドの投資対象のポートフォリオにおいて、非投資適格債券および格付を取得してい

ない債券の割合が高くなる場合があります。そのため、信用リスクが増大した場合、長期的な資産の成長を追求するための投資目的の達成が不可能になることがあります。

非投資適格債券とは、ムーディーズによるBaa格、S & PによるBBB格またはその他の有力格付機関による同等の格付未満の債券をいいます。ファンドのポートフォリオで保有する証券の格付が低ければ低いほど、発行体の財務状況もしくは一般的な経済情勢またはその両方が悪化した場合、または、金利が予想外に上昇した場合、発行体の元利金を支払う能力が損なわれる可能性が高くなります。かかる証券には、一般に大きなデフォルト・リスクが伴い、当該リスクは、投資対象の元本価値に影響を及ぼすことがあります。

格付機関は、転換社債を含む債券の信用力の格付を行う民間業者です。格付機関が付与した格付は、信用力の絶対基準ではなく、市場リスクを評価していません。格付機関は信用格付を適時に変更しないことがあり、発行体の現在の財政状態が、格付が示す状態より好転していることも悪化していることもありえます。副投資運用会社は、証券の格付が購入時の格付より下がった場合に必ずしも当該証券を売却するものではありません。副投資運用会社は、信用格付のみに依存しておらず、自ら発行体の信用力を分析することがあります。

副投資運用会社は、無格付証券（格付機関による格付を取得していない証券）を購入することがあります。無格付証券は、類似する証券で格付を取得しているものより流動性を欠くことがあり、副投資運用会社が証券の相対的な信用格付を正確に評価することができないリスクを伴うことがあります。高利回り証券の発行体の信用度の分析は、より格付の高い債券の発行体よりも複雑なことがあります。副投資運用会社が高利回り証券および／または無格付証券に投資する限り、ファンドが投資目的を達成するか否かは、副投資運用会社がより高い格付を取得している証券のみに投資する場合に比べ、副投資運用会社による信用度の分析に大きく依存するといえます。

ソブリン債

副投資運用会社は、ファンドのポートフォリオで、政府およびその機関が発行した債務証券に投資することがあります。副投資運用会社がファンドのポートフォリオで投資するソブリン債務証券の発行体は、その対外債務を返済する際に困難な状況に陥ることがあります。こうした場合、特に、これらの国々は債務の元利金の返済の繰延べ、および特定の負債の再編を余儀なくされることがあります。債務の返済繰延べおよび再編に係る協定には、新たなもしくは修正された信用協定を取り決めるか、または残存元本および未払利息を「プレイディ債」もしくは類似する証券に転換した上で、利息の支払いについて新たな信用供与を得ることにより、元利金の支払いの減額および返済繰延べを行うことがあります。

金利の変動

債券の価格は、金利の変動に基づき変化することがあります。一般的に、金利の上昇局面では、債券の価格は下落し、金利の低下局面では、債券の価格は上昇する傾向にあります。債券の価格変動は、債券の残存期間および発行条件を含む多くの要因に依存します。

また金利の変動は、副投資運用会社がファンドのポートフォリオで購入するか、または空売りする派生商品の価値および価格決定にも影響を及ぼすことがあります。

保管リスク

ファンドは、直接的または間接的に、保管制度および／または決済制度が十分に発達していない市場に投資する場合があります。かかる市場で取引され、かつ、副保管業者に委託されたファンドの資産は、当該副保管会社の利用が必要となる状況下では一定のリスクにさらされることがあります。かかるリスクには、現物有価証券の取引代金決済と引換えに引渡しが行われないこと、その結果、偽造有価証券の流通、コーポレート・アクションに関する情報の不足、有価証券の取得可能性に影響を及ぼす登録

手続、法律／財務に関する適切な制度の欠如、および中央預託機関の補償制度／賠償基金が存在しないことが含まれますがこれらに限られません。

政治および／または規制のリスク

ファンドの資産の価値は、国際的な政治情勢、政府の政策の変化、税制の変更、為替変動、および投資先の国々における法規制の変更などの不確実性によって影響を受ける可能性があります。また、投資が行われる可能性のある一部の国における法制度ならびに会計、財務監査および開示基準によっては、主要な証券市場で一般に適用されるものと同程度の投資者保護または投資者に対する情報開示が行われない可能性があります。

先物取引

先物の価格は変動することがあります。先物取引に通常必要とされる証拠金は少額であるため、先物取引勘定には極めて大きなレバレッジがかかっています。その結果として、先物契約における小さな値動きによって、投資者が大きな損失を被ることがあります。先物取引の結果、投資額を超える損失を被ることがあります。

先物取引は、流動性に欠ける場合があります。一部の取引所においては、一日の取引の価格変動幅の限度を超える価格での先物取引を行うことができない場合があります、この場合、副投資運用会社は不利なポジションを早期に精算することができなくなり、ファンドに相当程度の損失が生じる可能性があります。法域によっては、為替制度および規制当局が、個人または集団が保有またはコントロールする多くの先物ポジションに対して投機ポジションの制限を課すことがあります。投機ポジション制限を遵守するため、ファンドの先物ポジションを投資運用会社もしくはその委託先がまたは投資運用会社もしくはその委託先の顧客が保有またはコントロールする先物ポジションと統合しなければならなくなる可能性があります。この結果、投資運用会社および／またはその委託先は特定の先物取引において先物ポジションを取ることができなくなったり、ファンドのポートフォリオで特定の先物ポジションを精算しなければならなくなったりすることがあります。

投資ポートフォリオの流動性

流動性は、ファンドのポートフォリオで適時に投資対象を売却できるかどうか副投資運用会社の能力に関係します。比較的流動性が低い証券の市場は、流動性が高い証券の市場に比べて価格変動が大きい傾向があり、比較的流動性が低い証券にファンドの資産を投資した場合、副投資運用会社は、その希望する価格で、かつ、希望する時に、ファンドの投資対象を処分できないことがあります。前述のとおり、先物のポジションは、例えば一部の取引所が一日当たりの「価格変動幅」または「値幅制限」と称する規制によって特定の先物契約の価格の一日の値幅を制限しているため、流動性を欠く場合があります。特定の先物契約の価格が値幅制限に相当する額まで上昇または下落した場合、トレーダーが制限の範囲内で取引を実行する意思がない限り、先物のポジションを取ることでも精算することでもできません。それと同様の事態が生じた場合、副投資運用会社は、不利なポジションを迅速に精算することができない場合があります、ファンドが多額の損失を被ることがあります。さらに、取引所が特定の契約の取引を中止し、即時の精算および決済を命じ、または特定の契約の取引を精算目的に限定する命令を下す可能性があります。流動性不足のリスクは、店頭取引においても発生します。現時点においては店頭取引のための規制された市場は存在しておらず、買呼値と売呼値を設定するのは先物ディーラーのみです。市場取引ができない証券への投資には流動性リスクが伴います。さらに、かかる証券は評価が困難であり、また投資者保護のための市場を規制するルールが、発行体に適用されません。

外国為替リスク、外国為替市場とヘッジ

ファンドは、米ドルと円（受益証券の表示通貨）の間の為替レートの変動リスクを負うことになります。

円と米ドルの間の為替変動は予測できません。為替レートに影響を与える可能性がある要因には、貿易収支、短期金利水準、類似資産の異なる通貨間の相対価値の差、長期的な投資と値上がりの機会、および政治情勢があります。

円ヘッジ受益証券に関して、管理会社および／またはその委託先は、為替レートリスクを軽減し（ただし排除するものではありません。）、円ヘッジ受益証券の価値を米ドルの円（円ヘッジ受益証券の表示通貨）に対する値下りからヘッジするため為替ヘッジ取引を行います。管理会社および／またはその委託先は、円と米ドルの間の為替変動に対する円ヘッジ受益証券の通貨エクスポージャーに伴うリスクをほぼ100%ヘッジすることを目指しますが、当該投資対象の将来価値が変動することを主な要因として、かかるエクスポージャーがいつも100%ヘッジされるとは限りません。円ヘッジ受益証券の投資者の皆様は、かかる為替ヘッジ取引のため、米ドルが円に対して値上りしても、円ヘッジ受益証券の受益証券1口当たり純資産価格がこれに対応して値上りするものではないことにご留意ください。

円ヘッジなし受益証券に関して、円と米ドルの間の為替変動に対する円ヘッジなし受益証券の通貨エクスポージャーはヘッジされません。円ヘッジなし受益証券の投資者の皆様は、次の段落に記載するものを除き、円と米ドルの間の為替変動に対するリスクを負うことにご留意ください。円に対する米ドルの値上りは、他の条件がすべて同じ場合、円ヘッジなし受益証券の受益証券1口当たり純資産価格の上昇をもたらすのに対し、逆に、円に対する米ドルの値下りは、他の条件がすべて同じ場合、円ヘッジなし受益証券の受益証券1口当たり純資産価格の下落をもたらします。

米ドル以外の通貨建資産への投資について、管理会社および／またはその委託先は、米ドルと米ドル以外の通貨の間の為替レートの変動に対するファンドのエクスポージャーに伴うリスクの全部または一部をヘッジするため為替ヘッジ取引を行うことがある一方、行わないこともあります。ただし、実行されたとしても、かかるエクスポージャーを完全に排除することは不可能です。為替レートの変動は、ファンドの投資対象の価値に、また最終的に受益者が受け取るリターンに重大な影響を与える可能性があります。

外国為替市場は、変動性が極めて大きく、極めて専門的かつ高度な技術を要します。かかる市場では、流動性や価格の変動等の重大な変化が極めて短期間に発生することがあり、数分の間に発生することも少なくありません。外国為替取引のリスクには、為替レートリスク、金利リスクおよび、現地の為替市場、外国資本による投資または特定の外貨取引の規制を通じて外国政府が介入する可能性も含まれますが、これらに限定されません。

管理会社および／またはその委託先は、かかる為替リスクをヘッジするため先渡契約、オプション、先物およびスワップ等の金融商品を利用することがあります。ポートフォリオのポジションの価値が下落した場合、かかるヘッジによってポジションの価値の変動を解消することまたは損失を防ぐことはできませんが、同じ変動から利益を上げるために別のポジションを設けることで、ヘッジしたポートフォリオのポジションの価値の下落は緩和されます。ヘッジ取引では、ポートフォリオのポジションの価値が上昇した場合に利益を上げる機会も制限されることがあります。

ヘッジ取引の効果は、為替や金利の動向により変化することがあります。ヘッジ戦略に使用する商品の値動きとヘッジ対象となるポートフォリオのポジションの値動きとの相関性の度合いは変化することがあります。管理会社および／またはその委託先は、かかるヘッジ商品とヘッジ対象のポートフォリオの投資対象の通貨との間に完全な相関性を確立することができないことがあります。かかる不完全な相関性により、管理会社および／またはその委託先は意図するヘッジを達成することができないか、またはファンドが損失リスクにさらされる可能性があります。

外国為替ヘッジ取引の相手方は複数となることもあります。そのため、同じ時期に取引を行うなど類似するヘッジ取引を行った場合でも使用する価格またはレートが同一でないことがあります。

派生商品

副投資運用会社は、その裁量において、ファンドの投資戦略を実施するため、様々な派生商品取引（先物、フォワード、オプションおよびスワップを含みますがこれらに限られません。）において適切なポジションをとることができます。

派生商品には、価値が一または複数の原証券、金融ベンチマーク、通貨または金融指数にリンクした商品および契約が含まれます。派生商品によって投資者は、原資産に投資する場合に比べてごくわずかなコスト負担で特定の証券、金融ベンチマーク、通貨または金融指数の値動きをヘッジし、またはかかる値動きについて投機的取引をすることができます。派生商品の価値は、原資産の価格変動に大幅に依存しています。したがって、原資産の取引に伴うリスクは、多くの場合、派生商品取引にも当てはまります。その他にも派生商品取引には数多くのリスクがあります。一例として、派生商品では取引を実行する際に支払い、または預託する金銭に比べて市場のエクスポージャーが極めて大きい場合が多いため、比較的小規模の不利な市場変動によってすべての取引を実行する際に支払い、または預託した金銭を失うばかりでなく、ファンドがその金額を上回る損失を被ることがあります。さらに、副投資運用会社がファンドの勘定で取得を希望する派生商品を、満足のいく条件で特定の時点において入手できるという保証はなく、そもそも入手できるか否かも保証されていません。

ファンドの証拠金取引口座を担保するためにブローカーに差し入れた証券の価値が目減りした場合、ファンドには追証が発生し、ブローカーに追加の資金を預託するか、または目減り分を補填するために担保として差し入れた証券の換金を強いられることがあります。ファンドの資産価値が急落した場合、副投資運用会社は、ファンドの証拠金債務の支払いに十分な資産を迅速に換金できない可能性があります。

加えて、副投資運用会社は、ファンドの勘定で先物契約、店頭外国為替先渡契約およびオプションの空売りを行うことができます。このような空売りは、ファンドを追加的なリスクにさらす可能性があります。

クレジット・デフォルト・スワップ

副投資運用会社は、随時、ファンドの投資方針の一環としておよびリスク・ヘッジを目的に、クレジット・デフォルト・スワップ等の上場および店頭クレジット・デリバティブを売買することがあります。かかる契約により、副投資運用会社は、一定の証券または証券指数に対するファンドのエクスポージャーを管理することができます。かかる商品について、ファンドのリターンは、特に利回り格差の動きによって変動します。当該商品のポジションを設定するため通常要求される当初預託証拠金により、高度のレバレッジが可能になります。その結果、契約価格の比較的わずかな値動きにより、当初証拠金として実際に預託された資金の額に比べて大きな利益または損失を生じることがあり、また預託証拠金を大幅に上回る損失となることがあります。クレジット・デリバティブ等の店頭派生商品の取引は、建玉を決済するための取引所市場が存在しないため、追加リスク（カウンターパーティー・リスク等）を伴うことがあります。

買戻しの影響

受益者によって大量の受益証券の買戻しが行われる場合、副投資運用会社は、買戻しに必要な資金を調達するために本来望ましいと考えられるペースよりも早くファンドの投資対象を精算せざるを得なくなる可能性があります。

転換社債

転換社債は、発行体の株式に転換することができる権利を内包した社債です。かかる転換権は、社債保有者の裁量で行使されるもので、そのため、転換社債の価値は発行体の株式の値動きによって相当の影響を受け、株価が下落することによって転換社債の価値も下落することがあります。

カウンターパーティー・リスク

ファンドは、契約の条件に関する解釈の相違（正当な根拠をもって主張されるものとは限りません。）または信用もしくは流動性の問題を理由に取引相手が条件に従って取引を決済しないリスクにさらされ、ファンドが損失を被ることになる場合があります。かかる「取引相手のリスク」は、決済を妨げる出来事が生じた場合、または取引が単一もしくは少数グループの取引相手との間で行われた場合に、満期がより長い契約について大きくなります。受託会社、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、ファンドに関して、取引を特定の取引相手に限ることまたは取引の一部もしくは全部を一つの取引相手に集中させることを制限されていません。さらに、受託会社、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、取引相手の信用度を評価する内部信用評価機能を有することもあれば有しないこともあります。内部評価システムを利用する場合であっても、提示された評価は指標となるものにすぎず、システムが実際の信用度の変化を適時かつ正確にとらえるとの保証はありません。受託会社、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社が一または複数の取引相手と取引を行う能力、利用する場合の内部評価システムの限界およびかかる取引相手の財政的能力についての独立した評価の欠如により、ファンドが損失を被る可能性が増大する場合があります。

ファンドは、非上場派生商品に関して取引を行う取引相手の信用リスクにさらされる場合があります。これは、取引所決済機関の履行保証のような整備された取引所において派生商品の取引参加者に適用されるものと同様の保護が、かかる非上場派生商品の取引には与えられないことによります。非上場派生商品取引の取引相手は、公認取引所ではなく取引に従事する特定の会社または企業であり、よって、受託会社、管理会社、投資運用会社または副投資運用会社がファンドに関してかかる商品の取引を行う取引相手の支払不能、破産または債務不履行により、ファンドに多額の損失が発生する可能性があります。受託会社、管理会社、投資運用会社または副投資運用会社は、ファンドに関して、特定の派生商品取引に関する契約に基づく債務不履行に関して契約上の救済を得られることがあります。ただし、当該救済は、提供される担保またはその他の資産が十分でない限り、不十分である可能性があります。

最近、複数の大手金融市場参加者（店頭取引およびブローカー間取引の取引相手を含みます。）が契約上の義務を期日に履行することができず、または不履行寸前の状態にあり、金融市場で見られる不確実性が高まり、かつてないほどの政府介入、信用および流動性の収縮、取引および金融取決めの早期解約、ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行につながっています。かかる混乱は、支払能力のあるプライムブローカーおよび貸し手でさえも、新たな投資への融資を渋るもしくは望まない、または最近有効であったものに比べて著しく不利な条件で融資を行う原因となっています。取引相手が債務不履行に陥らないとの保証はなく、ファンドが結果として取引に基づく損失を被らないとの保証もありません。

仲介およびその他の取決め

ポートフォリオ取引を実行するブローカーまたはディーラーを選定する際、副投資運用会社は、競争入札により業者を募集する必要はなく、最も手数料が低廉な業者を探す義務も負いません。副投資運用会社は、リサーチまたはサービスを提供するまたはそれらの支払いを行うブローカーまたはディーラーに対し、同様の取引について他のブローカーまたはディーラーよりも高い手数料を支払うことができます。

決済ブローカーの支払不能リスク

受託会社、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、ファンドに関して、上場先物取引および上場証券取引の精算および決済を行う複数のブローカーのサービスを利用することができます。適用ある規則および規制により顧客資産に何らかの保護が与えられる場合があるものの、ファンドのブロー

カーのうちの一社が支払不能に陥った場合、当該ブローカーの下で保有されるファンドの資産がリスクにさらされる可能性があります。

経済状況

その他の経済状況（例えば、インフレ率、産業の状況、競争、技術開発、政治および外交上の出来事および動向、租税法ならびにその他の無数の要因を含みます。）の変化は、ファンドの利回りに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。かかる状況は、いずれも投資運用会社または副投資運用会社の支配が及びません。ファンドが直接的または間接的にポジションを保有する市場の予期しない変動または流動性によって、ファンドの資産の投資および再投資を管理する投資運用会社および副投資運用会社の能力が損なわれ、ファンドが、損失のリスクにさらされることがあります。

店頭取引における規制の欠如と取引相手のリスク

副投資運用会社は、ファンドの勘定で店頭取引を行います。一般論として、店頭市場は、整備された取引所における取引と比べて政府の規制および監督が行き届いていません。さらに、一部の整備された取引所の参加者に与えられる取引所決済機関の履行保証などの保護の多くが店頭取引には与えられません。このため、ファンドは、信用や流動性の問題または契約条件に関する紛争を理由に取引相手方が取引を決済しないリスクにさらされます。副投資運用会社が特定の取引相手との間で集中的に取引を行うことについて制限はないため、副投資運用会社がファンドの取引を規制された取引所に限定した場合に比べて、ファンドは、デフォルトによる大きな損失リスクにさらされることになります。

ファンドは、支払不能、破産、政府による制限等の原因により取引相手が取引を履行できないリスクにさらされ、その結果、ファンドに多額の損失が発生する危険性があります。こうしたリスクを軽減するため、副投資運用会社は、ファンドの取引を信用力が高いと思われる取引相手だけに限定する予定です。

将来の規制の変更は予測不能であること

証券市場および派生商品市場には包括的な法律、規則および証拠金要件が適用されます。さらに、米国証券取引委員会および証券取引所は、市場の緊急事態に際して、例えば投機的ポジション制限の適及的实施、証拠金の引上げ、値幅制限の設定、取引停止などの特別措置を講じる権限を有します。米国内外の証券および派生商品の規制は急速に進展しつつある法律分野であり、政府および司法機関の措置によって変更される場合があります。将来の規制の変更がファンドに及ぼす影響は予測が不可能ですが、重大な悪影響となる可能性があります。

分配

投資者は、ファンドに関する分配金の支払いが完全に管理会社の裁量に基づくものであり、各分配期間において分配が行われることは保証されていない点、または各クラス受益証券について分配が行われることは保証されていない点に留意する必要があります。円ヘッジ資産形成型クラスA受益証券、円ヘッジ資産形成型クラスB受益証券、円ヘッジなし資産形成型クラスA受益証券および／または円ヘッジなし資産形成型クラスB受益証券に関する年次の分配額は、同じ期間に支払われた円ヘッジ毎月分配型クラスA受益証券、円ヘッジ毎月分配型クラスB受益証券、円ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券および／または円ヘッジなし毎月分配型クラスB受益証券に関する月次の分配額の総額を上回ることもあれば下回ることもあります。

クラス間債務

受益証券は、異なるクラスで発行されます。基本信託証書は、ファンドの債務が複数の受益証券のクラスに帰属する態様について規定しています（債務は、当該債務が発生した際に関連する特定の受益証

券のクラスに帰属します。）。しかしながら、ファンドが単独の信託として構成されていることから、他の受益証券のクラスに帰属する資産が債務の履行に不十分な場合、あるクラス受益証券の受益者は、自らの保有するクラス受益証券ではない、当該他のクラスの受益証券に関して発生した債務の負担を強制される可能性があります。したがって、いずれかの受益証券のクラスに帰属する債務は、当該クラス受益証券による負担に限定されない場合があり、一または複数の受益証券のクラスに帰属する資産から支払いを行う必要性が生じることがあります。

② リスクに対する管理体制

リスク管理については、副投資運用会社の運用プロセスの中でも重要な位置を占めています。副投資運用会社では、リスクマネジメント部門が、運用部門から独立した立場で、様々な観点からリスク管理を行っています。さらに、適切なリスク管理方針の構築や承認、リスク管理基準の設定などの役割を担うリスクマネジメント委員会において、あらゆるリスク管理に関する事項を監視しています。このような副投資運用会社におけるリスク管理とは別に、投資運用会社でも投資ガイドラインの遵守状況などについて日々のモニタリングを行うほか、副投資運用会社のリスク管理が適切に行われているか、定期的にモニターを行います。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

① 海外における申込手数料

クラスA受益証券については、発行価格に対して上限1.0%（税抜）による申込手数料が加算されます。

クラスB受益証券の申込みには申込時点においては申込手数料は加算されません。ただし、クラスB受益証券については、後述の条件付後払申込手数料が発生します。

② 日本国内における申込手数料

クラスA受益証券については、発行価格に対して次の料率による申込手数料が加算されます。

5億口以上10億口未満	1.05% ^{（注）}	（税抜1.00%）
10億口以上	0.7875% ^{（注）}	（税抜0.75%）

（注）平成26年4月1日以後、消費税率が8%へと変更される予定であり、それに伴い、それぞれ1.08%、0.81%となります。

クラスB受益証券の申込みには申込時点においては申込手数料は加算されません。ただし、クラスB受益証券については、後述の条件付後払申込手数料が発生します。

（２）【買戻し手数料】

① 海外における買戻し手数料

クラスB受益証券の発行日から7年未満の期間に買い戻されるクラスB受益証券について、申込時の発行価格に以下の料率を適用して決定される条件付後払申込手数料（「CDSC」ともいいます。）が請求され、管理会社に支払われます。

受益証券の購入後の経過年数	条件付後払申込手数料（CDSC）
1年未満	4.50%
1年以上2年未満	3.75%
2年以上3年未満	3.25%
3年以上4年未満	2.50%
4年以上5年未満	2.00%
5年以上6年未満	1.25%
6年以上7年未満	0.75%
7年以上	0.00%

② 日本国内における買戻し手数料

クラスB受益証券の発行日から7年未満の期間に買い戻されるクラスB受益証券について、申込時の発行価格に以下の料率を適用して決定される条件付後払申込手数料（CDSC）が課されます。本書の日付現在、日本の消費税はCDSCに対して課せられません。

受益証券の購入後の経過年数	条件付後払申込手数料（CDSC）
1年未満	4.50%
1年以上2年未満	3.75%
2年以上3年未満	3.25%
3年以上4年未満	2.50%
4年以上5年未満	2.00%
5年以上6年未満	1.25%
6年以上7年未満	0.75%
7年以上	0.00%

（※）上記の「受益証券の購入後の経過年数」とは、当該受益証券に関する、国内における買付約定日（同日を含みます。）から国内における買戻約定日の前日（同日を含みます。）までの期間をいいます。疑義を避けるために例示すれば、国

内における買付約定日が2014年4月1日であり国内における買戻約定日が2017年3月31日であった場合、当該買戻しについては3.25%の条件付後払申込手数料が課せられ、また、国内における買付約定日が2014年4月1日であり国内における買戻約定日が2017年4月1日であった場合、当該買戻しについては2.50%の条件付後払申込手数料が課せられます。

- (注1) 投資者は、買戻価格から条件付後払申込手数料を差し引いた金額を買戻時に受領します。条件付後払申込手数料は、7年未満の期間に買い戻された受益証券の当初購入価格に料率を適用して決定されます。
- (注2) 条件付後払申込手数料の金額は、最も低い条件付後払申込手数料率により計算されます。すなわち、投資者は、当該手数料の課せられないクラスB受益証券を最初に買い戻し、その次に長く保有する受益証券を次に買い戻すものとみなされます。
- (注3) クラスB受益証券の受益証券1口当たり純資産価格が、当初購入価格よりも増額した場合、その増額分に条件付後払申込手数料が課せられることはありません。
- (注4) 条件付後払申込手数料は、管理会社に対して支払われるものであり、買戻手続を行う販売会社を通じて精算されます。
- (注5) ファンドがファンド決議により終了するか、受益者決議によって管理会社が解任され後継管理会社が指名される場合は、管理会社が別途その裁量により決定する場合を除き、発行済クラスB受益証券（ファンドの終了、または管理会社の解任および後継管理会社の指名につき反対の投票をした受益者が保有する受益証券を含みます。）のすべては（ファンドの終了または管理会社の解任および後継管理会社の指名が効力を生じた日に買い戻されたものとして取り扱われ）CDSCが課されます。受益者決議によって管理会社が解任され後継管理会社が指名される場合は、（i）CDSCは当該時点で発行済のすべてのクラスB受益証券に対して課され、（ii）その後は各発行日から7年未満の期間に行われるクラスB受益証券の買戻しに対しては、CDSCは課されません。

（3）【管理報酬等】

（a）受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.01パーセントの報酬（ただし、最低年間報酬額を10,000米ドルとします。）を受領する権利を有します。かかる報酬は、各評価日に発生し、同日付で計上され、四半期毎に後払いされます。

（b）管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.85パーセントの管理報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、各評価日に発生し、同日付で計上され、毎月後払いされます。さらに、管理会社は、ファンドの資産から、クラスB受益証券に帰属する純資産総額に対して年率0.72パーセントの販売管理報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、各評価日に発生し、同日付で計上され、毎月後払いされます。受益者決議によって管理会社が解任され、後任の管理会社が選任されてファンドが存続する場合において、クラスB受益証券にCDSCが課された場合には、販売管理報酬は以後発生しません。さらに、管理会社は、ファンドの資産から、基本信託証書に基づき認められる自らの権限および職務の適切な遂行において管理会社が負担した費用の払戻しを受ける権利も有します。

管理会社は、自らの報酬から投資運用会社の報酬を支払います。投資運用会社は、副投資運用会社、およびファンドに関して投資運用会社の職務を遂行するよう投資運用会社により任命された委託先またはその他の者の報酬を支払う責任を負います。

（c）管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.05パーセントの報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、各評価日に発生し、同日付で計上され、毎月後払いされます。

（d）保管報酬

保管会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.05パーセントの報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、各評価日に発生し、同日付で計上され、取引手数料および諸費用とともに毎月後払いされます。

（e）販売報酬

販売会社は、ファンドの資産から以下の比率の報酬を受領する権利を有します。いずれの場合においても、報酬は各評価日に発生し、同日付で計上され、毎月後払いされます。

- ① クラスA受益証券については、クラスA受益証券に帰属する純資産総額の年率0.44パーセント
- ② クラスB受益証券については、クラスB受益証券に帰属する純資産総額の年率0.23パーセント

（f）代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.10パーセントの報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、各評価日に発生し、同日付で計上され、毎月後払いされます。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは、さらに、（a）ファンドのために実行されたすべての取引、ならびに（b）（i）法律および税務顧問および監査人の報酬および費用、（ii）仲介手数料（もしあれば）および証券取引に関連し課税される発行または譲渡に対する税金、（iii）副保管会社の報酬および費用、（iv）政府および政府機関に支払うべきすべての税金および手数料、（v）借入利息、（vi）投資サービスにかかる通信費、ファンドの受益者集会にかかる費用ならびに財務およびその他の報告書、委任状、目論見書および類似書類の作成、印刷および配給にかかる費用、（vii）保険料（もしあれば）、（viii）訴訟および賠償費用および通常の業務以外で被った臨時の費用、および（ix）ファンドの構築に関連する、企業財務またはコンサルティング費用を含むその他すべての組織上および業務運営上の費用を含め、ファンドの管理に係るすべての経費および費用を負担します。当該経費および費用が直接特定のファンドに帰属しない場合、各ファンドはそれぞれの純資産総額に応じて当該経費および費用を負担します。

ファンドの設立および円ヘッジ受益証券の募集に関連する経費および費用は、要求される目論見書または説明書類の作成および印刷に係る経費および費用を含め、約135,000米ドルでした。かかる経費および費用は、受託会社が他の方法を適用すべきと判断しない限り、ファンドの最初の5計算期間以内に償却されます。

円ヘッジなし受益証券の募集に関連する経費および費用（以下「**追加設立費用**」といいます。）は、約63,000米ドルでした。追加設立費用は、管理会社が他の方法を適用すべきと判断しない限り、ファンドの最初の5計算期間以内に償却されます。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

（Ａ）日本

平成26年１月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

Ⅰ ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- （１）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- （２）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、源泉分離課税となり、20.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。以下同じです。）15.315%、住民税５%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了しますが、この場合、支払調書は提出されません。
- （３）日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。以下同じです。）または金融機関等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。なお、益金不算入の適用は認められません。
- （４）受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取り扱われ、個人の受益者の売買益については課税されません。

＜平成28年１月１日以後の課税上の取扱いについての注記＞

平成28年１月１日以後、公募外国公社債投資信託については、以下のような課税上の取扱いとなります。

- （１）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- （２）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- （３）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、平成28年１月１日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税５%）、平成50年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。
日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されますので原則として確定申告をすることになりますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。
確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（平成28年１月１日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。Ⅰにおいて、以下同じです。）の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。
- （４）日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等または金融機関等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（平成50年１月１日以後は15%の税率となります。）。なお、益金不算入の適用は認められません。
- （５）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じで

す。）に対して、源泉徴収選択口座において、平成28年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

II ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となります。）の税率による源泉徴収が行われます。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。IIにおいて、以下同じです。）の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（平成50年1月1日以後は15%の税率となります。）。なお、益金不算入の適用は認められません。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（受益者の請求による転換の場合および7年経過によるクラスB受益証券からクラスA受益証券への転換の場合を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となります。）の税率による源泉徴収が行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限ります。）および一定の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金に限ります。）との損益通算が可能です（注：平成28年1月1日以後は、一定の他の上場株

式等（平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下、カッコ内において同じ。）の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。）。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

（6）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（5）と同様の取扱いとなります。

（7）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

III 平成26年1月末日現在では、ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

IV 税制等の変更により上記IないしIIIに記載されている取扱いは変更されることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

（B）ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現行法上、トラスト、ファンドまたは受益者に対して、いかなる所得税、法人税または資本利得税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税も課しません。ケイマン諸島は、トラストに関するあらゆる支払いに適用される二重課税防止条約をどの国とも締結していません。

トラストは、ケイマン諸島の信託法第81条に従い、トラストの設立日から50年の間、ケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得もしくはキャピタル・ゲインに対する課税の根拠となる法律または遺産税もしくは相続税と同種の税の課税根拠となる法律のいずれも、トラストを構成する財産もしくはトラストから生じる収益に対してまたはかかる財産もしくは収益に係る受託会社もしくは受益者に対して適用されない旨の証明書をケイマン諸島総督より受領しています。ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに対し印紙税は課されません。

5【運用状況】

ファンドは、円ヘッジ受益証券については2012年3月29日（円ヘッジ受益証券の運用開始日および円ヘッジ受益証券の設定日）、円ヘッジなし受益証券については2013年3月22日（円ヘッジなし受益証券の運用開始日および円ヘッジなし受益証券の設定日）から運用を開始しました。

(1)【投資状況】

本表は、ファンドの円ヘッジ受益証券および円ヘッジなし受益証券の資産を合計して表示したものです。

(2013年11月末日現在)

資 産 の 種 類	国 名 (発行地)	時 価 合 計 (円)	投 資 比 率 (%)
債券	ロシア	8,472,576,780	10.96
	インドネシア	4,884,645,779	6.32
	ルクセンブルグ	4,275,452,056	5.53
	中国	4,186,674,748	5.42
	メキシコ	3,789,152,988	4.90
	ジャマイカ	3,430,847,629	4.44
	カザフスタン	3,331,470,008	4.31
	トルコ	3,228,293,464	4.18
	カナダ	3,189,887,827	4.13
	オランダ	3,093,330,017	4.00
	インド	2,804,948,691	3.63
	クロアチア	2,767,063,920	3.58
	香港	2,504,069,985	3.24
	アルゼンチン	2,390,293,730	3.09
	ポーランド	2,018,930,600	2.61
	ブラジル	1,975,251,636	2.56
	バミューダ諸島	1,869,198,265	2.42
	マン島	1,814,964,678	2.35
	ペルー	1,813,373,122	2.35
	ウクライナ	1,501,757,452	1.94
	ケイマン諸島	1,418,778,942	1.84
	コロンビア	1,275,992,827	1.65
	ベネズエラ	1,273,019,498	1.65
	ナイジェリア	1,155,396,889	1.49
	アラブ首長国連邦	1,152,084,505	1.49
	グルジア	963,971,319	1.25
	英国	680,781,099	0.88
	スロベニア	618,749,363	0.80
	イスラエル	429,137,636	0.56
	米国	222,700,621	0.29
	パナマ	218,687,613	0.28
中期債券	ハンガリー	1,979,914,069	2.56
	香港	1,271,493,443	1.64
	ケイマン諸島	657,434,726	0.85
投資信託	アイルランド	1,239,135,479	1.60
スワップ	米国	－42,553,796	－0.06
小 計		77,856,907,608	100.72
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		－554,826,440	－0.72
合 計 (純 資 産 総 額)		77,302,081,168	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

（２）【投資資産】**①【投資有価証券の主要銘柄】****（2013年11月末日現在）**

順位	銘柄名	国名 （発行地）	種類	額面金額 （米ドル）	取得価額 （米ドル）	取得単価 （米ドル）	時価 （米ドル）	時価単価 （米ドル）	利率 （％）	償還期限	投資比率 （％）
1	SHIMAO PPTY HLG LTD 6.625 14JAN20	香港	債券	25,300,000	2,319,823,763	91.69	2,504,069,985	98.98	6.625	2020年1月14日	3.24
2	MARFRIG HLDG EUR 11.25 20SEP21 REGS	オランダ	債券	23,200,000	2,282,859,152	98.40	2,299,175,027	99.10	11.250	2021年9月20日	2.97
3	EILEME TWO AB 11.625 31JAN20 144A	ポーランド	債券	16,400,000	1,419,805,044	86.57	2,018,930,600	123.11	11.625	2020年1月31日	2.61
4	VEDANTA RESOURCES 8.25 07JUN21 REGS	インド	債券	19,300,000	1,632,337,149	84.58	2,001,097,599	103.68	8.250	2021年6月7日	2.59
5	MOL GROUP FINANCE 6.25 26SEP19 EMTN	ハンガリー	中期債券	19,000,000	1,618,500,063	85.18	1,979,914,069	104.21	6.250	2019年9月26日	2.56
6	TMK CAPITAL OAO 7.75 27JAN18	ロシア	債券	17,700,000	1,450,013,654	81.92	1,890,544,202	106.81	7.750	2018年1月27日	2.45
7	NOBLE GROUP LTD 6.75 29JAN20 REGS	バミューダ諸島	債券	17,400,000	1,404,916,737	80.74	1,869,198,265	107.43	6.750	2020年1月29日	2.42
8	ANGLOGOLD HLDGS PLC 8.5 30JUL20	マン島	債券	17,000,000	1,699,829,098	99.99	1,814,964,678	106.76	8.500	2020年7月30日	2.35
9	COUNTRY GARDEN 7.5 10JAN23 SER REGS	中国	債券	18,075,000	1,751,016,583	96.88	1,786,082,669	98.82	7.500	2023年1月10日	2.31
10	ALTICE FINCO SA 9.875 15DEC20 144A	ルクセンブルグ	債券	15,000,000	1,445,800,744	96.39	1,712,678,521	114.18	9.875	2020年12月15日	2.22
11	AGROKOR DD 8.875 01FEB20 REGS	クロアチア	債券	15,250,000	1,285,562,822	84.30	1,667,894,035	109.37	8.875	2020年2月1日	2.16
12	TURKIYE VAKIFL BANK 6 01NOV22 REGS	トルコ	債券	17,000,000	1,356,259,714	79.78	1,566,833,475	92.17	6.000	2022年11月1日	2.03
13	CITY BUENOS AIRES 9.95 01MAR17 144A	アルゼンチン	債券	14,500,000	1,201,602,642	82.87	1,482,624,113	102.25	9.950	2017年3月1日	1.92
14	GAJAH TUNGGAL 7.75 06FEB18 REGS	インドネシア	債券	13,700,000	1,255,579,871	91.65	1,361,899,025	99.41	7.750	2018年2月6日	1.76
15	ALFA BND ISSUANCE 7.75 28APR21 REGS	ロシア	債券	12,200,000	1,075,243,125	88.13	1,334,929,333	109.42	7.750	2021年4月28日	1.73
16	DIGICEL GROUP LTD 8.25 30SEP20 REGS	ジャマイカ	債券	12,200,000	1,008,996,139	82.70	1,304,347,627	106.91	8.250	2020年9月30日	1.69
17	CEMEX ESPANA LUX 9.875 30APR19 REGS	メキシコ	債券	11,200,000	958,354,878	85.57	1,287,803,078	114.98	9.875	2019年4月30日	1.67
18	FIRST QUANTUM MIN 7.25 15OCT19 REGS	カナダ	債券	13,000,000	1,032,003,469	79.38	1,283,478,885	98.73	7.250	2019年10月15日	1.66
19	VIMPELCOM HLDGS 7.5043 01MAR22 REGS	ロシア	債券	12,000,000	959,792,045	79.98	1,281,589,833	106.80	7.504	2022年3月1日	1.66
20	COLOMBIA TELECOM 5.375 27SEP22 REGS	コロンビア	債券	13,545,000	1,273,368,339	94.01	1,275,992,827	94.20	5.375	2022年9月27日	1.65
21	CITIC PACIF LTD 6.375 10APR20 EMTN	香港	中期債券	12,700,000	1,201,230,203	94.59	1,271,493,443	100.12	6.375	2020年4月10日	1.64
22	ILF USD LIQUIDITY FUND CLASS2 DIS	アイルランド	投資信託	12,111,578	1,201,299,380	99.19	1,239,135,479	102.31	—	—	1.60
23	ALFA BANK OJSC 7.5 26SEP19 REGS	ロシア	債券	11,200,000	951,859,637	84.99	1,204,321,724	107.53	7.500	2019年9月26日	1.56
24	DIGICEL GROUP LTD 10.5 15APR18 REGS	ジャマイカ	債券	10,800,000	941,342,359	87.16	1,190,102,967	110.19	10.500	2018年4月15日	1.54
25	OFFICE DEPOT MEX 6.875 20SEP20 REGS	メキシコ	債券	11,400,000	1,122,936,511	98.50	1,186,744,785	104.10	6.875	2020年9月20日	1.54
26	AFREN PLC 10.25 08APR19 144A	ナイジェリア	債券	9,700,000	851,231,043	87.76	1,155,396,889	119.11	10.250	2019年4月8日	1.49
27	MILLICOM INTL 6.625 15OCT21 REGS	ルクセンブルグ	債券	10,900,000	1,060,842,561	97.33	1,137,470,255	104.36	6.625	2021年10月15日	1.47
28	CROATIA REPUBLIC 6 26JAN24 REGS	クロアチア	債券	11,000,000	1,080,388,424	98.22	1,099,169,885	99.92	6.000	2024年1月26日	1.42
29	INDO ENER FIN II 6.375 24JAN23 REGS	インドネシア	債券	12,700,000	1,136,817,816	89.51	1,089,539,496	85.79	6.375	2023年1月24日	1.41
30	CEMEX ESPANA LUX 9.25 12MAY20 REGS	メキシコ	債券	9,750,000	751,040,444	77.03	1,084,821,624	111.26	9.250	2020年5月12日	1.40

②【投資不動産物件】

該当事項なし。（2013年11月末日現在）

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし。（2013年11月末日現在）

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

下記会計年度末および2013年11月末日までの１年間における各月末の純資産の推移は、以下の通りです。

（ｉ）円ヘッジ毎月分配型クラスA受益証券

	純資産総額 (円)	１口当たり純資産価格 (円)
第１会計年度末 (2012年８月末日)	494,042	0.9881
第２会計年度末 (2013年８月末日)	465,338	0.9307
2012年12月末日	516,007	1.0320
2013年１月末日	520,388	1.0408
２月末日	515,092	1.0302
３月末日	510,698	1.0214
４月末日	509,810	1.0196
５月末日	501,859	1.0037
６月末日	471,038	0.9421
７月末日	477,833	0.9557
８月末日	465,338	0.9307
９月末日	470,156	0.9403
10月末日	477,189	0.9544
11月末日	471,145	0.9423

（ii）円ヘッジ毎月分配型クラスB受益証券

	純資産総額 (円)	１口当たり純資産価格 (円)
第１会計年度末 (2012年８月末日)	31,524,817,428	0.9835
第２会計年度末 (2013年８月末日)	66,491,086,417	0.9209
2012年12月末日	54,984,220,517	1.0259
2013年１月末日	58,411,213,273	1.0345
２月末日	62,079,459,877	1.0233
３月末日	64,421,765,610	1.0142
４月末日	68,442,600,462	1.0132
５月末日	69,530,511,102	0.9970
６月末日	66,665,456,680	0.9334
７月末日	68,356,577,159	0.9460
８月末日	66,491,086,417	0.9209
９月末日	66,791,691,307	0.9299
10月末日	66,636,315,406	0.9429
11月末日	64,531,772,837	0.9295

(iii) 円ヘッジ資産形成型クラスA受益証券

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第1会計年度末 (2012年8月末日)	508,859	1.0177
第2会計年度末 (2013年8月末日)	513,328	1.0267
2012年12月末日	546,352	1.0927
2013年1月末日	554,831	1.1097
2月末日	552,878	1.1058
3月末日	551,889	1.1038
4月末日	555,165,265	1.1092
5月末日	550,162,582	1.0992
6月末日	518,532,202	1.0360
7月末日	506,099	1.0122
8月末日	513,328	1.0267
9月末日	522,440	1.0449
10月末日	534,199	1.0684
11月末日	531,259	1.0625

(iv) 円ヘッジ資産形成型クラスB受益証券

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第1会計年度末 (2012年8月末日)	6,488,564,867	1.0130
第2会計年度末 (2013年8月末日)	6,004,584,639	1.0170
2012年12月末日	6,611,498,099	1.0849
2013年1月末日	6,087,760,910	1.0994
2月末日	6,449,272,566	1.0948
3月末日	6,297,416,022	1.0934
4月末日	6,262,678,325	1.0977
5月末日	6,426,875,491	1.0877
6月末日	6,081,526,898	1.0256
7月末日	6,247,028,801	1.0470
8月末日	6,004,584,639	1.0170
9月末日	6,057,463,717	1.0347
10月末日	5,976,173,802	1.0574
11月末日	5,634,100,707	1.0516

(v) 円ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第2会計年度末 (2013年8月末日)	472,633	0.9453
2013年3月末日	491,293	0.9826
4月末日	513,801	1.0276
5月末日	521,210	1.0424
6月末日	481,063	0.9621
7月末日	483,208	0.9664
8月末日	472,633	0.9453
9月末日	477,325	0.9547
10月末日	487,304	0.9746
11月末日	501,264	1.0025

(vi) 円ヘッジなし毎月分配型クラスB受益証券

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第2会計年度末 (2013年8月末日)	4,426,096,243	0.9425
2013年3月末日	320,886,867	0.9824
4月末日	2,550,271,487	1.0269
5月末日	3,524,369,120	1.0411
6月末日	3,653,631,216	0.9604
7月末日	4,245,354,867	0.9641
8月末日	4,426,096,243	0.9425
9月末日	4,621,928,910	0.9513
10月末日	5,556,197,732	0.9706
11月末日	5,837,440,743	0.9979

(vii) 円ヘッジなし資産形成型クラスA受益証券

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第2会計年度末 (2013年8月末日)	484,125	0.9683
2013年3月末日	491,293	0.9826
4月末日	513,801	1.0276
5月末日	524,137	1.0483
6月末日	486,690	0.9734
7月末日	491,862	0.9837
8月末日	484,125	0.9683
9月末日	491,993	0.9840
10月末日	505,455	1.0109
11月末日	523,137	1.0463

(viii) 円ヘッジなし資産形成型クラスB受益証券

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第2会計年度末 (2013年8月末日)	1,414,167,343	0.9655
2013年3月末日	49,121,746	0.9824
4月末日	392,716,972	1.0269
5月末日	1,099,320,599	1.0470
6月末日	1,113,736,080	0.9717
7月末日	1,363,309,495	0.9815
8月末日	1,414,167,343	0.9655
9月末日	1,235,441,919	0.9807
10月末日	1,285,261,664	1.0069
11月末日	1,296,740,076	1.0416

＜参考情報＞

純資産総額および受益証券1万口当たり純資産価格の推移

■ 純資産総額(右軸) ■ 受益証券1万口当たり純資産価格(左軸) ■ 分配金込み受益証券1万口当たり純資産価格*(左軸)

*税引き前分配金を加えた1万口当たり純資産価格です。

円ヘッジ受益証券

(2012年3月29日(設定日)～2013年11月末日)

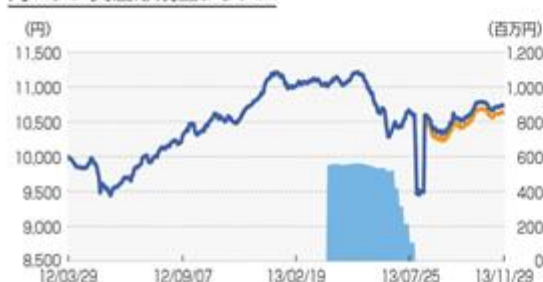
円ヘッジ毎月分配型クラスA



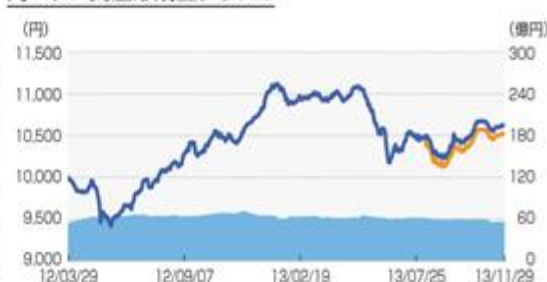
円ヘッジ毎月分配型クラスB



円ヘッジ資産形成型クラスA



円ヘッジ資産形成型クラスB



円ヘッジなし受益証券

(2013年3月22日(設定日)～2013年11月末日)

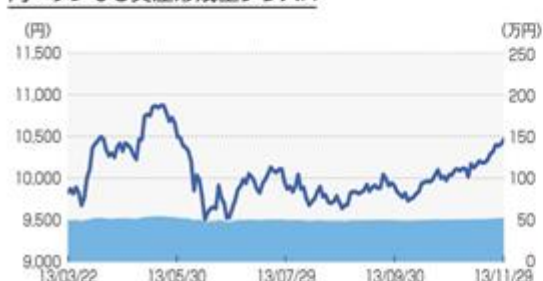
円ヘッジなし毎月分配型クラスA



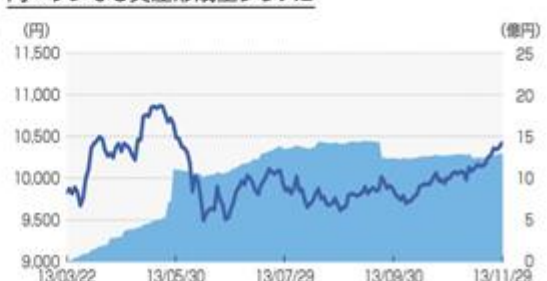
円ヘッジなし毎月分配型クラスB



円ヘッジなし資産形成型クラスA



円ヘッジなし資産形成型クラスB



ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

②【分配の推移】

(i) 円ヘッジ毎月分配型クラスA受益証券

会計年度	1口当たり分配金
第1会計年度	0.028円
第2会計年度	0.084円

(ii) 円ヘッジ毎月分配型クラスB受益証券

会計年度	1口当たり分配金
第1会計年度	0.028円
第2会計年度	0.084円

(iii) 円ヘッジ資産形成型クラスA受益証券

会計年度	1口当たり分配金
第1会計年度	0円
第2会計年度	0.01円

(iv) 円ヘッジ資産形成型クラスB受益証券

会計年度	1口当たり分配金
第1会計年度	0円
第2会計年度	0.01円

(v) 円ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券

会計年度	1口当たり分配金
第2会計年度	0.024円

(vi) 円ヘッジなし毎月分配型クラスB受益証券

会計年度	1口当たり分配金
第2会計年度	0.024円

(vii) 円ヘッジなし資産形成型クラスA受益証券

会計年度	1口当たり分配金
第2会計年度	0円

(viii) 円ヘッジなし資産形成型クラスB受益証券

会計年度	1口当たり分配金
第2会計年度	0円

<参考情報>

分配の推移

(2013年11月末日現在)

円ヘッジ毎月分配型クラスA/B

<分配金実績（税引き前・1万口当たり）（基準日ベース）>

	設定来合計	直近12ヶ月計	2012/12	2013/1	2013/2	2013/3	2013/4
クラスA	1,330円	840円	70円	70円	70円	70円	70円
クラスB	1,330円	840円	70円	70円	70円	70円	70円
	2013/5	2013/6	2013/7	2013/8	2013/9	2013/10	2013/11
クラスA	70円	70円	70円	70円	70円	70円	70円
クラスB	70円	70円	70円	70円	70円	70円	70円

円ヘッジ資産形成型クラスA/B

<分配金実績（税引き前・1万口当たり）（基準日ベース）>

	設定来合計	2012/8	2013/8
クラスA	100円	0円	100円
クラスB	100円	0円	100円

円ヘッジなし毎月分配型クラスA/B

<分配金実績（税引き前・1万口当たり）（基準日ベース）>

	設定来合計	直近12ヶ月計	2013/5	2013/6	2013/7	2013/8	2013/9
クラスA	420円	420円	60円	60円	60円	60円	60円
クラスB	420円	420円	60円	60円	60円	60円	60円
	2013/10	2013/11					
クラスA	60円	60円					
クラスB	60円	60円					

円ヘッジなし資産形成型クラスA/B

<分配金実績（税引き前・1万口当たり）（基準日ベース）>

	設定来合計	2013/8
クラスA	0円	0円
クラスB	0円	0円

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

③【収益率の推移】

(i) 円ヘッジ毎月分配型クラスA受益証券

会計年度	収益率 ^(注)
第1会計年度	1.61%
第2会計年度	2.69%

(ii) 円ヘッジ毎月分配型クラスB受益証券

会計年度	収益率 ^(注)
第1会計年度	1.15%
第2会計年度	2.18%

(iii) 円ヘッジ資産形成型クラスA受益証券

会計年度	収益率 ^(注)
第1会計年度	1.77%
第2会計年度	1.87%

(iv) 円ヘッジ資産形成型クラスB受益証券

会計年度	収益率 ^(注)
第1会計年度	1.30%
第2会計年度	1.38%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（第1会計年度の場合、当初発行価格（1円））

(v) 円ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券

会計年度	収益率 ^(注)
第2会計年度	-3.07%

(vi) 円ヘッジなし毎月分配型クラスB受益証券

会計年度	収益率 ^(注)
第2会計年度	-3.35%

(vii) 円ヘッジなし資産形成型クラスA受益証券

会計年度	収益率 ^(注)
第2会計年度	-3.17%

(viii) 円ヘッジなし資産形成型クラスB受益証券

会計年度	収益率 ^(注)
第2会計年度	-3.45%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（第2会計年度の場合、当初発行価格（1円））

<参考情報>

収益率の推移

円ヘッジ毎月分配型



円ヘッジ資産形成型



(注)収益率(%)=100×(a-b)/b

a=計算期間末の1口当たり純資産価格(当該計算期間の分配金の合計額を加えた額)

b=当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

(第1会計年度の場合、当初発行価格(1円))

円ヘッジなし毎月分配型



円ヘッジなし資産形成型



(注1)収益率(%)=100×(a-b)/b

a=計算期間末の1口当たり純資産価格(当該計算期間の分配金の合計額を加えた額)

b=当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

(第2会計年度の場合、当初発行価格(1円))

(注2)円ヘッジなし受益証券は2013年3月22日に運用を開始しました。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における円ヘッジ受益証券の販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の受益証券の発行済口数は以下の通りです。

（ｉ）円ヘッジ毎月分配型クラスA受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度	500,000 (500,000)	0 (0)	500,000 (500,000)
第２会計年度	0 (0)	0 (0)	500,000 (500,000)

（注１）（ ）内の数は、本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。以下同じです。

（注２）円ヘッジ受益証券の第１会計年度の販売口数には、当初募集期間に販売された販売口数を含みます。以下同じです。

（ii）円ヘッジ毎月分配型クラスB受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度	33,610,694,079 (33,610,694,079)	1,556,380,000 (1,556,380,000)	32,054,314,079 (32,054,314,079)
第２会計年度	60,793,327,117 (60,793,327,117)	20,645,896,258 (20,645,896,258)	72,201,744,938 (72,201,744,938)

（iii）円ヘッジ資産形成型クラスA受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度	500,000 (500,000)	0 (0)	500,000 (500,000)
第２会計年度	500,000,000 (500,000,000)	500,000,000 (500,000,000)	500,000 (500,000)

（iv）円ヘッジ資産形成型クラスB受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度	7,422,350,000 (7,422,350,000)	1,017,100,000 (1,017,100,000)	6,405,250,000 (6,405,250,000)
第２会計年度	4,715,470,098 (4,715,470,098)	5,216,662,405 (5,216,662,405)	5,904,057,693 (5,904,057,693)

(v) 円ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第2会計年度	500,000 (500,000)	0 (0)	500,000 (500,000)

(注3) 円ヘッジなし受益証券の第2会計年度の販売口数には、当初募集期間に販売された販売口数を含みます。以下同じです。

(vi) 円ヘッジなし毎月分配型クラスB受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第2会計年度	4,962,592,391 (4,962,592,391)	266,415,204 (266,415,204)	4,696,177,187 (4,696,177,187)

(vii) 円ヘッジなし資産形成型クラスA受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第2会計年度	500,000 (500,000)	0 (0)	500,000 (500,000)

(viii) 円ヘッジなし資産形成型クラスB受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第2会計年度	1,499,367,336 (1,499,367,336)	34,665,437 (34,665,437)	1,464,701,899 (1,464,701,899)

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売手続等

受益証券のクラス

円ヘッジ資産形成型クラスA受益証券、円ヘッジ毎月分配型クラスA受益証券、円ヘッジなし資産形成型クラスA受益証券、円ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券、円ヘッジ資産形成型クラスB受益証券、円ヘッジ毎月分配型クラスB受益証券、円ヘッジなし資産形成型クラスB受益証券および円ヘッジなし毎月分配型クラスB受益証券の申込みを行うことができます。将来、他のクラス受益証券が追加される可能性があります。クラスA受益証券は、発行価格に対して上限1.00%（税抜）による申込手数料（または管理会社が随時決定し投資家に通知する額）が加算されます。クラスB受益証券については、申込手数料は加算されませんが、代わりに下記に詳述する条件付後払申込手数料（C D S C）が発生します。

円ヘッジ受益証券の購入日から7年経過後の応当日またはその直後にあたる転換日に、販売会社と協議の上、管理事務代行会社により、すべての円ヘッジ毎月分配型クラスB受益証券は円ヘッジ毎月分配型クラスA受益証券に転換され、すべての円ヘッジ資産形成型クラスB受益証券も同様に円ヘッジ資産形成型クラスA受益証券に転換されます。ただし、販売会社が、管理事務代行会社に対し通知を行って別段の決定をした場合はこの限りではありません。詳細は「3 転換（スイッチング）手続等」の項をご覧ください。

円ヘッジなし受益証券の購入日から7年経過後の応当日またはその直後にあたる転換日に、販売会社と協議の上、管理事務代行会社により、すべての円ヘッジなし毎月分配型クラスB受益証券は円ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券に転換され、すべての円ヘッジなし資産形成型クラスB受益証券も同様に円ヘッジなし資産形成型クラスA受益証券に転換されます。ただし、販売会社が、管理事務代行会社に対し通知を行って別段の決定をした場合はこの限りではありません。詳細は「3 転換（スイッチング）手続等」の項をご覧ください。

申込み

以下に記載される場合を除き、各取引日において関連する発行価格で関連するクラスの受益証券を申し込むことができます。受益証券1口当たりの発行価格は、関連する取引日に該当する評価日における、関連する受益証券のクラスに帰属する純資産総額を、当該評価日に発行済みの当該クラス受益証券口数で除して計算されます。

手続

販売会社は記入済買付申込書を、関連する取引日の午後6時（東京時間）までに、管理事務代行会社へ送付しなければなりません。決済資金は、関連する取引日後4営業日以内（T+4）または管理会社はその絶対裁量で決定するその他の日までにファンドの口座に入金されなければなりません。販売会社を通じて受益証券を申し込む者および受益証券の追加分の申込みを希望する受益者は、販売会社が指定する申込手続を完了し、必要に応じて申込者の身元を証明する裏付け資料を、関連する取引日の午後4時（東京時間）までに販売会社へ提出しなければなりません。管理事務代行会社が買付申込書を所定の時間までに受領していない場合、当該申込みは、買付申込書が受領された後の最初の取引日まで持ち越され、その場合、受益証券は、かかる取引日の関連する発行価格で発行されます。

投資者が管理事務代行会社および／または販売会社とその他の通貨で支払いを行う取決めをしていない限り、支払いは、円貨で行わなければなりません。自由に転換可能なその他の通貨による支払いは、円貨に転換され、かつ、転換した収益を（転換費用を差し引いた後）申込代金の支払いに充当します。通貨の転換には、遅れが伴う場合があり、また、投資者が費用を負担します。

受益証券の端数は、発行されません。

管理会社は、その絶対裁量により受益証券の申込みの全部または一部を拒絶する権利を留保し、その場合、申込みの際して支払われた金額またはその残額（場合によります。）は、申込者のリスクと費用負担で、できる限り速やかに返金されます。

一旦管理事務代行会社が記入済申込書を受領した場合、申込みを取り消すことはできません。管理事務代行会社は、買付申込書および必要な場合は管理事務代行会社が請求したすべての書類を受領した後、申込みを受け付けた申込者に対して所有権の確認書を発行します。管理事務代行会社が確認書を発行する前に申込者から追加情報を受領する必要があると判断した場合、管理事務代行会社は、申込者に書面で通知し、必要な情報を請求します。

疑義を避けるため言及すると、管理事務代行会社の裁量により、管理事務代行会社が請求したすべての情報および書類とともに当該申込者の決済資金全額を受け取るまで、受益証券の申込みを処理せず、受益証券を発行しない場合があります。管理事務代行会社が取引日から1か月以内に上記の情報および書類を受領しなかった場合、管理事務代行会社は、申込書を申込者に返送するとともに、申込者が支払ったすべての申込代金を申込者のリスクと費用負担で支払銀行に返金します。上記の規定を前提として、受益証券は、取引日に発行されたものとみなされます。

最低申込口数

クラスA受益証券に対する申込者1人当たりの申込口数は5億口以上1万口単位とします。クラスB受益証券に対する申込者1人当たりの申込口数は50万口以上1万口単位とします。

管理会社は、随時その単独裁量により、上記最低申込口数を放棄または変更することができます。

不適格な申込者

受益証券の申込みを行おうとする者は、買付申込書の中で、特に適用ある法令に違反することなく受益証券を取得し、保有できることを表明し、保証する義務を負います。

結果としてファンドが納税責任を負い、またはファンドが被るか、もしくは負うことがないはずのその他の金銭的不利益を被ることになると管理会社が判断する状況下にある者に受益証券を販売または発行することはできません。

受益証券の申込者は、買付申込書の中で、特に、ファンドに投資するリスクを評価するために金融に関する知識、専門知識および経験を有すること、ファンドが投資する資産およびかかる資産を保有および／または取引する方法に内在するリスクを認識していること、ならびにファンドに対するすべての投資を失うことに耐えられることを表明し、かつ保証しなければなりません。

受益証券の形式

すべての受益証券は、記名式受益証券です。受益証券の券面は、発行されません。受益証券は、1名の名義または4名を上限とする共同名義で登録することができます。受益証券が共同名義で登録されている場合、共同保有者は、保有する受益証券の全部もしくは一部の譲渡または買戻しに関して、管理事務代行会社がいずれかの共同保有者の書面の指示だけに基づいて行動することを許可する義務を負います。受益者は、管理事務代行会社の事務所で通常の営業時間中にトラストの受益者名簿のコピーを閲覧することができます。

停止

受託会社または受託会社の受任者としての管理事務代行会社は、下記「4 資産管理等の概要、（1）資産の評価、② 純資産総額の計算の停止」に定める状況下において受益証券の発行を停止することを宣言することができます。停止の期間中は、受益証券は発行されません。

マネー・ロンダリング防止規定

適用ある法域のマネー・ロンダリングの防止を目的とする法律または規則を遵守するため、ファンドの管理事務代行会社は、マネー・ロンダリング防止の手続きを取り入れ、維持することが求められます。また、申込者にその身元および資金源を確認するための証拠の提出を求めることができます。管理事務代行会社は、許可された場合、一定の条件の下で、（デュー・デリジェンス情報の取得を含む）マネー・ロンダリング防止手続きの維持を適格者に委託することもできます。

ケイマン諸島の居住者が、その他の者が犯罪行為に従事していることまたはテロ行為もしくはテロリストの資産に関係していることを知りもしくは疑いを抱きまたはその認識もしくは疑いに対する合理的根拠を有する場合で、このように知りまたは疑ったことに係る情報が、規制業種の事業を通じて得られたものである場合、かかる者は（i）犯罪行為またはマネー・ロンダリングに関する開示の場合にはケイマン諸島の犯罪に係る受取金に関する法律（2008年）に基づきケイマン諸島の財務報告当局に、（ii）テロ行為またはテロリストの資金調達および資産への関与に関する開示の場合にはケイマン諸島のテロリズム法（2011年改訂）に基づき巡査またはそれ以上の職位の警察官にかかる認識または疑いを報告する義務を負い、当該報告は、法令その他により課せられた秘密保持または情報開示への制限に対する違反として取り扱われないものとします。

（2）日本における販売手続等

日本においては、有価証券届出書「第一部 証券情報、（7）申込期間」に記載される申込期間中で、日本における営業日に有価証券届出書「第一部 証券情報」に従って取扱いが行われます。

販売会社は「外国証券取引口座約款」（以下「**口座約款**」といいます。）を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。

受益証券は、以下に定める場合を除き、関連する取引日における受益証券1口当たり純資産価格で申し込むことができます。クラスA受益証券に対する申込者1人当たりの申込口数は5億口以上1万口単位とします。クラスB受益証券に対する申込者1人当たりの申込口数は50万口以上1万口単位とします。受益証券1口当たりの発行価格は、関連する取引日に該当する評価日における、関連する受益証券のクラスに帰属する純資産総額を、当該評価日に発行済みの当該クラス受益証券口数で除して計算されます。申込みは当該取引日の午後4時（東京時間）までに販売会社に対して行い、販売会社は、買付申込書を上記申込手続の完了後午後6時（東京時間）まで（または管理会社はその絶対裁量により決定するその他の時間まで）に管理事務代行会社へ送付します。

申込金額は、円貨で支払うものとします。

投資者は、販売会社に対して国内約定日から起算して日本における4営業日目までに申込金額および申込手数料（適用ある場合）を支払います。

クラスA受益証券については、発行価格に対して次の料率による申込手数料が加算されます。

5億口以上10億口未満	1.05% ^(注)	(税抜1.00%)
10億口以上	0.7875% ^(注)	(税抜0.75%)

(注) 平成26年4月1日以後、消費税率が8%へと変更される予定であり、それに伴い、それぞれ1.08%、0.81%となります。

クラスB受益証券の申込みには申込時点においては申込手数料は加算されません。ただし、クラスB受益証券については、買戻し時に条件付後払申込手数料が発生します。

ファンド受益証券の保管を販売会社に委託した投資者の場合、販売会社から申込金額の支払いと引換えに取引報告書を受領します。

なお、日本証券業協会の協会員である販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド受益証券が適合しなくなったときは、ファンド受益証券の日本における販売を行うことができません。

前記「（１）海外における販売手続等」の記載は、適宜、日本における販売手続等にも適用されるものとあります。

2【買戻し手続等】

（1）海外における買戻し手続等

受益証券は、受益者の選択に応じて、各買戻日に買い戻すことができます。販売会社は、買戻しを請求する場合、記入済買戻請求書を、関連する買戻日の午後6時（東京時間）または管理事務代行会社が特定の場合に決定するその他の時間までに、管理事務代行会社に送付しなければなりません。販売会社を通じて受益証券に投資する投資者で、受益証券の買戻しを希望する投資者は、関連する買戻日の午後4時（東京時間）までに販売会社が指定する買戻手続を完了しなければなりません。管理事務代行会社が買戻請求書を所定の時間までに受領していない場合、買戻請求書は、翌買戻日まで持ち越され、受益証券は、当該買戻日に適用される関連する買戻価格で買い戻されます。

受益証券の買戻請求書は、管理会社が別途同意する場合を除き、最低1口以上（1口の整数倍単位）の受益証券の口数を参照して行われなければなりません。

買戻請求書を一旦提出した場合、取り消すことはできません。

買戻価格

下記「買戻しの延期」と題する項に定める規定に従い、受益証券1口当たりの買戻価格は、買戻日に該当する評価日における関連する受益証券のクラスに帰属する受益証券1口当たり純資産価格とします。受益証券1口当たりの買戻価格を計算するために、管理事務代行会社は、投資運用会社と協議した上で、受益証券1口当たり純資産価格から、買戻請求を履行する資金をまかなうために資産を換金し、またはポジションを解消した際にファンドの勘定で負担した会計上の負担額および売却手数料を反映した適当な引当金と管理事務代行会社が判断する金額を差し引くことができます。

条件付後払申込手数料（C D S C）

クラスB受益証券の発行日から7年未満の期間に買い戻されるクラスB受益証券について、申込時の発行価格に以下の料率を適用して決定される条件付後払申込手数料（C D S C）が課されます。

受益証券の購入後の経過年数	条件付後払申込手数料（C D S C）
1年未満	4.50%
1年以上2年未満	3.75%
2年以上3年未満	3.25%
3年以上4年未満	2.50%
4年以上5年未満	2.00%
5年以上6年未満	1.25%
6年以上7年未満	0.75%
7年以上	0.00%

ファンドがファンド決議により終了するか、受益者決議によって管理会社が解任され後継管理会社が指名される場合は、管理会社が別途その裁量により決定する場合を除き、発行済クラスB受益証券（ファンドの終了、または管理会社の解任および後継管理会社の指名につき反対の投票をした受益者が保有する受益証券を含みます。）のすべては（ファンドの終了または管理会社の解任および後継管理会社の指名が効力を生じた日に買い戻されたものとして取り扱われ）C D S Cが課されます。受益者決議によって管理会社が解任され後継管理会社が指名される場合は、（i）C D S Cは当該時点で発行済のすべてのクラスB受益証券に対して課され、（ii）その後は各発行日から7年未満の期間に行われるクラスB受益証券の買戻しに対しては、C D S Cは課されません。

決済

別途定める規定に従って、買戻代金は、原則として、関連する買戻日後4営業日以内に支払うものとします。C D S Cが発生する場合は、当該金額が控除された後に支払われます。例外的に買戻しの決済

手続は延期されることがあります。かかる例外には、管理会社の絶対的な裁量によって、当該日に決済を行うことが合理性をもって実務的でないと扱われる日が含まれますが、かかる場合には、決済は合理的な実務に従い可能な限り早く行われます。支払いは、受益者がリスクおよび費用を負担して、買戻しを行う受益者が管理事務代行会社に与えた指示に従って円貨で直接送金されるものとします。

買戻しの最低口数

受益者が買戻日に買い戻すことができる受益証券の最低口数は1口で、それ以上は受益証券1口の整数倍とします。

買戻しの延期

いずれかの買戻日に関して受領した買戻請求書がすべての受益証券クラスの発行済受益証券口数の10%を超える場合、管理会社は、関連する買戻しの資金をまかなうためにファンドが保有する十分な投資対象を換金するまで、当該買戻日およびその後の買戻日に受益証券を買い戻さない旨決定することができます。その際、当該受益証券は、かかる換金が完了した直後において買戻日に関連する受益証券のクラスに帰属する受益証券1口当たり純資産価格に相当する買戻価格で買い戻されます。

停止

受託会社または受託会社の受任者としての管理事務代行会社は、管理会社の請求に応じ、下記「4 資産管理等の概要、（1）資産の評価、② 純資産総額の計算の停止」に定める状況下において受益証券の買戻しを停止することを宣言することができます。かかる停止の期間中は受益証券の買戻しは行われません。

強制的買戻し

受益証券が適格投資家でない者により、もしくは適格投資家でない者の利益のために保有されており、またはかかる者が保有することによってトラストが登録義務を負い、いずれかの法域の租税が課され、もしくはいずれかの法域の法律に違反することになると管理会社が判断した場合、または管理会社に受益証券の申込みもしくは購入の代金をまかなうために使用された資金源の適法性を疑う理由がある場合、管理会社は、かかる受益証券の保有者に対して10日以内にかかる受益証券を売却（下記「第4 外国投資信託受益証券事務の概要、（二）受益証券の譲渡制限の内容」に定める規定に従うものとします。）し、売却した証拠を管理会社に提出するように命令することができ、上記が満たされない場合、管理会社は、かかる受益証券を買い戻すことができます。上記の強制的買戻しに関して支払うべき価格は、かかる強制的買戻しの日に該当する評価日またはその直前の評価日に算定した、関連する受益証券のクラスの受益証券1口当たり純資産価格に、関係する買戻しの資金をまかなうために換金されるファンドの投資対象の発表価格とその後の実際の換金価格との差額の調整分を加算または控除した金額に相当する受益証券1口当たり価格とします。

（2）日本における買戻し手続等

日本における受益者は、以下に従い、ファンドの受益証券の買戻しを請求することができます。買戻請求は、販売会社に対して行われます。

買戻請求は、買戻日の午後4時（東京時間）までに販売会社に対して行い、販売会社は、買戻請求書を上記の買戻手続完了後午後6時（東京時間）まで（または管理事務代行会社が特定の場合に決定するその他の時間まで）に管理事務代行会社に提出するものとします。買戻代金の支払いは、円貨により、販売会社によって口座約款に従って受益者に対してなされます。C D S Cが発生する場合は、当該金額が控除された後に支払われます。

受益証券の買戻しは1口以上1口単位とします。

受益証券1口当たりの買戻価格は、買戻日に該当する評価日における関連するクラス受益証券の受益証券1口当たり純資産価格とします。

クラスB受益証券の発行日から7年未満の期間に買い戻されるクラスB受益証券について、申込時の発行価格に以下の料率を適用して決定される条件付後払申込手数料（C D S C）が課されます。本書の日付現在、日本の消費税はC D S Cに対して課せられません。

受益証券の購入後の経過年数	条件付後払申込手数料（C D S C）
1年未満	4.50%
1年以上2年未満	3.75%
2年以上3年未満	3.25%
3年以上4年未満	2.50%
4年以上5年未満	2.00%
5年以上6年未満	1.25%
6年以上7年未満	0.75%
7年以上	0.00%

- (※) 上記の「受益証券の購入後の経過年数」とは、当該受益証券に関する、国内における買付約定日（同日を含みます。）から国内における買戻約定日の前日（同日を含みます。）までの期間をいいます。疑義を避けるために例示すれば、国内における買付約定日が2014年4月1日であり国内における買戻約定日が2017年3月31日であった場合、当該買戻しについては3.25%の条件付後払申込手数料が課せられ、また、国内における買付約定日が2014年4月1日であり国内における買戻約定日が2017年4月1日であった場合、当該買戻しについては2.50%の条件付後払申込手数料が課せられます。
- (注1) 投資者は、買戻価格から条件付後払申込手数料を差し引いた金額を買戻時に受領します。条件付後払申込手数料は、7年未満の期間に買い戻された受益証券の当初購入価格に料率を適用して決定されます。
- (注2) 条件付後払申込手数料の金額は、最も低い条件付後払申込手数料率により計算されます。すなわち、投資者は、当該手数料の課せられないクラスB受益証券を最初に買い戻し、その次に長く保有する受益証券を次に買い戻すものとみなされます。
- (注3) クラスB受益証券の受益証券1口当たり純資産価格が、当初購入価格よりも増額した場合、その増額分に条件付後払申込手数料が課せられることはありません。
- (注4) 条件付後払申込手数料は、管理会社に対して支払われるものであり、買戻手続を行う販売会社を通じて精算されます。
- (注5) ファンドがファンド決議により終了するか、受益者決議によって管理会社が解任され後継管理会社が指名される場合は、管理会社が別途その裁量により決定する場合を除き、発行済クラスB受益証券（ファンドの終了、または管理会社の解任および後継管理会社の指名につき反対の投票をした受益者が保有する受益証券を含みます。）のすべては（ファンドの終了または管理会社の解任および後継管理会社の指名が効力を生じた日に買い戻されたものとして取り扱われ）C D S Cが課されます。受益者決議によって管理会社が解任され後継管理会社が指名される場合は、（i）C D S Cは当該時点で発行済のすべてのクラスB受益証券に対して課され、（ii）その後は各発行日から7年未満の期間に行われるクラスB受益証券の買戻しに対しては、C D S Cは課されません。

販売会社は、換金注文の申込みを確認した日（国内約定日）から起算して日本における4営業日目から、買戻代金を支払います。

前記「（1）海外における買戻し手続等」の記載は、適宜、日本における買戻し手続等にも適用されることがあります。

3【転換（スイッチング）手続等】

（1）海外における転換（スイッチング）手続等

クラスA受益証券またはクラスB受益証券の受益者は、各転換日に、あるクラスA受益証券のクラスともう一つのクラスA受益証券のクラスの相互間、および／またはあるクラスB受益証券のクラスともう一つのクラスB受益証券のクラスの相互間の転換を請求することができます（ただし、下記の例外の場合を除きます。）。販売会社は、転換を請求する場合には、関連する転換日の午後6時（東京時間）までに管理事務代行会社に対して転換を請求しなければなりません。上記の期限までに受領されなかった転換通知書は、翌転換日まで持ち越され、受益証券は当該転換日に転換されます。販売会社を通じて投資を行う投資者で、転換を希望する者は、関連する転換日の午後4時（東京時間）までに販売会社が指定する転換手続を完了しなければなりません。

一旦提出した転換通知書は、取り消すことはできません。

クラスB受益証券からクラスA受益証券への転換（スイッチング）手続等

円ヘッジ受益証券の購入日から7年経過後の応当日またはその直後にあたる転換日に、販売会社と協議の上、管理事務代行会社により、すべての円ヘッジ毎月分配型クラスB受益証券は円ヘッジ毎月分配型クラスA受益証券に転換され、すべての円ヘッジ資産形成型クラスB受益証券も同様に円ヘッジ資産形成型クラスA受益証券に転換されます。ただし、販売会社が、管理事務代行会社に対し通知を行って別段の決定をした場合はこの限りではありません。

円ヘッジなし受益証券の購入日から7年経過後の応当日またはその直後にあたる転換日に、販売会社と協議の上、管理事務代行会社により、すべての円ヘッジなし毎月分配型クラスB受益証券は円ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券に転換され、すべての円ヘッジなし資産形成型クラスB受益証券も同様に円ヘッジなし資産形成型クラスA受益証券に転換されます。ただし、販売会社が、管理事務代行会社に対し通知を行って別段の決定をした場合はこの限りではありません。

ここで、「受益証券の購入日から7年経過後の応当日」とは、該当する受益証券の購入に係る国内約定日（同日を含みます。）から、当該受益証券の転換に係る国内約定日（同日を含みます。）までの期間を意味します。

純資産総額の算定が停止されている期間および受益証券の買戻しが前記「2 買戻し手続等（1）海外における買戻し手続等 買戻しの延期」と題する項に定める要領で延期されている期間中は、受益証券の転換は行われません。転換は遅延される可能性があります。

以下の算式に従って（またはできる限り従って）、いずれかの転換日（以下「**関連転換日**」といいます。）に、いずれかのクラス受益証券（以下「**既存受益証券**」といいます。）から他のクラス受益証券（以下「**転換後受益証券**」といいます。）への転換が行われます。

$$N = \frac{E \times R}{S}$$

この場合、

Nは、発行する転換後受益証券の口数とします。ただし、転換後受益証券1口未満の口数は、小数点第一位で四捨五入（0.5は切り上げられます。）して整数にされるものとします。かかる処理によって利益または負担が発生した場合、転換後受益証券の保有者がこれを享受し、または負います。

Eは、転換される既存受益証券の口数とします。

Rは、関連転換日に適用される既存受益証券の受益証券1口当たりの買戻価格とします。

Sは、関連する転換日に該当する取引日に適用される転換後受益証券1口当たりの発行価格とします。

受益証券は、1口の整数倍である場合に限り転換することができます。

転換手数料は、課されません。

（2）日本における転換（スイッチング）手続等

クラスA受益証券またはクラスB受益証券の受益者は、各転換日に、あるクラスA受益証券のクラスともう一つのクラスA受益証券のクラスの相互間、および／またはあるクラスB受益証券のクラスともう一つのクラスB受益証券のクラスの相互間の転換を請求することができます（ただし、下記の例外の場合を除きます。）。販売会社は、転換を請求する場合には、関連する転換日の午後6時（東京時間）までに管理事務代行会社に対して転換を請求しなければなりません。上記の期限までに受領

されなかった転換通知書は、翌転換日まで持ち越され、受益証券は当該転換日に転換されます。販売会社を通じて投資を行う投資者で、転換を希望する者は、関連する転換日の午後4時（東京時間）までに販売会社が指定する転換手続を完了しなければなりません。

日本における転換は、下記の7年経過後の転換による場合を除き、1万口以上1口単位とします。転換に際して手数料はなく、またC D S Cも課せられません。

純資産総額の算定が停止されている期間および受益証券の買戻しが前記「2 買戻し手続等（1）海外における買戻し手続等 買戻しの延期」と題する項に定める要領で延期されている期間中は、受益証券の転換は行われません。転換は遅延される可能性があります。

転換算式については、前記「（1）海外における転換（スイッチング）手続等」をご参照ください。

クラスB受益証券からクラスA受益証券への転換（スイッチング）手続等

円ヘッジ受益証券の購入日から7年経過後の応当日またはその直後にあたる転換日に、日本における受益者による反対の意思表示が販売会社に対してなされない限り、すべての円ヘッジ毎月分配型クラスB受益証券は円ヘッジ毎月分配型クラスA受益証券に転換され、すべての円ヘッジ資産形成型クラスB受益証券も同様に円ヘッジ資産形成型クラスA受益証券に転換されます。

円ヘッジなし受益証券の購入日から7年経過後の応当日またはその直後にあたる転換日に、日本における受益者による反対の意思表示が販売会社に対してなされない限り、すべての円ヘッジなし毎月分配型クラスB受益証券は円ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券に転換され、すべての円ヘッジなし資産形成型クラスB受益証券も同様に円ヘッジなし資産形成型クラスA受益証券に転換されます。

ここで、「受益証券の購入日から7年経過後の応当日」とは、該当する受益証券の購入に係る国内約定日（同日を含みます。）から、当該受益証券の転換に係る国内約定日（同日を含みます。）までの期間を意味します。

（注）クラスB受益証券の保有期間（購入後経過年数）は、毎月分配型クラスB受益証券のクラスと資産形成型クラスB受益証券のクラスの相互間において転換された後も継続されます。

4【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

① 純資産総額の計算

管理事務代行会社は評価日毎に、基本信託証書に従って純資産総額を計算します。

上記に関連して、ファンドの評価時点は午後3時（ルクセンブルグ時間）とします。管理事務代行会社は、ルクセンブルグの午後3時の時点で各種の評価情報源から自動的にダウンロードされた直近の入手可能な価格を用います。純資産総額は、ファンドの総資産額を算定し、そこからファンドの総負債を差し引いて計算します。純資産総額は受託会社と管理会社が決定した合理的な配分方法に基づいて、特定の受益証券のクラスだけに帰属する資産と負債の適当な引当を行った後、受益証券の各クラスの間で配分します。各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、各クラスに帰属する純資産総額の部分を各クラスの発行済み受益証券の総数で除して計算します。

ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、基本信託証書に規定される原則に従い、各評価日に該当するファンドにつきファンドの表示通貨により計算されます。

ファンドの資産は、特に以下の規定に従い計算されます。

- （a）下記（b）が適用される投資信託の持分を除き、かつ、下記（c）および（f）の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている投資対象の価格に基づくすべての計算は、ファンドの関係評価時点またはその直前における当該投資対象の主要な証券取引所もしくは証券市場の最終取引価格または（最終取引価格が利用可能でない場合は）直近の利用可能な取引売呼値および直近の利用可能な取引買呼値の中間値を参照して行われるものとします。当該価格を決定するにあたり、管理会社および受託会社は、双方が随時決定する情報源からの電子的な価格取得を利用しこれに依拠する権利を有するものとします。
- （b）下記（c）および（f）の規定に従い、投資信託の各持分の価格は、ファンドの関係評価時点またはその直前における当該投資信託の受益証券もしくは株式の直前に発表された受益証券1口当たり純資産価格（利用可能な場合）または（同価格が利用可能でない場合は）当該受益証券もしくは株式の直前に発表された取引買呼値としますが、各場合において、当該価格は管理事務代行会社または当該投資信託のために公定価格情報の決定および提供を任命された者により提供されるものとします。
- （c）純資産総額、取引売呼値、取引買呼値または建値が、上記（a）または（b）に規定されたとおり利用できなかった場合、該当する投資対象の価格は、管理会社が決定する方法により随時決定されるものとします。
- （d）上記（b）が適用される投資信託の持分を除き、市場において上場または通常取引されていない投資対象の価格は、当該投資対象の取得におけるファンドの支出金額（各場合において、印紙代、手数料その他の取得費用の金額を含みます。）に相当する当初金額となるものとしますが、ただし、管理会社は、受託会社の承認を得た上で、当該投資対象の評価を行う資格を有すると受託会社が認める専門家をして再評価を行わしめることができ、かつ、受託会社の要請に基づきこれを行わしめるものとします。
- （e）手持ち現金または預金および売掛金、前払費用および発生済で未受領の配当金の評価はその全額とみなして行われます。ただし全額の支払いまたは受領が行われそうになく、かかる場合にその真正な価値を反映するため管理会社が適切とみなす割引を行った後にその評価が行われる場合についてはこの限りではありません。
- （f）上記の規定にかかわらず、管理会社が関連状況に鑑みて投資対象の評価の調整またはその他の評価方法の使用が投資対象の公平な価値を反映するために必要となると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、かかる調整を行い、かかる方法の使用を認めることができます。

（g）ファンドの表示通貨以外の通貨で建てられた投資対象の価格（証券または現金のものかを問いません。）は、管理事務代行会社が関連するプレミアムまたは割引および換算費用を考慮した上で当該状況において適切と判断するレート（公定レートその他を問いません。）により、当該ファンドの表示通貨に換算されるものとします。

② 純資産総額の計算の停止

管理事務代行会社は、管理会社の要請に基づき、以下の期間のすべてまたは一部において、ファンドの純資産総額の決定ならびにファンドの受益証券の発行および買戻しを停止し、かつ／または、ファンドの受益証券の買戻しを行う者に対する買戻代金の支払期間を延長することができます。

- （a）ファンドの投資対象の重要な部分が上場、値付け、取引もしくは取扱われている証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場の閉鎖（通例の週末および休日の休場を除きます。）、またはかかる取引所もしくは市場での取引が制限もしくは停止されている期間
- （b）ファンドが投資対象を処分することが合理的に実行可能でなくなるか、かかる処分がファンドの受益者に対し著しい損害を及ぼすことになると管理事務代行会社が判断する状況が存在する期間
- （c）投資対象の価値を確認するために通常用いられる何らかの手段に故障が発生した場合か、またはその他の何らかの理由からファンドの投資対象またはその他の資産の価値が合理的にもしくは公正に確認することができないと管理事務代行会社が判断した場合
- （d）ファンドの投資対象の償還もしくは現金化またはかかる償還もしくは現金化に伴う資金の移動を、通常の価格または通常の為替レートで行うことができないと管理事務代行会社が判断する期間

ファンドのすべての受益者は、かかる停止につき停止から30日以内に書面にて通知を受け、かかる停止の終了後速やかに通知されます。

（2）【保管】

受益証券が販売される海外においては、受益証券の確認書（もしあれば）は受益者の責任において保管されます。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書（もしあれば）は、販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

（3）【信託期間】

信託期間は、ファンド設立日に開始し、原則として、基本信託証書の締結日（2003年10月14日）から150年間存続しますが、後記「（5）その他 ②ファンドの終了」に規定する事由が発生した場合には、それ以前に終了することがあります。

（4）【計算期間】

ファンドの決算期は毎年8月31日です。

（5）【その他】

① 発行限度額

ファンド受益証券の発行限度口数は設けられていません。

② ファンドの終了

ファンドは、以下のいずれかの事由が発生した場合には、信託期間の満了前に終了することがあります。

- （a）ファンドを継続すること、またはファンドを別の法域に移転することが違法となるか、または受託会社の意見によれば、実行不可能であるかもしくは得策ではなく、または当該ファンドの受益者の利益に反し、かつ受託会社が、かかる理由によりファンドの終了を決定した場合。
- （b）ファンドの受益者が、ファンド決議により当該ファンドの終了を決定した場合。
- （c）受託会社が辞任する意図を書面により通知したか、または受託会社が強制清算または任意清算を行った場合で、管理会社、受託会社または受益者が、当該通知または当該清算が行われてから60日以内に、受託会社の代わりに受託者としての任務を受諾する用意のある他の法人を任命できなかったか、またはかかる任命を確保できなかった場合。
- （d）管理会社が辞任する意図を書面により通知したか、または管理会社が強制清算または任意清算を行った場合で、受託会社が、当該通知または当該清算が行われてから30日以内に、管理会社の代わりに管理者としての任務を受諾する用意のある他の法人を任命できなかったか、またはかかる任命を確保できなかった場合。
- （e）適用法により要求される場合。

（注）ファンドの終了においてクラスB受益証券に関して手数料が課される場合があります。「第1 ファンドの状況、4 手数料等及び税金、（2）買戻し手数料」をご参照ください。

ファンドは、適用法により要求される場合または以下のいずれかの事由が発生した場合には、信託期間の満了前に終了します。

- （a）受益証券の販売会社としての販売会社の職務が、管理会社による後任の販売会社の選任がなされずに終了した場合。
- （b）ファンドの代行協会員としての代行協会員の職務が、管理会社による後任の代行協会員の選任がなされずに終了した場合。
- （c）純資産総額が20億円または管理会社はその裁量により決定する円貨額を下回った場合で、管理会社がファンドの終了を決定した場合。

ファンドが終了した場合、受託会社は、当該ファンドの全受益者に対しかかる終了を通知するものとし、

③ 信託証書の変更等

受益者に対する30日以上前の書面による通知（受益者決議により放棄することができます。）により、受益者または影響を受けるすべてのファンドの受益者の最善の利益となると受託会社および管理会社が判断する方法および範囲にて、受託会社および管理会社は、基本信託証書の補足書に基づき、基本信託証書の規定を修正、変更、改訂または追加する権限を有します。ただし、（i）かかる修正、変更、改訂または追加がその当時存在する受益者の利益を著しく侵害せずかつ受託会社および管理会社の受益者または影響を受けるすべてのファンドの受益者に対する責任を解除することとならないことを受託会社が書面により証明しない限り、かかる修正、変更、改訂または追加は、先ず受託会社が当該修正、変更、改訂または追加を承認するために適切な受益者決議またはファンド決議を取得しなければ、行うことができないものとし、また（ii）当該修正、変更、改訂または追加が受益者に対して受益証券に関する追加支払義務または受益証券に関して責任を引き受ける義務を負わせないものとし、さらに、受託会社および管理会社は、上記通知および証明なしに、基本信託証書の補足書に基づき、基本信託証書の条項を修正、変更、改訂または追加して、トラストまたはファンドを本書の日付以降ケイマン諸島において制定された投資信託に関する法令に服せしめる権限を付与されています。

④ 関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行契約および同契約に基づく管理事務代行会社の任命は、管理会社または管理事務代行会社が相手方当事者に対し、少なくとも90日前に書面による通知をすることにより終了できます。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、これに従って解釈されるものとし、

投資運用契約

投資運用契約は、管理会社が投資運用会社に対して少なくとも30日前の書面による通知をすることにより、または、投資運用会社が管理会社に対して少なくとも90日前の書面による通知をすることにより、終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

副投資運用契約

副投資運用契約は、投資運用会社が副投資運用会社に対して少なくとも30日前の書面による通知をすることにより、または、副投資運用会社が投資運用会社に対して少なくとも90日前の書面による通知をすることにより、終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

保管契約

保管契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、少なくとも90日前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、これに従って解釈されるものとします。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

受益証券販売・買戻契約において、管理会社に故意または過失ある場合を除き、受益証券販売・買戻契約に関連してまたは付随して生じる受益証券販売・買戻契約に基づく管理会社の（契約上またはその他の）責任は、管理会社がファンドに関連して受益証券販売・買戻契約に基づいて、販売会社に対して負う義務の補償のために、ファンドの資産から支払いを受け、払戻しを受け、または補償を受けることができる正味額に限定されるものとし、その結果、管理会社が販売会社に対する義務の補償のためにファンドの資産から受け取ることができる正味額が零となり、またはファンドの資産が存在しなくなった場合、ファンドに関連して受益証券販売・買戻契約に基づいて負う管理会社の販売会社に対するすべての責任は消滅するものとするとしています。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

5【受益者の権利等】

（1）【受益者の権利等】

受益者がファンドに関し、自己の受益権を直接行使するためには、登録名義人となっているかまたは受益証券を保持していなければなりません。したがって、販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、登録名義人ではなく、また、受益証券も保持していないため、ファンドに関する受益権を直接行使することはできません。日本の投資者は、販売会社との間の口座契約に基づき、販売会社をして、自らのために受益権を行使させることができます。受益証券の保管を販売会社に委託していない日本の投資者は、自己が決める方法により権利行使を行うことができます。

投資者の有する主な権利は次のとおりです。

（i）分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を請求する権利を有します。受益者は、ファンド決議により、随時受託会社に対して中間分配を行うよう指示することができます。

（ii）買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを、基本信託証書および補足信託証書の規定ならびに本書の記載に従って請求する権利を有します。

（iii）残余財産分配請求権

ファンドの終了日におけるファンドの登録名義人は、ファンドの資産を換金することにより得られるすべての純手取金およびファンドの当該クラスの受益証券に属しており、資産の一部を構成している分配可能なその他の金銭を、自らが保有しているまたは保有しているものとみなされるファンドの各クラス受益証券の口数に応じて分配するよう請求する権利を有しています。

（iv）損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、基本信託証書および補足信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

（v）議決権

受託会社は、基本信託証書の規定により要求される場合、または受益者決議の提議においては受益証券1口当たり純資産価格の総額が、トラストの全シリーズ・トラストの純資産総額の10分の1以上となる受益証券を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、またはファンド決議の提議においてはファンドの受益証券の10分の1以上の口数を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、当該通知に記載される日時および場所にて、適宜すべての受益者またはファンドの受益者の集会を招集するものとします。

各集会の15日以上前の書面による通知は、集会の場所、日時および当該集会において提議される予定の決議事項を明記した上、受託会社より、すべての受益者の集会の場合には各受益者に対し、ファンドの受益者の集会の場合にはファンドの受益者に対して、郵送されるものとします。集会の基準日は、通知に記載される当該集会の日付の21日以上前であるものとします。受益者への通知の事故による不配または受益者の不受理は、集会における議事を無効としないものとします。受託会社または管理会社の取締役またはその他権限ある役員は、いずれの集会においても出席および発言の権利が与えられているものとします。

受益者決議に関する純資産総額の計算は、集会の直前の関連する評価日に行われるものとします。定足数の要件は受益者2人としますが、受益者が1人しか存在しない場合はこの限りではありません。かかる場合、定足数は受益者1人とします。

集会において、集会の採決に付された決議は書面による投票により採択されるものとし、受益者決議においてはトラストの全シリーズ・トラストの純資産総額50%以上にあたる受益証券1口当たり純資産価格の総額の受益証券を保有する受益者、ファンド決議においてはファンドの受益証券の2分の1以上の口数を保有する受益者により承認された場合に、投票の結果が当該集会の決議とみなされるものとします。

投票において、議決権は本人または代理人のいずれかによって行使し得ます。

（２）【為替管理上の取扱い】

本書の日付現在、日本の受益者に対するファンド受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング
上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- （i）管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
- （ii）日本におけるファンド受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されています。なお、関東財務局長に対するファンド受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三 浦 健

同 廣 本 文 晴

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

です。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の法令に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- ① ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の財務書類を日本語に翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- ② ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- ③ ファンドの原文の財務書類は、日本円で表示されています。

（注）2013年3月5日付で、ファンドの名称は「メロン・オフショア・ファンズー日興インサイト新興国社債ファンド」に、円ヘッジ受益証券はそれぞれ「円ヘッジ資産形成型クラスA受益証券」、「円ヘッジ資産形成型クラスB受益証券」、「円ヘッジ毎月分配型クラスA受益証券」および「円ヘッジ毎月分配型クラスB受益証券」に変更されたため、前年2012年8月31日現在の財務書類の名称とは表記が異なります。

(1) 【2013年8月31日終了年度】

①【貸借対照表】

メロン・オフショア・ファンズ

純資産計算書

2013年8月31日現在

日興インサイト新興国社債ファンド

(日本円で表示)

	注記	日興インサイト 新興国社債ファンド 日本円
資産		
投資有価証券		
－取得原価		71,448,889,101
－時価評価額	2.2	76,437,172,075
現金預金		3,090,288,376
債券にかかる未収利息	2.6	1,421,919,485
クレジット・デフォルト・スワップにかかる 未実現評価益	2.8,12	434,573,412
未収受益証券発行手取金		80,128,629
為替先渡契約にかかる未実現評価益	2.5,10	24,347,004
設立費	2.4	14,070,969
資産合計		81,502,499,950
負債		
為替先渡契約にかかる未実現評価損	2.5,10	2,552,212,639
未払買戻支払金		355,110,740
クレジット・デフォルト・スワップにかかる 未実現評価損	2.8,12	112,008,797
未払管理報酬	3	56,519,008
未払販売管理報酬	3	47,849,712
未払販売報酬	6	15,282,552
未払代行協会員報酬	7	6,644,358
未払印刷および公告費		5,428,052
未払保管報酬	5	3,319,469
未払管理事務代行報酬	4	3,317,654
未払受託報酬	8	2,712,163
未払弁護士報酬		1,789,457
未払専門家費用		1,218,500
未払設立費	2.4	1,216,783
負債合計		3,164,629,884
純資産総額		78,337,870,066

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

純資産額

円ヘッジ資産形成型クラスA受益証券	日本円	513,328
円ヘッジ毎月分配型クラスA受益証券	日本円	465,338
円ヘッジ資産形成型クラスB受益証券	日本円	6,004,584,639
円ヘッジ毎月分配型クラスB受益証券	日本円	66,491,086,417
円ヘッジなし資産形成型クラスA受益証券	日本円	484,125
円ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券	日本円	472,633
円ヘッジなし資産形成型クラスB受益証券	日本円	1,414,167,343
円ヘッジなし毎月分配型クラスB受益証券	日本円	4,426,096,243

発行済受益証券口数

円ヘッジ資産形成型クラスA受益証券	500,000
円ヘッジ毎月分配型クラスA受益証券	500,000
円ヘッジ資産形成型クラスB受益証券	5,904,057,693
円ヘッジ毎月分配型クラスB受益証券	72,201,744,938
円ヘッジなし資産形成型クラスA受益証券	500,000
円ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券	500,000
円ヘッジなし資産形成型クラスB受益証券	1,464,701,899
円ヘッジなし毎月分配型クラスB受益証券	4,696,177,187

1口当たり純資産価格

円ヘッジ資産形成型クラスA受益証券	日本円	1.0267
円ヘッジ毎月分配型クラスA受益証券	日本円	0.9307
円ヘッジ資産形成型クラスB受益証券	日本円	1.0170
円ヘッジ毎月分配型クラスB受益証券	日本円	0.9209
円ヘッジなし資産形成型クラスA受益証券	日本円	0.9683
円ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券	日本円	0.9453
円ヘッジなし資産形成型クラスB受益証券	日本円	0.9655
円ヘッジなし毎月分配型クラスB受益証券	日本円	0.9425

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

②【損益計算書】

メロン・オフショア・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2013年8月31日終了年度

日興インサイト新興国社債ファンド

(日本円で表示)

	注記	日興インサイト 新興国社債ファンド 日本円
収益		
債券にかかる利息	2.6	5,039,767,498
預金利息	2.6	103,504
その他の収益		10,527,890
収益合計		5,050,398,892
費用		
管理報酬	3	555,511,080
販売管理報酬	3	469,147,010
販売報酬	6	150,546,133
クレジット・デフォルト・スワップにかかる利息	2.8	72,281,478
代行協会員報酬	7	65,305,862
保管報酬	5	32,626,372
管理事務代行報酬	4	32,608,495
印刷および公告費		7,393,362
受託報酬	8	7,284,586
保護預かり費用		4,119,508
設立費	2.4	3,648,321
専門家費用		3,396,125
弁護士報酬		2,970,778
取引手数料		1,092,663
その他の費用		495,805
費用合計		1,408,427,578
投資純利益		3,641,971,314

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書（続き） 2013年8月31日終了年度
--

日興インサイト新興国社債ファンド

（日本円で表示）

	注記	日興インサイト 新興国社債ファンド 日本円
投資純利益		3,641,971,314
以下にかかる実現純損益：		
投資有価証券		3,601,797,073
クレジット・デフォルト・スワップ		(223,003,625)
為替先渡契約		(11,627,347,117)
外国為替		191,432,036
当期実現純損失		(4,415,150,319)
以下にかかる未実現評価損益の純変動：		
投資有価証券		5,922,889,081
クレジット・デフォルト・スワップ		322,564,615
為替先渡契約		(2,776,271,809)
運用による純資産の純減少		(945,968,432)
資本の変動		
受益証券発行手取額		73,356,918,253
受益証券買戻支払額		(27,164,456,823)
資本の変動、純額		46,192,461,430
支払分配金	11	(4,923,008,128)
期首現在純資産額		38,014,385,196
期末現在純資産額		78,337,870,066

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

メロン・オフショア・ファンズ

統計情報

未監査

日興インサイト新興国社債ファンド

日興インサイト新興国社債ファンド							
円ヘッジ				円ヘッジなし			
資産形成型 クラスA 受益証券	毎月分配型 クラスA 受益証券	資産形成型 クラスB 受益証券	毎月分配型 クラスB 受益証券	資産形成型 クラスA 受益証券	毎月分配型 クラスA 受益証券	資産形成型 クラスB 受益証券	毎月分配型 クラスB 受益証券

期末現在発行済受益証券口数：

2012年8月31日	500,000	500,000	6,405,250,000	32,054,314,079	—	—	—	—
発行口数	500,000,000	—	4,715,470,098	60,793,327,117	500,000	500,000	1,499,367,336	4,962,592,391
買戻口数	(500,000,000)	—	(5,216,662,405)	(20,645,896,258)	—	—	(34,665,437)	(266,415,204)
2013年8月31日	500,000	500,000	5,904,057,693	72,201,744,938	500,000	500,000	1,464,701,899	4,696,177,187

期末現在純資産総額：

	日本円	日本円	日本円	日本円	日本円	日本円	日本円	日本円
2012年8月31日	508,859	494,042	6,488,564,867	31,524,817,428	—	—	—	—
2013年8月31日	513,328	465,338	6,004,584,639	66,491,086,417	484,125	472,633	1,414,167,343	4,426,096,243

期末現在1口当たり純資産価格：

	日本円	日本円	日本円	日本円	日本円	日本円	日本円	日本円
2012年8月31日	1.0177	0.9881	1.0130	0.9835	—	—	—	—
2013年8月31日	1.0267	0.9307	1.0170	0.9209	0.9683	0.9453	0.9655	0.9425

[次へ](#)

メロン・オフショア・ファンズ

財務書類に対する注記

2013年8月31日現在

日興インサイト新興国社債ファンド

注記1. 活動および目的

メロン・オフショア・ファンズ（以下「トラスト」という。）は、受託会社と管理会社との間で締結された2003年10月14日付基本信託証書により設定されたオープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストである。

日興インサイト新興国社債ファンド（以下「シリーズ・トラスト」という。）は、CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）とBNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）の間に締結された基本信託証書および2012年2月3日付補足信託証書に基づき設定されたトラストの別個のシリーズ・トラストである。

本財務書類は、シリーズ・トラストについてのみ言及している。

受益証券クラス

投資者は、8つの異なるクラス受益証券を購入することができる。

円ヘッジ資産形成型クラスA受益証券
円ヘッジ毎月分配型クラスA受益証券
円ヘッジ資産形成型クラスB受益証券
円ヘッジ毎月分配型クラスB受益証券
円ヘッジなし資産形成型クラスA受益証券
円ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券
円ヘッジなし資産形成型クラスB受益証券
円ヘッジなし毎月分配型クラスB受益証券

円ヘッジなし資産形成型クラスA受益証券、円ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券、円ヘッジなし資産形成型クラスB受益証券および円ヘッジなし毎月分配型クラスB受益証券は、2013年3月22日付で当初募集が行われた。

投資目的および方針

シリーズ・トラストの投資目的は、シリーズ・トラストの資産を維持しまたは成長させつつ、主に世界の新興国市場の社債に投資することを通じて魅力的な利回りの達成を追求することである。投資適格債券、非投資適格債券および格付を取得していない債券への直接的または間接的な投資を含むことがある。非投資適格債券とは、ムーディーズによるBaa格、S & PによるBBB格またはその他の有力格付機関による同等の格付未満の債券をいう。副投資運用会社は、シリーズ・トラストの投資対象のポートフォリオにおいて、非投資適格債券および格付を取得していない債券の割合が高くなることがあると予想する。

副投資運用会社は、かかる投資目的の達成に努め、主として新興国市場を中心に業務を行う企業が発行した米ドル建社債に投資する。副投資運用会社はまた、新興国市場を中心に業務を行う企業が発行した現地通貨建社債、新興国市場の政府等公的機関または米国政府等公的機関が発行した債務証券を含む債券および一部の派生商品（その詳細は以下に記載する。）に投資することもできる。また副投資運用会社は、転換社債にも投資することができる。副投資運用会社は、その裁量においてこれらの投資対象を選択および運用する。

「新興国市場」とは、新興国市場の投資ユニバースを構成する国々を指し、これには、JPモルガン・コーポレート・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・ブロード（以下「CEMBIブロード」という。）の構成銘柄の国々を含むが、これに限らない。CEMBIブロードは、新興国市場の社債の投資ユニバースを示す際、一般に使われるインデックスである。

副投資運用会社は、シリーズ・トラストの投資目的を達成するため派生商品を利用することができる。例えば、副投資運用会社は、シングルネーム・クレジット・デフォルト・スワップ、インデックス・クレジット・デフォルト・スワップまたは金利スワップのロング・ポジションまたはショート・ポジションをとることができる。副投資運用会社はまた、為替先渡取引を行うこともできる。かかるデリバティブ取引は、リスク・ヘッジのみを目的に行う予定である。

副投資運用会社は、シリーズ・トラストのポートフォリオで、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの関連会社により運用される集团的投資スキームを含む他の集团的投資スキームへの投資を通じて、上記のいずれかの資産クラスのエクスポージャーを得ることができる。

円ヘッジ受益証券に関して、管理会社および／またはその委託先は、為替リスクを軽減（ただし排除するものではない。）し、円ヘッジ受益証券の価額を円（円ヘッジ受益証券の表示通貨）に対する米ドルの値下りから保護するため、為替ヘッジ取引を行う。管理会社および／またはその委託先は、円と米ドルの間の為替変動に対する円ヘッジ受益証券の通貨エクスポージャーに伴うリスクをほぼ100%ヘッジすることを目指す。当該投資対象の将来の価値が変動することその他の要因のため、通貨エクスポージャーがいつも100%ヘッジされとは限らない。円ヘッジ受益証券の投資者は、為替ヘッジ取引のため、米ドルが円に対して値上りしても、円ヘッジ受益証券の受益証券1口当たり純資産価格がこれに対応して値上りするものではないことに留意する必要がある。

円ヘッジなし受益証券に関して、円と米ドルの間の為替変動に対する円ヘッジなし受益証券の通貨エクスポージャーはヘッジされない。円ヘッジなし受益証券の投資者は、次の段落に記載するものを除き、円と米ドルの間の為替変動に対するリスクを負うことに留意する必要がある。

米ドル以外の通貨建の資産への投資について、管理会社および／またはその委託先は、米ドルと、米ドル以外の通貨の間の為替レートの変動に対する、シリーズ・トラストのエクスポートに伴うリスクをヘッジするため為替ヘッジ取引を行うことがある一方、行わないこともある。かかる為替ヘッジは、副投資運用会社が行う。

上記の為替取引に関連し、為替ヘッジ取引の相手方（ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンを含むが、これに限らない。）が複数となることがある。

投資運用会社は随時、その裁量において、他の、もしくは追加の副投資運用会社または投資顧問会社を選任することができる。

注記2. 重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用される、ルクセンブルグで一般的に認められている会計原則に従い作成されている。

2.2 有価証券およびその他の資産への投資の評価

- (a) 下記 (b) が適用される集団的投資スキームの持分を除き、かつ、下記 (c) の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている投資対象の価格に基づくすべての計算は、関係評価時点またはその直前における当該投資対象の主要な証券取引所もしくは証券市場の最終取引価格または（最終取引価格が利用可能でない場合は）直近の利用可能な取引売呼値および直近の利用可能な取引買呼値の中間値を参照して行われるものとする。
- (b) 下記 (c) および (e) の規定に従い、集団的投資スキームの各持分の価格は、関係評価時点またはその直前における当該集団的投資スキームの受益証券もしくは株式の直前に発表された1口当たり純資産価格（利用可能な場合）または（同価格が利用可能でない場合は）当該受益証券もしくは株式の直前に発表された取引買呼値とするが、各場合において、当該価格は管理事務代行会社または当該集団的投資スキームのために公定価格情報の決定および提供を任命された者により提供されるものとする。
- (c) 純資産総額、取引売呼値、取引買呼値または建値が、上記 (a) または (b) に規定されるとおりに利用できなかった場合、該当する投資対象の公正価格は、管理会社が決定する方法により随時決定されるものとする。
- (d) 上記 (b) が適用される集団的投資スキームの持分を除き、市場において上場または通常取引されていない投資対象の価格は、当該投資対象の取得における支出金額（各場合において、印紙代、手数料その他の取得費用の金額を含む。）に相当する当初金額となるものとするが、ただし、管理会社は、受託会社の承認を得た上で、当該投資対象の評価を行う資格を有すると受託会社が認める専門家をして再評価を行わしめることができ、かつ、受託会社の要請に基づきこれを行わしめるものとする。
- (e) 上記の規定にかかわらず、管理会社が関連状況に鑑みて投資対象の評価の調整またはその他の評価方法の使用が投資対象の公平な価値を反映するために必要となると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、かかる調整を行い、かかる方法の使用を認めることができる。

2.3 外貨換算

日本円以外の通貨で表示される資産および負債は、当期末における実勢為替レートで日本円に換算される。外貨で表示される取引は、取引日現在の実勢為替レートにより日本円に換算される。

当期の損益を決定するにあたり、外国為替換算にかかる未実現および実現利益または損失は、運用計算書および純資産変動計算書において認識されている。

組入る有価証券の時価評価額に起因する未実現為替差損益は、投資有価証券にかかる未実現評価損益の純変動に含まれる。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

2.4 設立費

設立費は、定額法で5年にわたり償却される。

2.5 為替先渡契約

為替先渡契約は、満期日までの残存期間に関する純資産計算書の日付現在適用される先渡レートで評価される。

2.6 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

2.7 受取配当金

配当金は、当該有価証券が「配当落ち」として初めて記載された日付に収益に計上される。

2.8 クレジット・デフォルト・スワップ

クレジット・デフォルト・スワップは、管理会社が管理事務代行会社と協議のうえ適切であると判断する外部の価格提供者から受領した相場に基づき管理会社の裁量で誠実に評価される。時価の計算は対象当事者の信用リスク、それぞれ発行体、クレジット・デフォルト・スワップの満期および流通市場における流動性に基づいている。当期の損益を決定するにあたり、クレジット・デフォルト・スワップにかかる金利は、運用計算書および純資産変動計算書において認識されている。

注記3. 管理報酬および販売管理報酬

管理会社はシリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.85パーセントの管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

さらに、管理会社は、シリーズ・トラストの資産から、クラスB受益証券に帰属する純資産総額に対して年率0.72パーセントの販売管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

さらに、管理会社は、シリーズ・トラストの資産から、基本信託証書に基づき認められる自らの権限および職務の適切な遂行において管理会社が負担した費用の払戻しを受ける権利も有する。

管理会社は、自らの報酬から投資運用会社の報酬を支払う。投資運用会社は、副投資運用会社、およびシリーズ・トラストに関して投資運用会社の職務を遂行するよう投資運用会社により任命された委託先またはその他の者の報酬を支払う責任を負う。

注記４．管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.05パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

注記５．保管報酬

保管会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.05パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、取引手数料および諸費用とともに毎月後払いで支払われる。

注記６．販売報酬

販売会社は、シリーズ・トラストの資産から以下の料率の報酬を受領する権利を有する。

- （a）クラスA受益証券については、クラスA受益証券に帰属する純資産総額の年率0.44パーセント
- （b）クラスB受益証券については、クラスB受益証券に帰属する純資産総額の年率0.23パーセント

いずれの場合においても、報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

注記７．代行協会員報酬

代行協会員は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.10パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、取引費用を加算して毎月後払いで支払われる。

注記８．受託報酬

受託会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.01パーセントの受託報酬（ただし最低年間報酬額は10,000米ドル）を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、暦四半期ごとに後払いで支払われる。

注記９．税金

ケイマン諸島

現行のケイマン諸島における税法に基づき、シリーズ・トラストにより支払われる税金はない。従って、所得税に対する引当金は財務書類に計上されていない。

その他の国々

シリーズ・トラストは、その他の国々において稼得される特定の所得に対する源泉税またはその他の税金を課されることがある。

購入予定者は、各国の管轄法に基づき受益証券を購入、保有および買戻す際、予想される課税およびその他の影響を決定づけるその市民権、居住地および住居を所有する国において、法律アドバイザーまたは税務アドバイザーに相談することが望ましい。

注記10. 為替先渡契約

2013年8月31日現在、以下の為替先渡契約が未決済であった。

10.1ーポートフォリオ管理における為替先渡契約

通貨	買い	通貨	売り	満期日	未実現評価益 ／（評価損）
					日本円
米ドル	5,025.58	日本円	492,909.00	2013年9月5日	(85)
日本円	141,197,785.00	米ドル	1,438,895.85	2013年9月5日	95,189
日本円	26,398,210.00	米ドル	267,786.00	2013年9月20日	139,513
ポートフォリオ管理における為替先渡契約にかかる未実現純評価益合計					234,617

10.2ー円ヘッジ資産形成型クラスA受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	買い	通貨	売り	満期日	未実現評価益 ／（評価損）
					日本円
米ドル	135,897.08	日本円	13,367,000.00	2013年9月20日	(41,134)
米ドル	1,044,277.28	日本円	104,170,000.00	2013年9月20日	(1,769,723)
米ドル	1,032,590.65	日本円	104,480,000.00	2013年9月20日	(3,225,696)
米ドル	1,046,639.07	日本円	104,280,000.00	2013年9月20日	(1,648,129)
米ドル	1,067,120.15	日本円	106,300,000.00	2013年9月20日	(1,659,785)
米ドル	1,079,376.76	日本円	105,870,000.00	2013年9月20日	(27,920)
米ドル	276.00	日本円	27,000.00	2013年9月20日	64
米ドル	267,786.00	日本円	26,398,210.00	2013年9月20日	(139,513)
米ドル	304.94	日本円	30,000.00	2013年9月20日	(98)
米ドル	3,617.46	日本円	355,781.00	2013年9月20日	(1,058)
米ドル	131.36	日本円	13,000.00	2013年9月20日	(119)
日本円	538,754,000.00	米ドル	5,676,711.04	2013年9月20日	(17,895,843)
日本円	602,000.00	米ドル	6,153.90	2013年9月20日	(1,442)
日本円	52,000.00	米ドル	538.08	2013年9月20日	(763)
円ヘッジ資産形成型クラスA受益証券の通貨エクスポージャーを カバーするための為替先渡契約にかかる未実現純評価損合計					(26,411,159)

10.3ー円ヘッジ毎月分配型クラスA受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	買い	通貨	売り	満期日	未実現評価益 ／（評価損）
----	----	----	----	-----	------------------

日本円

米ドル	126.46	日本円	12,000.00	2013年9月20日	400
米ドル	153.80	日本円	15,000.00	2013年9月20日	81
米ドル	5.51	日本円	542.00	2013年9月20日	(2)
米ドル	121.26	日本円	12,000.00	2013年9月20日	(109)
日本円	495,000.00	米ドル	5,215.69	2013年9月20日	(16,443)
日本円	12,000.00	米ドル	120.06	2013年9月20日	227

円ヘッジ毎月分配型クラスA受益証券の通貨エクスポージャーを カバーするための為替先渡契約にかかる未実現純評価損合計	(15,846)
--	----------

10.4ー円ヘッジ資産形成型クラスB受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	買い	通貨	売り	満期日	未実現評価益 ／（評価損）
					日本円
米ドル	64,769.25	日本円	6,107,980.00	2013年9月20日	243,196
米ドル	283,796.21	日本円	26,910,720.00	2013年9月20日	917,914
米ドル	40,976.41	日本円	4,020,400.00	2013年9月20日	(2,314)
米ドル	129,274.64	日本円	12,642,000.00	2013年9月20日	34,479
米ドル	1,560,005.37	日本円	153,444,000.00	2013年9月20日	(472,193)
米ドル	23,776.28	日本円	2,371,760.00	2013年9月20日	(40,293)
米ドル	79,834.49	日本円	7,980,288.00	2013年9月20日	(151,837)
米ドル	56,227.17	日本円	5,689,200.00	2013年9月20日	(175,647)
米ドル	27,849.25	日本円	2,766,564.00	2013年9月20日	(35,708)
米ドル	19,169.71	日本円	1,909,940.00	2013年9月20日	(30,187)
米ドル	6,459.25	日本円	644,118.00	2013年9月20日	(10,734)
米ドル	178,584.01	日本円	17,906,315.00	2013年9月20日	(394,633)
米ドル	64,074.34	日本円	6,321,600.00	2013年9月20日	(38,566)
米ドル	10,728.28	日本円	1,050,600.00	2013年9月20日	1,399
米ドル	47,763.17	日本円	4,711,500.00	2013年9月20日	(27,915)
米ドル	104,872.16	日本円	10,314,291.00	2013年9月20日	(30,683)
米ドル	152,887.69	日本円	14,807,975.00	2013年9月20日	183,965
米ドル	282,708.47	日本円	27,326,700.00	2013年9月20日	395,272

通貨	買い	通貨	売り	満期日	未実現評価益 ／（評価損）
					日本円
米ドル	150,473.89	日本円	14,550,520.00	2013年9月20日	204,726
米ドル	16,085.45	日本円	1,574,550.00	2013年9月20日	2,765
米ドル	25,980.47	日本円	2,553,480.00	2013年9月20日	(5,874)
米ドル	27,442.44	日本円	2,670,042.00	2013年9月20日	20,923
米ドル	61,350.42	日本円	5,982,700.00	2013年9月20日	33,231
米ドル	2,291.48	日本円	225,456.00	2013年9月20日	(757)
米ドル	199,130.66	日本円	19,410,400.00	2013年9月20日	116,056
米ドル	17,644.71	日本円	1,731,790.00	2013年9月20日	(1,576)
日本円	6,320,167,007.00	米ドル	66,593,959.02	2013年9月20日	(209,937,584)
日本円	5,290,000.00	米ドル	55,588.42	2013年9月20日	(160,918)
日本円	16,737,396.00	米ドル	170,302.31	2013年9月20日	37,805
日本円	1,027,100.00	米ドル	10,553.56	2013年9月20日	(7,766)
日本円	8,350,060.00	米ドル	85,653.85	2013年9月20日	(49,029)
日本円	15,677,200.00	米ドル	159,936.99	2013年9月20日	(5,983)
日本円	4,090,400.00	米ドル	41,376.98	2013年9月20日	33,035
日本円	512,800.00	米ドル	5,151.06	2013年9月20日	7,695
日本円	9,191,688.00	米ドル	92,156.39	2013年9月20日	154,969
日本円	3,994,614.00	米ドル	39,430.55	2013年9月20日	128,113
日本円	721,700.00	米ドル	7,225.11	2013年9月20日	13,216
日本円	641,514.00	米ドル	6,480.11	2013年9月20日	6,084
日本円	18,040,085.00	米ドル	180,381.91	2013年9月20日	352,103
日本円	9,883,160.00	米ドル	99,330.74	2013年9月20日	142,935
日本円	15,018,928.00	米ドル	150,081.82	2013年9月20日	302,128
日本円	7,375,200.00	米ドル	73,765.87	2013年9月20日	141,828
日本円	6,421,716.00	米ドル	65,514.77	2013年9月20日	(2,565)
日本円	2,101,400.00	米ドル	21,489.99	2013年9月20日	(5,876)
日本円	2,836,080.00	米ドル	28,795.74	2013年9月20日	12,413
日本円	2,089,000.00	米ドル	21,245.95	2013年9月20日	5,654
日本円	11,949,480.00	米ドル	124,173.51	2013年9月20日	(226,790)
日本円	3,014,260.00	米ドル	30,929.92	2013年9月20日	(18,682)
日本円	3,106,500.00	米ドル	31,828.57	2013年9月20日	(14,562)
日本円	5,599,550.00	米ドル	57,261.57	2013年9月20日	(15,434)
円ヘッジ資産形成型クラスB受益証券の通貨エクスポージャーを カバーするための為替先渡契約にかかる未実現純評価損合計					(208,372,202)

10.5－円ヘッジ毎月分配型クラスB受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための為替 先渡契約

通貨	買い	通貨	売り	満期日	未実現評価益 ／（評価損）
					日本円
米ドル	22,017,025.01	日本円	2,165,621,000.00	2013年9月20日	(6,664,268)
米ドル	629,302.75	日本円	62,335,143.00	2013年9月20日	(626,651)
米ドル	867,234.30	日本円	86,405,328.00	2013年9月20日	(1,365,622)
米ドル	254,735.11	日本円	25,541,856.00	2013年9月20日	(562,910)
米ドル	273,499.09	日本円	26,983,530.00	2013年9月20日	(164,616)
米ドル	217,846.72	日本円	21,316,532.00	2013年9月20日	45,193
米ドル	161,018.52	日本円	15,883,340.00	2013年9月20日	(94,103)
米ドル	1,149,701.70	日本円	113,074,415.00	2013年9月20日	(336,376)
米ドル	588,383.92	日本円	56,633,088.00	2013年9月20日	1,062,964
米ドル	229,485.83	日本円	22,190,814.00	2013年9月20日	312,225
米ドル	266,642.11	日本円	26,234,560.00	2013年9月20日	(88,031)
米ドル	573,172.82	日本円	56,082,312.00	2013年9月20日	122,162
米ドル	1,006,176.41	日本円	98,077,750.00	2013年9月20日	586,413
米ドル	1,834,420.01	日本円	180,044,325.00	2013年9月20日	(163,827)
米ドル	17,259,210.76	日本円	1,692,471,000.00	2013年9月20日	(58,459)
日本円	143,598,280.00	米ドル	1,522,740.97	2013年9月20日	(5,719,435)
日本円	135,483,484.00	米ドル	1,428,680.48	2013年9月20日	(4,610,799)
日本円	68,579,539,140.00	米ドル	722,604,800.45	2013年9月20日	(2,278,013,025)
日本円	174,316,115.00	米ドル	1,839,280.09	2013年9月20日	(6,040,955)
日本円	16,133,600.00	米ドル	169,535.23	2013年9月20日	(490,773)
日本円	136,931,634.00	米ドル	1,443,074.78	2013年9月20日	(4,574,133)
日本円	3,014,503.00	米ドル	30,721.55	2013年9月20日	1,993
日本円	97,980,402.00	米ドル	1,001,915.29	2013年9月20日	(265,921)
日本円	107,796,150.00	米ドル	1,096,821.34	2013年9月20日	243,480
日本円	83,477,640.00	米ドル	857,741.57	2013年9月20日	(631,223)
日本円	65,823,501.00	米ドル	675,209.09	2013年9月20日	(386,498)
日本円	193,110,395.00	米ドル	1,970,090.06	2013年9月20日	(73,707)
日本円	1,982,391.00	米ドル	20,053.14	2013年9月20日	16,010
日本円	26,275,210.00	米ドル	263,933.47	2013年9月20日	394,286
日本円	83,404,495.00	米ドル	837,075.16	2013年9月20日	1,322,150
日本円	80,070,000.00	米ドル	802,786.44	2013年9月20日	1,349,955
日本円	108,821,699.00	米ドル	1,088,727.60	2013年9月20日	2,062,690
日本円	55,402,315.00	米ドル	546,872.25	2013年9月20日	1,776,835
日本円	112,920,930.00	米ドル	1,116,831.46	2013年9月20日	3,406,098
日本円	14,412,288.00	米ドル	144,284.91	2013年9月20日	263,924
日本円	67,033,325.00	米ドル	674,632.01	2013年9月20日	879,913
日本円	7,639,390.00	米ドル	76,648.22	2013年9月20日	123,380
日本円	68,312,400.00	米ドル	681,949.68	2013年9月20日	1,441,428
日本円	133,427,084.00	米ドル	1,334,130.76	2013年9月20日	2,604,206
日本円	64,510,416.00	米ドル	648,362.18	2013年9月20日	932,985
日本円	7,022,136.00	米ドル	70,171.12	2013年9月20日	141,260

通貨	買い	通貨	売り	満期日	未実現評価益 ／（評価損）
					日本円
日本円	35,549,730.00	米ドル	355,564.15	2013年9月20日	683,638
日本円	34,404,875.00	米ドル	351,484.76	2013年9月20日	(61,198)
日本円	80,389,399.00	米ドル	820,137.89	2013年9月20日	(32,103)
日本円	24,801,000.00	米ドル	248,943.74	2013年9月20日	389,947
日本円	41,893,935.00	米ドル	425,364.13	2013年9月20日	183,361
日本円	44,033,042.00	米ドル	447,833.24	2013年9月20日	119,180
日本円	75,573,815.00	米ドル	780,674.13	2013年9月20日	(977,929)
日本円	88,157,598.00	米ドル	912,646.67	2013年9月20日	(1,335,177)
日本円	4,927,458.00	米ドル	50,350.79	2013年9月20日	(9,866)
日本円	47,582,800.00	米ドル	484,241.21	2013年9月20日	98,827
日本円	61,491,474.00	米ドル	630,976.24	2013年9月20日	(381,118)
日本円	23,395,615.00	米ドル	239,706.71	2013年9月20日	(109,669)
日本円	5,257,131.00	米ドル	54,043.60	2013年9月20日	(42,304)
日本円	6,221,106.00	米ドル	63,850.46	2013年9月20日	(39,975)
日本円	7,202,520.00	米ドル	72,889.10	2013年9月20日	55,123
円ヘッジ毎月分配型クラスB受益証券の通貨エクスポージャーを カバーするための為替先渡契約にかかる未実現純評価損合計					(2,293,301,045)

注記11. 支払分配金

2013年8月31日終了年度中、シリーズ・トラストが行った分配は以下のとおりである。

受益証券10,000口当たり支払分配金	基準日	分配落ち日	海外における支払日
円ヘッジ資産形成型クラスA受益証券			
100 円	2013年8月12日	2013年8月13日	2013年8月19日
円ヘッジ毎月分配型クラスA受益証券			
70 円	2012年9月10日	2012年9月11日	2012年9月14日
70 円	2012年10月10日	2012年10月11日	2012年10月16日
70 円	2012年11月13日	2012年11月14日	2012年11月19日
70 円	2012年12月10日	2012年12月11日	2012年12月14日
70 円	2013年1月10日	2013年1月11日	2013年1月17日
70 円	2013年2月12日	2013年2月13日	2013年2月19日
70 円	2013年3月11日	2013年3月12日	2013年3月15日
70 円	2013年4月10日	2013年4月11日	2013年4月16日
70 円	2013年5月10日	2013年5月13日	2013年5月16日
70 円	2013年6月10日	2013年6月11日	2013年6月14日
70 円	2013年7月10日	2013年7月11日	2013年7月17日
70 円	2013年8月12日	2013年8月13日	2013年8月19日

受益証券10,000口当たり支払分配金	基準日	分配落ち日	海外における支払日
円ヘッジ資産形成型クラスB受益証券			
100 円	2013年 8 月12日	2013年 8 月13日	2013年 8 月19日
円ヘッジ毎月分配型クラスB受益証券			
70 円	2012年 9 月10日	2012年 9 月11日	2012年 9 月14日
70 円	2012年10月10日	2012年10月11日	2012年10月16日
70 円	2012年11月13日	2012年11月14日	2012年11月19日
70 円	2012年12月10日	2012年12月11日	2012年12月14日
70 円	2013年 1 月10日	2013年 1 月11日	2013年 1 月17日
70 円	2013年 2 月12日	2013年 2 月13日	2013年 2 月19日
70 円	2013年 3 月11日	2013年 3 月12日	2013年 3 月15日
70 円	2013年 4 月10日	2013年 4 月11日	2013年 4 月16日
70 円	2013年 5 月10日	2013年 5 月13日	2013年 5 月16日
70 円	2013年 6 月10日	2013年 6 月11日	2013年 6 月14日
70 円	2013年 7 月10日	2013年 7 月11日	2013年 7 月17日
70 円	2013年 8 月12日	2013年 8 月13日	2013年 8 月19日
円ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券			
60 円	2013年 5 月10日	2013年 5 月13日	2013年 5 月16日
60 円	2013年 6 月10日	2013年 6 月11日	2013年 6 月14日
60 円	2013年 7 月10日	2013年 7 月11日	2013年 7 月17日
60 円	2013年 8 月12日	2013年 8 月13日	2013年 8 月19日
円ヘッジなし毎月分配型クラスB受益証券			
60 円	2013年 5 月10日	2013年 5 月13日	2013年 5 月16日
60 円	2013年 6 月10日	2013年 6 月11日	2013年 6 月14日
60 円	2013年 7 月10日	2013年 7 月11日	2013年 7 月17日
60 円	2013年 8 月12日	2013年 8 月13日	2013年 8 月19日

注記12. クレジット・デフォルト・スワップ

スワップは、当事者間の確定利付商品の信用リスクを移転することを目的とする。クレジット・デフォルト・スワップの買い手は、クレジット・プロテクションを受領し、スワップの売り手は、商品の信用力を保証する。これにより、デフォルト・リスクは確定利付証券の保有者からスワップの売り手へ移転される。

2013年 8 月31日現在、以下のクレジット・デフォルト・スワップが購入されていた。

想定元本	クレジット・デフォルト・スワップ	通貨	満期日	金利	相手方	契約額	未実現評価益／（評価損）
						日本円	日本円
38,000,000	CDS MARKIT ITRX CORP	米ドル	2018年6月20日	1%	Credit Suisse	11,142,133,938	325,047,865
25,000,000	CDS CHINA REPUBLIC	米ドル	2018年6月20日	1%	Citigroup Global	3,385,278,407	15,815,423
25,000,000	CDS RUSSIA FED	米ドル	2018年6月20日	1%	Citigroup Global	2,827,088,486	93,710,124
15,000,000	CDS MARKIT CDX	米ドル	2018年6月20日	5%	Citigroup Global	1,565,115,804	(112,008,797)
クレジット・デフォルト・スワップにかかる未実現純評価益合計						18,919,616,635	322,564,615

注記13. 担保残高

2013年8月31日現在、クレジット・デフォルト・スワップに関し、シリーズ・トラストは以下の担保を受領していた。

数量	銘柄	通貨	実勢評価額
			日本円
1,997,000	NETHERL GOVT 3.5 15JUIL20-COLL-CSFB	ユーロ	290,322,146
155,000	NETHERL GOVT 3.75 15JAN42-COLL-CSF	ユーロ	23,633,343
10,000	ILF USD LIQUIDITY FUND CLASS2 DIS	米ドル	980,649
担保合計			314,936,138

また、シリーズ・トラストは、60.76米ドルのクレジット・デフォルト・スワップに関する現金担保を受領した。

注記14. 為替レート

2013年8月31日現在、使用された為替レートは以下のとおりである。

通貨	為替レート
ユーロ	129.8086
米ドル	98.0649

注記15. 後発事象

2013年8月31日終了年度より後に、シリーズ・トラストが行った分配は以下のとおりである。

受益証券10,000口当たり支払分配金	基準日	分配落ち日	海外における支払日
円ヘッジ毎月分配型クラスA受益証券			
70 円	2013年9月10日	2013年9月11日	2013年9月17日
70 円	2013年10月10日	2013年10月11日	2013年10月17日
70 円	2013年11月12日	2013年11月13日	2013年11月18日
70 円	2013年12月10日	2013年12月11日	2013年12月16日
円ヘッジ毎月分配型クラスB受益証券			
70 円	2013年9月10日	2013年9月11日	2013年9月17日
70 円	2013年10月10日	2013年10月11日	2013年10月17日
70 円	2013年11月12日	2013年11月13日	2013年11月18日
70 円	2013年12月10日	2013年12月11日	2013年12月16日
円ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券			
60 円	2013年9月10日	2013年9月11日	2013年9月17日
60 円	2013年10月10日	2013年10月11日	2013年10月17日
60 円	2013年11月12日	2013年11月13日	2013年11月18日
60 円	2013年12月10日	2013年12月11日	2013年12月16日
円ヘッジなし毎月分配型クラスB受益証券			
60 円	2013年9月10日	2013年9月11日	2013年9月17日
60 円	2013年10月10日	2013年10月11日	2013年10月17日
60 円	2013年11月12日	2013年11月13日	2013年11月18日
60 円	2013年12月10日	2013年12月11日	2013年12月16日

③【投資有価証券明細表等】

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表
2013年8月31日現在

日興インサイト新興国社債ファンド

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
I. 公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
A. 債券			日本円	日本円	%
9,700,000	AFREN PLC 10.25 08APR19 144A	米ドル	851,231,043	1,084,481,094	1.39
3,400,000	AFREN PLC 10.25 08APR19 REGS	米ドル	339,799,499	380,134,062	0.49
6,000,000	AFREN PLC 11.5 01FEB16 REGS	米ドル	527,581,119	672,235,185	0.86
15,250,000	AGROKOR DD 8.875 01FEB20 REGS	米ドル	1,285,562,822	1,572,156,698	2.01
11,200,000	ALFA BANK OJSC 7.5 26SEP19 REGS	米ドル	951,859,637	1,153,366,745	1.47
12,200,000	ALFA BND ISSUANCE 7.75 28APR21 REGS	米ドル	1,075,243,125	1,263,868,833	1.61
10,400,000	ALPEK SA DE CV 4.5 20NOV22 REGS	米ドル	843,870,974	938,254,780	1.20
3,700,000	ALTICE FINANCING 7.875 15DEC19 144A	米ドル	304,806,010	383,014,935	0.49
15,000,000	ALTICE FINCO SA 9.875 15DEC20 144A	米ドル	1,445,800,744	1,581,376,641	2.01
17,000,000	ANGLOGOLD HLDGS PLC 8.5 30JUL20	米ドル	1,699,829,098	1,658,890,213	2.12
9,000,000	ARGENTINA REP 7.0 03OCT15	米ドル	657,070,172	805,527,802	1.03
7,800,000	ATF BANK 9.0 11MAY16 REGS	米ドル	618,968,617	746,037,842	0.95
10,910,000	BERAU COAL ENERGY 7.25 13MAR17 REGS	米ドル	871,720,673	960,436,794	1.23
6,500,000	BHARTI AIRTEL 5.125 11MAR23 REGS	米ドル	626,494,786	535,424,391	0.68
3,300,000	CEMENTOS PACAS SAA 4.5 08FEB23 REGS	米ドル	309,780,863	283,151,520	0.36
9,750,000	CEMEX ESPANA LUX 9.25 12MAY20 REGS	米ドル	751,040,444	1,013,518,398	1.29
11,200,000	CEMEX ESPANA LUX 9.875 30APR19 REGS	米ドル	958,354,878	1,211,030,030	1.55
11,500,000	CITY BUENOS AIRES 9.95 01MAR17 144A	米ドル	907,200,453	1,015,187,562	1.30
13,545,000	COLOMBIA TELECOM 5.375 27SEP22 REGS	米ドル	1,273,368,339	1,175,529,704	1.50
8,000,000	CORP AZ DEL PERU 6.375 02AUG22 REGS	米ドル	774,569,551	753,129,349	0.96
7,100,000	COUNTRY GARDEN 11.125 23FEB18 REGS	米ドル	732,552,777	771,116,127	0.99
18,075,000	COUNTRY GARDEN 7.5 10JAN23 SER REGS	米ドル	1,751,016,583	1,626,262,271	2.08
4,000,000	CROATIA REPUBLIC 5.5 04APR23 REGS	米ドル	414,639,987	375,078,402	0.48
6,000,000	CROATIA REPUBLIC 6.375 24MAR21 REGS	米ドル	562,100,550	597,967,466	0.76
10,800,000	DIGICEL GROUP LTD 10.5 15APR18 REGS	米ドル	941,342,359	1,143,732,060	1.46
12,200,000	DIGICEL GROUP LTD 8.25 30SEP20 REGS	米ドル	1,008,996,139	1,268,196,184	1.62
9,500,000	DIGICEL LIMITED 6 15APR21 SER 144A	米ドル	885,015,101	899,048,563	1.14
3,150,000	DP WORLD 6.85 02JUL37 REGS	米ドル	293,933,733	290,106,183	0.37
1,981,000	DTEK FINANCE BV 9.5 28APR15 REGS	米ドル	155,389,711	197,188,423	0.25
12,100,000	DTEK FINANCE PLC 7.875 04APR18 REGS	米ドル	1,127,458,069	1,118,574,274	1.43
3,200,000	DUBAI ELEC WATER 7.375 21OCT20 REGS	米ドル	284,607,663	352,253,669	0.45
16,400,000	EILEME TWO AB 11.625 31JAN20 144A	米ドル	1,419,805,044	1,877,691,282	2.39
13,400,000	EURASIA CAPITAL 9.375 24APR20 REGS	米ドル	1,085,679,469	1,363,455,627	1.74
10,800,000	EVRAZ GROUP SA 6.5 22APR20 RegS	米ドル	1,072,332,090	953,308,808	1.22
9,000,000	FERREXPO FIN PLC 7.875 7APR16 REGS	米ドル	881,671,914	834,182,673	1.06
17,500,000	FIRST QUANTUM MIN 7.25 15OCT19 REGS	米ドル	1,389,235,438	1,630,329,681	2.08
9,500,000	FRANSHION DEV 6.75 15APR21 REGS	米ドル	790,253,279	931,645,840	1.19
13,700,000	GAJAH TUNGGAL 7.75 06FEB18 REGS	米ドル	1,255,579,871	1,292,657,445	1.65
2,000,000	GERDAU HLDGS 7 20JAN20 REGS	米ドル	211,151,976	204,482,862	0.26
5,900,000	HALYK SAVINGS BNK 7.25 28JAN21 REGS	米ドル	471,850,784	600,293,919	0.77
1,500,000	HALYK SAVINGS BNK 7.25 03MAY17 REGS	米ドル	124,328,085	154,653,809	0.20
12,700,000	INDO ENER FIN II 6.375 24JAN23 REGS	米ドル	1,136,817,816	977,664,678	1.25
8,000,000	ISRAEL ELEC CORP 5.625 21JUN21 REGS	米ドル	760,680,290	798,998,638	1.02
9,000,000	JSC GEORGIAN RAIL 7.75 11JUL22 REGS	米ドル	768,488,142	931,100,158	1.19
9,000,000	KAZKOMMERTSBANK 7.50 29NOV16 REGS	米ドル	688,923,994	858,444,038	1.10
8,250,000	KAZKOMMERTSBANK 8.50 11MAY18 REGS	米ドル	591,699,631	760,637,643	0.97
7,500,000	LISTRINDO CAP 6.95 21FEB19 REGS	米ドル	630,533,771	739,166,716	0.94
5,300,000	MARFRIG HLDG EUR 9.875 24JUL17 REGS	米ドル	509,194,437	517,216,163	0.66

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き）

2013年8月31日現在

日興インサイト新興国社債ファンド

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
I. 公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）					
A. 債券（続き）			日本円	日本円	%
7,500,000	MERSIN ULUS LIMA 5.875 12AUG20 REGS	米ドル	736,364,699	701,434,022	0.90
4,600,000	METALLOINVEST FIN 5.625 17APR20 REGS	米ドル	457,009,751	421,777,320	0.54
7,800,000	METINVEST BV 8.75 14FEB18 144A	米ドル	587,386,520	717,379,088	0.92
1,444,000	MHP SA 10.25 29APR15 REGS	米ドル	119,412,267	148,008,342	0.19
15,000,000	MHP SA 8.25 02APR20 REGS	米ドル	1,435,725,628	1,305,661,660	1.67
17,400,000	NOBLE GROUP LTD 6.75 29JAN20 REGS	米ドル	1,404,916,737	1,706,391,440	2.18
3,000,000	ODEBRECHT DRILL 6.35 30JUN21 REGS	米ドル	306,135,987	267,375,014	0.34
17,000,000	ODEBRECHT DRILL 6.75 01OCT22 REGS	米ドル	1,678,224,399	1,631,261,298	2.08
6,350,000	PERTAMINA PERSERO 4.3 20MAY23 REGS	米ドル	645,318,952	504,378,976	0.64
8,100,000	PETROLEOS VENEZUELA 5 28OCT15 S2015	米ドル	538,714,587	687,280,280	0.88
22,300,000	PETROLEOS VENEZUELA 8.5 2NOV17 REGS	米ドル	1,947,471,665	1,955,455,634	2.49
8,000,000	RUSSIAN STAND BK 9.25 11JUL17 REGS	米ドル	645,890,465	830,766,973	1.06
1,900,000	SABLE INTL FIN 8.75 01FEB20 REGS	米ドル	163,925,165	205,421,539	0.26
9,700,000	SCOTIABANK PERU SA FRN 13DEC27 REGS	米ドル	799,862,645	817,750,509	1.04
25,300,000	SHIMAO PPTY HLG LTD 6.625 14JAN20	米ドル	2,319,823,763	2,302,040,769	2.94
8,500,000	SLOVENIA REPUBLIC 5.85 10MAY23 REGS	米ドル	853,610,937	783,498,052	1.00
17,700,000	TMK CAPITAL OAO 7.75 27JAN18	米ドル	1,450,013,654	1,801,083,106	2.30
7,000,000	TRANSPRT GAS PERU 4.25 30APR28 REGS	米ドル	690,515,311	600,383,492	0.77
17,000,000	TURKIYE VAKIFL BANK 6 01NOV22 REGS	米ドル	1,356,259,714	1,439,959,443	1.84
11,500,000	UKRA RAIL SHORTLIN 9.5 21MAY18 REGS	米ドル	1,165,983,931	986,989,380	1.26
3,400,000	VEDANTA RES PLC 7.125 31MAY23 144A	米ドル	348,453,895	285,070,454	0.36
19,300,000	VEDANTA RESOURCES 8.25 07JUN21 REGS	米ドル	1,632,337,149	1,779,173,691	2.27
4,300,000	VEDANTA RESOURCES 9.50 18JUL18 REGS	米ドル	354,423,338	440,654,822	0.56
900,000	VENEZUELA REPUBLIC OF 9.25 15SEP27	米ドル	72,201,626	70,817,167	0.09
12,000,000	VIMPELCOM HLDGS 7.5043 01MAR22 REGS	米ドル	959,792,045	1,182,907,985	1.51
6,000,000	VIRGOLINO DE OLIV 10.5 28JAN18 REGS	米ドル	501,995,740	394,339,338	0.51
8,500,000	VIRGOLINO DE OLIV 11.75 09FEB22 REGS	米ドル	694,023,933	558,522,362	0.71
5,500,000	YAPI VE KREDI BANK 5.5 06DEC22 REGS	米ドル	451,852,802	447,665,387	0.57
債券合計			63,337,078,855	68,225,653,723	87.10

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き）

2013年8月31日現在

日興インサイト新興国社債ファンド

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
I. 公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）					
B. 中期債券			日本円	日本円	%
12,700,000	CITIC PACIF LTD 6.375 10APR20 EMTN	米ドル	1,201,230,203	1,128,104,519	1.44
3,836,000	EMAAR SUKUK LTD 6.4 18JUL19 EMTN	米ドル	412,420,591	391,738,065	0.50
4,500,000	EMAAR SUKUK LTD 8.5 03AUG16 EMTN	米ドル	397,962,263	495,362,459	0.63
19,000,000	MOL GROUP FINANCE 6.25 26SEP19 EMTN	米ドル	1,618,500,063	1,828,354,182	2.33
3,000,000	MONGOL MINING CO 8.875 29MAR17 REGS	米ドル	230,348,464	206,011,694	0.26
3,500,000	SAMRUK ENERGY JSC 3.75 20DEC17 EMTN	米ドル	351,512,911	336,492,495	0.43
中期債券合計			4,211,974,495	4,386,063,414	5.59
公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計			67,549,053,350	72,611,717,137	92.69
口数	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
II. 投資信託			日本円	日本円	%
39,009,403.48	ILF USD LIQUIDITY FUND CLASS2 DIS	米ドル	3,899,835,751	3,825,454,938	4.88
投資信託合計			3,899,835,751	3,825,454,938	4.88
投資有価証券合計			71,448,889,101	76,437,172,075	97.57

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表

未監査

日興インサイト新興国社債ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ルクセンブルグ		
	石炭採掘・鉄鋼業	3.52
	農業・漁業	3.08
	通信	2.50
	石油	2.33
	持株および金融会社	1.74
	銀行およびその他の金融機関	1.06
		14.23
ケイマン諸島		
	不動産会社	7.14
	各種サービス	2.08
	石油	0.34
	石炭採掘・鉄鋼業	0.26
	通信	0.26
		10.08
イギリス		
	石炭採掘・鉄鋼業	4.25
	石油	2.74
	持株および金融会社	1.43
	運輸	1.26
		9.68
アイルランド		
	ミューチュアル・ファンド	4.88
	銀行およびその他の金融機関	3.08
	石炭採掘・鉄鋼業	0.54
		8.50
バミューダ		
	通信	4.22
	各種サービス	2.18
		6.40
オランダ		
	通信	2.19
	エネルギー・公益事業	2.19
	石炭採掘・鉄鋼業	0.92
	食品・ノンアルコール飲料	0.66
	持株および金融会社	0.25
		6.21
カザフスタン		
	銀行およびその他の金融機関	3.99
	エネルギー・公益事業	0.43
		4.42

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表（続き）

未監査

日興インサイト新興国社債ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類（続き）

国名	業種	比率(%)*
インドネシア		
	自動車	1.65
	石炭採掘・鉄鋼業	1.23
	石油	0.64
		3.52
ベネズエラ		
	石油	3.37
	中央政府－債券	0.09
		3.46
トルコ		
	銀行およびその他の金融機関	2.41
	運輸	0.90
		3.31
クロアチア		
	食品・ノンアルコール飲料	2.01
	中央政府－債券	1.24
		3.25
ペルー		
	銀行およびその他の金融機関	1.04
	農業・漁業	0.96
	エネルギー・公益事業	0.77
	建設資材・貿易	0.36
		3.13
スペイン		
	建設資材・貿易	2.84
		2.84
スウェーデン		
	通信	2.39
		2.39
アルゼンチン		
	地方機関	1.30
	中央政府－債券	1.03
		2.33
マン島		
	石炭採掘・鉄鋼業	2.12
		2.12
カナダ		
	石炭採掘・鉄鋼業	2.08
		2.08

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表（続き）

未監査

日興インサイト新興国社債ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類（続き）

国名	業種	比率(%)*
コロンビア		
	通信	1.50
		1.50
香港		
	石炭採掘・鉄鋼業	1.44
		1.44
メキシコ		
	石油	1.20
		1.20
グルジア		
	運輸	1.19
		1.19
英領ヴァージン諸島		
	不動産会社	1.19
		1.19
イスラエル		
	エネルギー・公益事業	1.02
		1.02
スロベニア		
	中央政府－債券	1.00
		1.00
アラブ首長国連邦		
	エネルギー・公益事業	0.45
	運輸	0.37
		0.82
米国		
	石炭採掘・鉄鋼業	0.26
		0.26
投資有価証券合計		97.57

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

[次へ](#)

MELLON OFFSHORE FUNDS**Statement of net assets as at August 31, 2013****Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund**

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund JPY
Assets		
Investments		
At cost		71,448,889,101
At market value	2.2	76,437,172,075
Cash at bank		3,090,288,376
Interest receivable on bonds	2.6	1,421,919,485
Unrealised appreciation on Credit Default Swaps	2.8,12	434,573,412
Subscriptions receivable		80,128,629
Unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts	2.5,10	24,347,004
Formation expenses	2.4	14,070,969
Total assets		81,502,499,950
Liabilities		
Unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts	2.5,10	2,552,212,639
Redemptions payable		355,110,740
Unrealised depreciation on Credit Default Swaps	2.8,12	112,008,797
Manager fees payable	3	56,519,008
Marketing fees payable	3	47,849,712
Distributor fees payable	6	15,282,552
Agent Company fees payable	7	6,644,358
Printing and publishing expenses payable		5,428,052
Custodian fees payable	5	3,319,469
Administrator fees payable	4	3,317,654
Trustee fees payable	8	2,712,163
Legal expenses payable		1,789,457
Professional expenses payable		1,218,500
Formation expenses payable	2.4	1,216,783
Total liabilities		3,164,629,884
Total net assets		78,337,870,066

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Statement of net assets as at August 31, 2013 (continued)****Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund**

(Expressed in Japanese yen)

Net assets		
Yen Hedged Accumulation Class A Units	JPY	513,328
Yen Hedged Distribution Class A Units	JPY	465,338
Yen Hedged Accumulation Class B Units	JPY	6,004,584,639
Yen Hedged Distribution Class B Units	JPY	66,491,086,417
Yen Non-Hedged Accumulation Class A Units	JPY	484,125
Yen Non-Hedged Distribution Class A Units	JPY	472,633
Yen Non-Hedged Accumulation Class B Units	JPY	1,414,167,343
Yen Non-Hedged Distribution Class B Units	JPY	4,426,096,243
Number of units outstanding		
Yen Hedged Accumulation Class A Units		500,000
Yen Hedged Distribution Class A Units		500,000
Yen Hedged Accumulation Class B Units		5,904,057,693
Yen Hedged Distribution Class B Units		72,201,744,938
Yen Non-Hedged Accumulation Class A Units		500,000
Yen Non-Hedged Distribution Class A Units		500,000
Yen Non-Hedged Accumulation Class B Units		1,464,701,899
Yen Non-Hedged Distribution Class B Units		4,696,177,187
Net asset value per unit		
Yen Hedged Accumulation Class A Units	JPY	1.0267
Yen Hedged Distribution Class A Units	JPY	0.9307
Yen Hedged Accumulation Class B Units	JPY	1.0170
Yen Hedged Distribution Class B Units	JPY	0.9209
Yen Non-Hedged Accumulation Class A Units	JPY	0.9683
Yen Non-Hedged Distribution Class A Units	JPY	0.9453
Yen Non-Hedged Accumulation Class B Units	JPY	0.9655
Yen Non-Hedged Distribution Class B Units	JPY	0.9425

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Statement of operations and changes in net assets for the year ended August 31, 2013****Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund**

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund JPY
Income		
Interest on bonds	2.6	5,039,767,498
Bank interest	2.6	103,504
Other income		10,527,890
Total income		5,050,398,892
Expenses		
Manager fees	3	555,511,080
Marketing fees	3	469,147,010
Distributor fees	6	150,546,133
Interest on Credit Default Swaps	2.8	72,281,478
Agent Company fees	7	65,305,862
Custodian fees	5	32,626,372
Administrator fees	4	32,608,495
Printing and publishing expenses		7,393,362
Trustee fees	8	7,284,586
Safekeeping fees		4,119,508
Formation expenses	2.4	3,648,321
Professional expenses		3,396,125
Legal expenses		2,970,778
Transactions expenses		1,092,663
Other expenses		495,805
Total expenses		1,408,427,578
Net investment gain		3,641,971,314

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended August 31, 2013 (continued)		
Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund		(Expressed in Japanese yen)
	Notes	Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund JPY
Net investment gain		3,641,971,314
Net realised		
Gain on investments		3,601,797,073
Loss on Credit Default Swaps		(223,003,625)
Loss on forward foreign exchange contracts		(11,627,347,117)
Gain on foreign exchange		191,432,036
Net realised loss for the year		(4,415,150,319)
Net change in unrealised		
Appreciation on investments		5,922,889,081
Appreciation on Credit Default Swaps		322,564,615
Depreciation on forward foreign exchange contracts		(2,776,271,809)
Net decrease in net assets as result of operations		(945,968,432)
Movement in capital		
Subscriptions of units		73,356,918,253
Redemptions of units		(27,164,456,823)
Net movement in capital		46,192,461,430
Distribution	11	(4,923,008,128)
Net assets at the beginning of the year		38,014,385,196
Net assets at the end of the year		78,337,870,066

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

[次へ](#)

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statistical information					UNAUDITED			
	Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund							
	Yen Hedged				Yen Non-Hedged			
	Accumulation Class A Units	Distribution Class A Units	Accumulation Class B Units	Distribution Class B Units	Accumulation Class A Units	Distribution Class A Units	Accumulation Class B Units	Distribution Class B Units
Number of units outstanding at the end of the year:								
August 31, 2012	500,000	500,000	6,405,250,000	32,054,314,079	-	-	-	-
number of units issued	500,000,000	-	4,715,470,098	60,793,327,117	500,000	500,000	1,499,367,336	4,962,592,391
number of units redeemed	(500,000,000)	-	(5,216,662,405)	(20,645,896,258)	-	-	(34,665,437)	(266,415,204)
August 31, 2013	500,000	500,000	5,904,057,693	72,201,744,938	500,000	500,000	1,464,701,899	4,696,177,187
Total net assets at the end of the year:								
	JPY	JPY	JPY	JPY	JPY	JPY	JPY	JPY
August 31, 2012	508,859	494,042	6,488,564,867	31,524,817,428	-	-	-	-
August 31, 2013	513,328	465,338	6,004,584,639	66,491,086,417	484,125	472,633	1,414,167,343	4,426,096,243
Net asset value per unit at the end of the year:								
	JPY	JPY	JPY	JPY	JPY	JPY	JPY	JPY
August 31, 2012	1.0177	0.9881	1.0130	0.9835	-	-	-	-
August 31, 2013	1.0267	0.9307	1.0170	0.9209	0.9683	0.9453	0.9655	0.9425

[次へ](#)

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements**

(As at August 31, 2013)

Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund**Note 1 - Activity and objectives**

MELLON OFFSHORE FUNDS (the “Trust”) is an open-ended umbrella unit trust constituted by a Master Trust Deed dated October 14, 2003 entered into between the Trustee and the Manager.

Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund (the “Series Trust”) is a separate series trust of the Trust constituted pursuant to the Master Trust Deed and a supplemental trust deed dated February 3, 2012, both between CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited (the “Trustee”) and BNY Mellon International Management Limited (the “Manager”).

These financial statements are referring exclusively to the Series Trust.

Classes of units

Investors may subscribe for Units in eight different classes:

- Yen Hedged Accumulation Class A Units
- Yen Hedged Distribution Class A Units
- Yen Hedged Accumulation Class B Units
- Yen Hedged Distribution Class B Units
- Yen Non-Hedged Accumulation Class A Units
- Yen Non-Hedged Distribution Class A Units
- Yen Non-Hedged Accumulation Class B Units
- Yen Non-Hedged Distribution Class B Units

Yen Non-Hedged Accumulation Class A Units, Yen Non-Hedged Distribution Class A Units, Yen Non-Hedged Accumulation Class B Units and Yen Non-Hedged Distribution Class B Units were first offered for subscription on March 22, 2013.

Investment objective and policies

The investment objective of the Series Trust is to seek to achieve an attractive yield by investing mainly in the global emerging market corporate debt asset class, whilst maintaining or growing the capital of the Series Trust. This may include investing, directly or indirectly, in investment grade, sub-investment grade and unrated fixed income securities. Sub-investment grade securities are securities rated below Baa by Moody's or BBB by S&P or equivalent ratings by other recognised rating agencies. The Sub-Investment Manager anticipates that the Series Trust's portfolio of investments may comprise of a significant proportion of sub-investment grade and unrated fixed income securities.

The Sub-Investment Manager seeks to achieve this investment objective by investing mainly in US dollar denominated corporate bonds issued by companies based in Emerging Market Countries. The Sub-Investment Manager may also invest in fixed income securities, such as local currency-denominated corporate bonds issued by companies based in Emerging Market Countries, debt securities issued either by governments of Emerging Market Countries or the government of the United States, and certain derivatives, further details of which are set out below. The Sub-Investment Manager may also invest in convertible bonds. The Sub-Investment Manager will use its discretion in selecting and managing these Investments.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at August 31, 2013)

Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund**Note 1 - Activity and objectives (continued)**

An "Emerging Market Country" refers to those countries which make up the emerging market investment universe, including, but not limited to, the constituents of the JP Morgan Corporate Emerging Markets Bond Index Broad (the "CEMBI Broad"). The CEMBI Broad is an index which is commonly used to represent the corporate emerging market debt universe.

The Sub-Investment Manager may utilize derivative instruments to seek to achieve the Series Trust's investment objective. For example, it may enter into long or short positions in single-name credit default swaps, index credit default swaps or interest rate swaps. It may also enter into foreign exchange forward transactions. It is intended that such derivative transactions will be entered into for hedging purposes only.

The Sub-Investment Manager may, for the account of the Series Trust, gain exposure to any of the above asset classes through investing in collective investment schemes including, without limitation, collective investment schemes that are managed by affiliates of The Bank of New York Mellon Corporation.

In relation to the Yen Hedged Units, the Manager and/or its delegates intend to use currency hedging transactions which are designed to reduce, but not eliminate, exchange-rate risk and protect the value of the Yen Hedged Units from a depreciation in US dollars against Yen, the currency in which the Yen Hedged Units are denominated. While the Manager and/or its delegates will aim to hedge approximately 100% of the currency exposure of the Yen Hedged Units to fluctuations between Yen and US dollars, the exposure will not always be 100% hedged mainly because the future value of the relevant Investments will change. Investors in the Yen Hedged Units should note that by virtue of such currency hedging transactions, any appreciation of the US dollar against Yen will not provide any corresponding increase in the Net Asset Value per Unit for the Yen Hedged Units.

In relation to the Yen Non-Hedged Units, the currency exposure of the Yen Non-Hedged Units to fluctuations between Yen and US dollars will not be hedged. Except as described in the paragraph below, investors in the Yen Non-Hedged Units should note that they will be exposed to the risk of fluctuations between Yen and US dollars.

For investments in non-US dollar denominated assets, the Manager and/or its delegates may or may not use currency hedging transactions to hedge the Series Trust's exposure to fluctuations in the currency exchange rate between US dollars and the relevant non-US dollar currency of investment. Any such currency hedging is expected to be performed by the Sub-Investment Manager.

In relation to the currency transactions described above, there may be more than one foreign exchange hedging counterparty including, without limitation, The Bank of New York Mellon.

The Investment Manager may from time to time appoint other or additional sub-investment managers or investment advisers in its discretion.

Note 2 - Significant accounting policies**2.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at August 31, 2013)

Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund**Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.2 - Valuation of investments in securities and other assets**

- (a) Except in the case of any interest in a collective investment scheme to which paragraph (b) applies and subject as provided in paragraph (c) below, all calculations based on the value of investments quoted, listed, traded or dealt in on any securities market are made by reference to the last traded price or (if no last traded price is available) midway between the latest available market dealing offered price and the latest available market dealing bid price on the principal stock exchange or securities market for such investments, at or immediately preceding the relevant valuation point;
- (b) Subject as provided in paragraphs (c) and (e) below, the value of each interest in any collective investment scheme shall be the last published net asset value per unit or share in such collective investment scheme (where available) or (if the same is not available) the last published bid price for such unit or share at or immediately preceding the relevant valuation point in each case as supplied by the administrator or such party which is appointed to determine and provide the official pricing information on behalf of such collective investment scheme;
- (c) If no net asset value, bid and offered prices or price quotations are available as provided in paragraphs (a) or (b) above, the fair value of the relevant investment shall be determined from time to time in such manner as the Manager shall determine;
- (d) Except in the case of any interest in a collective investment scheme to which paragraph (b) above applies, the value of any investment which is not listed or ordinarily dealt in on a market shall be the initial value thereof equal to the amount expended out in the acquisition of such investment (including in each case the amount of stamp duties, commissions and other acquisition expenses), provided that the Manager may with the approval of the Trustee and shall at the request of the Trustee cause a revaluation to be made by a professional person approved by the Trustee as qualified to value such investment;
- (e) Notwithstanding the foregoing, the Manager may, with the consent of the Trustee, adjust the value of any investment or permit some other method of valuation to be used if, having regard to relevant circumstances, the Manager considers that such adjustment or use of such other method is required to reflect the fair value of the investment.

2.3 - Conversion of foreign currencies

Assets and liabilities expressed in other currencies than the Japanese yen are translated into Japanese yen at exchange rates ruling at the end of the year. Transactions expressed in foreign currencies are translated into Japanese yen at exchange rates prevailing at the transaction dates.

Unrealised and realised gains or losses on foreign exchange translations are recognised in the statement of operations and changes in net assets in determining the result of the year.

Unrealised exchange gains/losses arising on the valuation of the securities in portfolio at market value are included in net change in unrealised on appreciation/depreciation on investments. Other exchange gains/losses are directly taken into the statement of operations and changes in net assets.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at August 31, 2013)

Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund**Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.4 - Formation expenses**

Formation expenses are amortised on a straight-line basis over a period of five years.

2.5 - Forward foreign exchange contracts

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the statement of net assets date for the remaining period until maturity.

2.6 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

2.7 - Dividend income

Dividends are credited to income on the date upon which the relevant securities are first listed as “ex-dividend”.

2.8 Credit Default Swaps

Credit Default Swaps are valued in the good faith discretion of the Manager based on quotations received from external price providers deemed appropriate by the Manager in consultation with the Administrator. The calculation of the market value is based on the credit risk of the reference party respectively the issuer, the maturity of the credit default swap and its liquidity on the secondary market. Interests on Credit Default Swap are recognised in the statement of operations and changes in net assets in determining the result of the period.

Note 3 - Manager and Marketing fees

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a management fee at a rate of 0.85% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager is also entitled to receive out of the assets of the Series Trust a marketing fee at a rate of 0.72% per annum of the net asset value attributable to the Class B Units accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrears. In addition, the Manager is also entitled to be reimbursed out of the assets of the Series Trust for any expenses incurred by it in the proper performance of its powers and duties as permitted under the Master Trust Deed.

The Manager pays the fees of the Investment Manager out of its fees. The Investment Manager is responsible for paying the fees of the Sub-Investment Manager and any of the Investment Manager's delegates or other parties appointed by the Investment Manager to perform its functions in respect of the Series Trust.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at August 31, 2013)

Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund**Note 4 - Administrator fees**

The Administrator is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.05% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 5 - Custodian fees

The Custodian is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.05% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears plus transaction fees and expenses.

Note 6 - Distributor fees

The Distributor is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of:

- (a) in respect of Class A Units, 0.44% per annum of that part of the net asset value attributable to the Class A Units; and
- (b) in respect of Class B Units, 0.23% per annum of that part of the net asset value attributable to Class B Units,

in each case accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 7 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.10 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears plus transaction fees and expenses.

Note 8 - Trustee fees

The Trustee is entitled to a fee, payable out of the assets of the Series Trust, at a rate of 0.01% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrear subject to a minimum fee per annum of USD 10,000.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at August 31, 2013)

Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund**Note 9 - Taxation****Cayman Islands**

Under current tax laws in the Cayman Islands, there are no other taxes payable by the Series Trust. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

Other Countries

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries.

Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and redeeming units under the laws of their respective jurisdictions.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at August 31, 2013)

Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund

Note 10 - Forward foreign exchange contracts

As at August 31, 2013 the following forward foreign exchange contracts were open:

10.1 - Forward foreign exchange contracts in the context of portfolio management

Currency	Purchases	Currency	Sales	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY
USD	5,025.58	JPY	492,909.00	05/09/13	(85)
JPY	141,197,785.00	USD	1,438,895.85	05/09/13	95,189
JPY	26,398,210.00	USD	267,786.00	20/09/13	139,513
Total net unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts in the context of portfolio management					234,617

10.2 - Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Yen Hedged Accumulation Class A Units

Currency	Purchases	Currency	Sales	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY
USD	135,897.08	JPY	13,367,000.00	20/09/13	(41,134)
USD	1,044,277.28	JPY	104,170,000.00	20/09/13	(1,769,723)
USD	1,032,590.65	JPY	104,480,000.00	20/09/13	(3,225,696)
USD	1,046,639.07	JPY	104,280,000.00	20/09/13	(1,648,129)
USD	1,067,120.15	JPY	106,300,000.00	20/09/13	(1,659,785)
USD	1,079,376.76	JPY	105,870,000.00	20/09/13	(27,920)
USD	276.00	JPY	27,000.00	20/09/13	64
USD	267,786.00	JPY	26,398,210.00	20/09/13	(139,513)
USD	304.94	JPY	30,000.00	20/09/13	(98)
USD	3,617.46	JPY	355,781.00	20/09/13	(1,058)
USD	131.36	JPY	13,000.00	20/09/13	(119)

JPY	538,754,000.00	USD	5,676,711.04	20/09/13	(17,895,843)
JPY	602,000.00	USD	6,153.90	20/09/13	(1,442)
JPY	52,000.00	USD	538.08	20/09/13	(763)

Total net unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Yen Hedged Accumulation Class A Units	(26,411,159)
--	--------------

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at August 31, 2013)

Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund

Note 10 - Forward foreign exchange contracts (continued)

10.3 - Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Yen Hedged Distribution Class A Units

Currency	Purchases	Currency	Sales	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY
USD	126.46	JPY	12,000.00	20/09/13	400
USD	153.80	JPY	15,000.00	20/09/13	81
USD	5.51	JPY	542.00	20/09/13	(2)
USD	121.26	JPY	12,000.00	20/09/13	(109)
JPY	495,000.00	USD	5,215.69	20/09/13	(16,443)
JPY	12,000.00	USD	120.06	20/09/13	227
Total net unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Yen Hedged Distribution Class A Units					(15,846)

10.4 - Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Yen Hedged Accumulation Class B Units

Currency	Purchases	Currency	Sales	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY
USD	64,769.25	JPY	6,107,980.00	20/09/13	243,196
USD	283,796.21	JPY	26,910,720.00	20/09/13	917,914
USD	40,976.41	JPY	4,020,400.00	20/09/13	(2,314)
USD	129,274.64	JPY	12,642,000.00	20/09/13	34,479
USD	1,560,005.37	JPY	153,444,000.00	20/09/13	(472,193)
USD	23,776.28	JPY	2,371,760.00	20/09/13	(40,293)
USD	79,834.49	JPY	7,980,288.00	20/09/13	(151,837)
USD	56,227.17	JPY	5,689,200.00	20/09/13	(175,647)
USD	27,849.25	JPY	2,766,564.00	20/09/13	(35,708)
USD	19,169.71	JPY	1,909,940.00	20/09/13	(30,187)

USD	6,459.25	JPY	644,118.00	20/09/13	(10,734)
USD	178,584.01	JPY	17,906,315.00	20/09/13	(394,633)
USD	64,074.34	JPY	6,321,600.00	20/09/13	(38,566)
USD	10,728.28	JPY	1,050,600.00	20/09/13	1,399
USD	47,763.17	JPY	4,711,500.00	20/09/13	(27,915)
USD	104,872.16	JPY	10,314,291.00	20/09/13	(30,683)
USD	152,887.69	JPY	14,807,975.00	20/09/13	183,965
USD	282,708.47	JPY	27,326,700.00	20/09/13	395,272
USD	150,473.89	JPY	14,550,520.00	20/09/13	204,726
USD	16,085.45	JPY	1,574,550.00	20/09/13	2,765
USD	25,980.47	JPY	2,553,480.00	20/09/13	(5,874)
USD	27,442.44	JPY	2,670,042.00	20/09/13	20,923
USD	61,350.42	JPY	5,982,700.00	20/09/13	33,231
USD	2,291.48	JPY	225,456.00	20/09/13	(757)
USD	199,130.66	JPY	19,410,400.00	20/09/13	116,056

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at August 31, 2013)

Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund

Note 10 - Forward foreign exchange contracts (continued)

10.4 - Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Yen Hedged Accumulation Class B Units (continued)

Currency	Purchases	Currency	Sales	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY
USD	17,644.71	JPY	1,731,790.00	20/09/13	(1,576)
JPY	6,320,167,007.00	USD	66,593,959.02	20/09/13	(209,937,584)
JPY	5,290,000.00	USD	55,588.42	20/09/13	(160,918)
JPY	16,737,396.00	USD	170,302.31	20/09/13	37,805
JPY	1,027,100.00	USD	10,553.56	20/09/13	(7,766)
JPY	8,350,060.00	USD	85,653.85	20/09/13	(49,029)
JPY	15,677,200.00	USD	159,936.99	20/09/13	(5,983)
JPY	4,090,400.00	USD	41,376.98	20/09/13	33,035
JPY	512,800.00	USD	5,151.06	20/09/13	7,695
JPY	9,191,688.00	USD	92,156.39	20/09/13	154,969
JPY	3,994,614.00	USD	39,430.55	20/09/13	128,113
JPY	721,700.00	USD	7,225.11	20/09/13	13,216
JPY	641,514.00	USD	6,480.11	20/09/13	6,084
JPY	18,040,085.00	USD	180,381.91	20/09/13	352,103
JPY	9,883,160.00	USD	99,330.74	20/09/13	142,935
JPY	15,018,928.00	USD	150,081.82	20/09/13	302,128
JPY	7,375,200.00	USD	73,765.87	20/09/13	141,828
JPY	6,421,716.00	USD	65,514.77	20/09/13	(2,565)
JPY	2,101,400.00	USD	21,489.99	20/09/13	(5,876)
JPY	2,836,080.00	USD	28,795.74	20/09/13	12,413
JPY	2,089,000.00	USD	21,245.95	20/09/13	5,654
JPY	11,949,480.00	USD	124,173.51	20/09/13	(226,790)
JPY	3,014,260.00	USD	30,929.92	20/09/13	(18,682)
JPY	3,106,500.00	USD	31,828.57	20/09/13	(14,562)
JPY	5,599,550.00	USD	57,261.57	20/09/13	(15,434)

Total net unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Yen Hedged Accumulation Class B Units

(208,372,202)

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at August 31, 2013)

Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund

Note 10 - Forward foreign exchange contracts (continued)

10.5 - Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Yen Hedged Distribution Class B Units

Currency	Purchases	Currency	Sales	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY
USD	22,017,025.01	JPY	2,165,621,000.00	20/09/13	(6,664,268)
USD	629,302.75	JPY	62,335,143.00	20/09/13	(626,651)
USD	867,234.30	JPY	86,405,328.00	20/09/13	(1,365,622)
USD	254,735.11	JPY	25,541,856.00	20/09/13	(562,910)
USD	273,499.09	JPY	26,983,530.00	20/09/13	(164,616)
USD	217,846.72	JPY	21,316,532.00	20/09/13	45,193
USD	161,018.52	JPY	15,883,340.00	20/09/13	(94,103)
USD	1,149,701.70	JPY	113,074,415.00	20/09/13	(336,376)
USD	588,383.92	JPY	56,633,088.00	20/09/13	1,062,964
USD	229,485.83	JPY	22,190,814.00	20/09/13	312,225
USD	266,642.11	JPY	26,234,560.00	20/09/13	(88,031)
USD	573,172.82	JPY	56,082,312.00	20/09/13	122,162
USD	1,006,176.41	JPY	98,077,750.00	20/09/13	586,413
USD	1,834,420.01	JPY	180,044,325.00	20/09/13	(163,827)
USD	17,259,210.76	JPY	1,692,471,000.00	20/09/13	(58,459)
JPY	143,598,280.00	USD	1,522,740.97	20/09/13	(5,719,435)
JPY	135,483,484.00	USD	1,428,680.48	20/09/13	(4,610,799)
JPY	68,579,539,140.00	USD	722,604,800.45	20/09/13	(2,278,013,025)
JPY	174,316,115.00	USD	1,839,280.09	20/09/13	(6,040,955)
JPY	16,133,600.00	USD	169,535.23	20/09/13	(490,773)
JPY	136,931,634.00	USD	1,443,074.78	20/09/13	(4,574,133)
JPY	3,014,503.00	USD	30,721.55	20/09/13	1,993
JPY	97,980,402.00	USD	1,001,915.29	20/09/13	(265,921)
JPY	107,796,150.00	USD	1,096,821.34	20/09/13	243,480
JPY	83,477,640.00	USD	857,741.57	20/09/13	(631,223)
JPY	65,823,501.00	USD	675,209.09	20/09/13	(386,498)
JPY	193,110,395.00	USD	1,970,090.06	20/09/13	(73,707)
JPY	1,982,391.00	USD	20,053.14	20/09/13	16,010
JPY	26,275,210.00	USD	263,933.47	20/09/13	394,286
JPY	83,404,495.00	USD	837,075.16	20/09/13	1,322,150
JPY	80,070,000.00	USD	802,786.44	20/09/13	1,349,955
JPY	108,821,699.00	USD	1,088,727.60	20/09/13	2,062,690
JPY	55,402,315.00	USD	546,872.25	20/09/13	1,776,835
JPY	112,920,930.00	USD	1,116,831.46	20/09/13	3,406,098
JPY	14,412,288.00	USD	144,284.91	20/09/13	263,924
JPY	67,033,325.00	USD	674,632.01	20/09/13	879,913
JPY	7,639,390.00	USD	76,648.22	20/09/13	123,380
JPY	68,312,400.00	USD	681,949.68	20/09/13	1,441,428
JPY	133,427,084.00	USD	1,334,130.76	20/09/13	2,604,206
JPY	64,510,416.00	USD	648,362.18	20/09/13	932,985

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at August 31, 2013)

Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund

Note 10 - Forward foreign exchange contracts (continued)

10.5 - Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Yen Hedged Distribution Class B Units (continued)

Currency	Purchases	Currency	Sales	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY
JPY	7,022,136.00	USD	70,171.12	20/09/13	141,260
JPY	35,549,730.00	USD	355,564.15	20/09/13	683,638
JPY	34,404,875.00	USD	351,484.76	20/09/13	(61,198)
JPY	80,389,399.00	USD	820,137.89	20/09/13	(32,103)
JPY	24,801,000.00	USD	248,943.74	20/09/13	389,947
JPY	41,893,935.00	USD	425,364.13	20/09/13	183,361
JPY	44,033,042.00	USD	447,833.24	20/09/13	119,180
JPY	75,573,815.00	USD	780,674.13	20/09/13	(977,929)
JPY	88,157,598.00	USD	912,646.67	20/09/13	(1,335,177)
JPY	4,927,458.00	USD	50,350.79	20/09/13	(9,866)
JPY	47,582,800.00	USD	484,241.21	20/09/13	98,827
JPY	61,491,474.00	USD	630,976.24	20/09/13	(381,118)
JPY	23,395,615.00	USD	239,706.71	20/09/13	(109,669)
JPY	5,257,131.00	USD	54,043.60	20/09/13	(42,304)
JPY	6,221,106.00	USD	63,850.46	20/09/13	(39,975)
JPY	7,202,520.00	USD	72,889.10	20/09/13	55,123
Total net unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Yen Hedged Distribution Class B Units					(2,293,301,045)

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at August 31, 2013)

Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund**Note 11 - Distribution**

Distributions made by the Series Trust during the year ending August 31, 2013 are as follows:

Distribution paid per 10,000 units	Record date	Ex-distribution date	Payment date
JPY Yen Hedged Accumulation Class A Unit			
100 JPY	August 12, 2013	August 13, 2013	August 19, 2013
JPY Yen Hedged Distribution Class A Unit			
70 JPY	September 10, 2012	September 11, 2012	September 14, 2012
70 JPY	October 10, 2012	October 11, 2012	October 16, 2012
70 JPY	November 13, 2012	November 14, 2012	November 19, 2012
70 JPY	December 10, 2012	December 11, 2012	December 14, 2012
70 JPY	January 10, 2013	January 11, 2013	January 17, 2013
70 JPY	February 12, 2013	February 13, 2013	February 19, 2013
70 JPY	March 11, 2013	March 12, 2013	March 15, 2013
70 JPY	April 10, 2013	April 11, 2013	April 16, 2013
70 JPY	May 10, 2013	May 13, 2013	May 16, 2013
70 JPY	June 10, 2013	June 11, 2013	June 14, 2013
70 JPY	July 10, 2013	July 11, 2013	July 17, 2013
70 JPY	August 12, 2013	August 13, 2013	August 19, 2013
JPY Yen Hedged Accumulation Class B Unit			
100 JPY	August 12, 2013	August 13, 2013	August 19, 2013
JPY Yen Hedged Distribution Class B Unit			
70 JPY	September 10, 2012	September 11, 2012	September 14, 2012
70 JPY	October 10, 2012	October 11, 2012	October 16, 2012
70 JPY	November 13, 2012	November 14, 2012	November 19, 2012
70 JPY	December 10, 2012	December 11, 2012	December 14, 2012
70 JPY	January 10, 2013	January 11, 2013	January 17, 2013
70 JPY	February 12, 2013	February 13, 2013	February 19, 2013
70 JPY	March 11, 2013	March 12, 2013	March 15, 2013
70 JPY	April 10, 2013	April 11, 2013	April 16, 2013
70 JPY	May 10, 2013	May 13, 2013	May 16, 2013
70 JPY	June 10, 2013	June 11, 2013	June 14, 2013
70 JPY	July 10, 2013	July 11, 2013	July 17, 2013
70 JPY	August 12, 2013	August 13, 2013	August 19, 2013
JPY Yen Non-Hedged Distribution Class A Unit			
60 JPY	May 10, 2013	May 13, 2013	May 16, 2013
60 JPY	June 10, 2013	June 11, 2013	June 14, 2013
60 JPY	July 10, 2013	July 11, 2013	July 17, 2013
60 JPY	August 12, 2013	August 13, 2013	August 19, 2013
JPY Yen Non-Hedged Distribution Class B Unit			
60 JPY	May 10, 2013	May 13, 2013	May 16, 2013
60 JPY	June 10, 2013	June 11, 2013	June 14, 2013
60 JPY	July 10, 2013	July 11, 2013	July 17, 2013
60 JPY	August 12, 2013	August 13, 2013	August 19, 2013

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at August 31, 2013)

Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund

Note 12 - Credit Default Swaps

A swap designed to transfer the credit exposure of fixed income products between parties. The buyer of a credit default swap receives credit protection whereas the seller of the swap guarantees the credit worthiness of the products. By doing this, the risk of default is transferred from the holder of the fixed income security to the seller of the swap.

As at August 31, 2013, the following credit default swap contracts were purchased:

Notional amount	Credit Default Swap	Ccy	Maturity date	Interest Rate	Counterparty	Commitment	Unrealised appreciation / (depreciation)	
							JPY	JPY
38,000,000	CDS MARKIT ITRX CORP	USD	20/06/18	1%	Credit Suisse	11,142,133,938	325,047,865	
25,000,000	CDS CHINA REPUBLIC	USD	20/06/18	1%	Citigroup Global	3,385,278,407	15,815,423	
25,000,000	CDS RUSSIA FED	USD	20/06/18	1%	Citigroup Global	2,827,088,486	93,710,124	
15,000,000	CDS MARKIT CDX	USD	20/06/18	5%	Citigroup Global	1,565,115,804	(112,008,797)	
Total net unrealised appreciation on Credit Default Swaps						18,919,616,635	322,564,615	

Note 13 - Collateral position

As at August 31, 2013, the following collateral positions on Credit Default Swap had been received by the Series Trust:

Quantity	Description	Currency	Indicative Market Value	
			JPY	
1,997,000	NETHERL GOVT 3.5 15JUL20-COLL-CSFB	EUR	290,322,146	
155,000	NETHERL GOVT 3.75 15JAN42-COLL-CSF	EUR	23,633,343	
10,000	ILF USD LIQUIDITY FUND CLASS2 DIS	USD	980,649	
Total Collateral position			314,936,138	

The Series Trust has received also cash collateral position on Credit Default Swap for an amount of USD 60.76.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at August 31, 2013)

Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund**Note 14 - Exchange rates**

The exchange rate used as at August 31, 2013 is as follows:

Currency	Exchange rate
EUR	129.8086
USD	98.0649

Note 15 - Subsequent event

Distributions made by the Series Trust after the year ending August 31, 2013 are as follows:

Distribution paid per 10,000 units	Record date	Ex-distribution date	Payment date
JPY Yen Hedged Distribution Class A Unit			
70 JPY	September 10, 2013	September 11, 2013	September 17, 2013
70 JPY	October 10, 2013	October 11, 2013	October 17, 2013
70 JPY	November, 12, 2013	November, 13, 2013	November, 18, 2013
70 JPY	December 10, 2013	December 11, 2013	December 16, 2013
JPY Yen Hedged Distribution Class B Unit			
70 JPY	September 10, 2013	September 11, 2013	September 17, 2013
70 JPY	October 10, 2013	October 11, 2013	October 17, 2013
70 JPY	November, 12, 2013	November, 13, 2013	November, 18, 2013
70 JPY	December 10, 2013	December 11, 2013	December 16, 2013
JPY Yen Non-Hedged Distribution Class A Unit			
60 JPY	September 10, 2013	September 11, 2013	September 17, 2013
60 JPY	October 10, 2013	October 11, 2013	October 17, 2013
60 JPY	November, 12, 2013	November, 13, 2013	November, 18, 2013
60 JPY	December 10, 2013	December 11, 2013	December 16, 2013
JPY Yen Non-Hedged Distribution Class B Unit			
60 JPY	September 10, 2013	September 11, 2013	September 17, 2013
60 JPY	October 10, 2013	October 11, 2013	October 17, 2013
60 JPY	November, 12, 2013	November, 13, 2013	November, 18, 2013
60 JPY	December 10, 2013	December 11, 2013	December 16, 2013

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at August 31, 2013

Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market					
A. Bonds			JPY	JPY	%
9,700,000	AFREN PLC 10.25 08APR19 144A	USD	851,231,043	1,084,481,094	1.39
3,400,000	AFREN PLC 10.25 08APR19 REGS	USD	339,799,499	380,134,062	0.49
6,000,000	AFREN PLC 11.5 01FEB16 REGS	USD	527,581,119	672,235,185	0.86
15,250,000	AGROKOR DD 8.875 01FEB20 REGS	USD	1,285,562,822	1,572,156,698	2.01
11,200,000	ALFA BANK OJSC 7.5 26SEP19 REGS	USD	951,859,637	1,153,366,745	1.47
12,200,000	ALFA BND ISSUANCE 7.75 28APR21 REGS	USD	1,075,243,125	1,263,868,833	1.61
10,400,000	ALPEK SA DE CV 4.5 20NOV22 REGS	USD	843,870,974	938,254,780	1.20
3,700,000	ALTICE FINANCING 7.875 15DEC19 144A	USD	304,806,010	383,014,935	0.49
15,000,000	ALTICE FINCO SA 9.875 15DEC20 144A	USD	1,445,800,744	1,581,376,641	2.01
17,000,000	ANGLOGOLD HLDGS PLC 8.5 30JUL20	USD	1,699,829,098	1,658,890,213	2.12
9,000,000	ARGENTINA REP 7.0 03OCT15	USD	657,070,172	805,527,802	1.03
7,800,000	ATF BANK 9.0 11MAY16 REGS	USD	618,968,617	746,037,842	0.95
10,910,000	BERAU COAL ENERGY 7.25 13MAR17 REGS	USD	871,720,673	960,436,794	1.23
6,500,000	BHARTI AIRTEL 5.125 11MAR23 REGS	USD	626,494,786	535,424,391	0.68
3,300,000	CEMENTOS PACAS SAA 4.5 08FEB23 REGS	USD	309,780,863	283,151,520	0.36
9,750,000	CEMEX ESPANA LUX 9.25 12MAY20 REGS	USD	751,040,444	1,013,518,398	1.29
11,200,000	CEMEX ESPANA LUX 9.875 30APR19 REGS	USD	958,354,878	1,211,030,030	1.55
11,500,000	CITY BUENOS AIRES 9.95 01MAR17 144A	USD	907,200,453	1,015,187,562	1.30
13,545,000	COLOMBIA TELECOM 5.375 27SEP22 REGS	USD	1,273,368,339	1,175,529,704	1.50
8,000,000	CORP AZ DEL PERU 6.375 02AUG22 REGS	USD	774,569,551	753,129,349	0.96
7,100,000	COUNTRY GARDEN 11.125 23FEB18 REGS	USD	732,552,777	771,116,127	0.99
18,075,000	COUNTRY GARDEN 7.5 10JAN23 SER REGS	USD	1,751,016,583	1,626,262,271	2.08
4,000,000	CROATIA REPUBLIC 5.5 04APR23 REGS	USD	414,639,987	375,078,402	0.48
6,000,000	CROATIA REPUBLIC 6.375 24MAR21 REGS	USD	562,100,550	597,967,466	0.76
10,800,000	DIGICEL GROUP LTD 10.5 15APR18 REGS	USD	941,342,359	1,143,732,060	1.46
12,200,000	DIGICEL GROUP LTD 8.25 30SEP20 REGS	USD	1,008,996,139	1,268,196,184	1.62
9,500,000	DIGICEL LIMITED 6 15APR21 SER 144A	USD	885,015,101	899,048,563	1.14
3,150,000	DP WORLD 6.85 02JUL37 REGS	USD	293,933,733	290,106,183	0.37
1,981,000	DTEK FINANCE BV 9.5 28APR15 REGS	USD	155,389,711	197,188,423	0.25
12,100,000	DTEK FINANCE PLC 7.875 04APR18 REGS	USD	1,127,458,069	1,118,574,274	1.43
3,200,000	DUBAI ELEC WATER 7.375 21OCT20 REGS	USD	284,607,663	352,253,669	0.45
16,400,000	EILEME TWO AB 11.625 31JAN20 144A	USD	1,419,805,044	1,877,691,282	2.39
13,400,000	EURASIA CAPITAL 9.375 24APR20 REGS	USD	1,085,679,469	1,363,455,627	1.74
10,800,000	EVRAZ GROUP SA 6.5 22APR20 RegS	USD	1,072,332,090	953,308,808	1.22
9,000,000	FERREXPO FIN PLC 7.875 7APR16 REGS	USD	881,671,914	834,182,673	1.06
17,500,000	FIRST QUANTUM MIN 7.25 15OCT19 REGS	USD	1,389,235,438	1,630,329,681	2.08
9,500,000	FRANSHION DEV 6.75 15APR21 REGS	USD	790,253,279	931,645,840	1.19
13,700,000	GAJAH TUNGGAL 7.75 06FEB18 REGS	USD	1,255,579,871	1,292,657,445	1.65
2,000,000	GERDAU HLDGS 7 20JAN20 REGS	USD	211,151,976	204,482,862	0.26
5,900,000	HALYK SAVINGS BNK 7.25 28JAN21 REGS	USD	471,850,784	600,293,919	0.77
1,500,000	HALYK SAVINGS BNK 7.25 03MAY17 REGS	USD	124,328,085	154,653,809	0.20
12,700,000	INDO ENER FIN II 6.375 24JAN23 REGS	USD	1,136,817,816	977,664,678	1.25
8,000,000	ISRAEL ELEC CORP 5.625 21JUN21 REGS	USD	760,680,290	798,998,638	1.02
9,000,000	JSC GEORGIAN RAIL 7.75 11JUL22 REGS	USD	768,488,142	931,100,158	1.19
9,000,000	KAZKOMMERTSBANK 7.50 29NOV16 REGS	USD	688,923,994	858,444,038	1.10
8,250,000	KAZKOMMERTSBANK 8.50 11MAY18 REGS	USD	591,699,631	760,637,643	0.97
7,500,000	LISTRINDO CAP 6.95 21FEB19 REGS	USD	630,533,771	739,166,716	0.94
5,300,000	MARFRIG HLDG EUR 9.875 24JUL17 REGS	USD	509,194,437	517,216,163	0.66

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as August 31, 2013 (continued)

Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
A. Bonds (continued)			JPY	JPY	%
7,500,000	MERSIN ULUS LIMA 5.875 12AUG20 REGS	USD	736,364,699	701,434,022	0.90
4,600,000	METALLOINVST FIN 5.625 17APR20 REGS	USD	457,009,751	421,777,320	0.54
7,800,000	METINVEST BV 8.75 14FEB18 144A	USD	587,386,520	717,379,088	0.92
1,444,000	MHP SA 10.25 29APR15 REGS	USD	119,412,267	148,008,342	0.19
15,000,000	MHP SA 8.25 02APR20 REGS	USD	1,435,725,628	1,305,661,660	1.67
17,400,000	NOBLE GROUP LTD 6.75 29JAN20 REGS	USD	1,404,916,737	1,706,391,440	2.18
3,000,000	ODEBRECHT DRILL 6.35 30JUN21 REGS	USD	306,135,987	267,375,014	0.34
17,000,000	ODEBRECHT DRILL 6.75 01OCT22 REGS	USD	1,678,224,399	1,631,261,298	2.08
6,350,000	PERTAMINA PERSERO 4.3 20MAY23 REGS	USD	645,318,952	504,378,976	0.64
8,100,000	PETROLEOS VENEZUELA 5 28OCT15 S2015	USD	538,714,587	687,280,280	0.88
22,300,000	PETROLEOS VENEZUELA 8.5 2NOV17 REGS	USD	1,947,471,665	1,955,455,634	2.49
8,000,000	RUSSIAN STAND BK 9.25 11JUL17 REGS	USD	645,890,465	830,766,973	1.06
1,900,000	SABLE INTL FIN 8.75 01FEB20 REGS	USD	163,925,165	205,421,539	0.26
9,700,000	SCOTIABANK PERU SA FRN 13DEC27 REGS	USD	799,862,645	817,750,509	1.04
25,300,000	SHIMAO PPTY HLG LTD 6.625 14JAN20	USD	2,319,823,763	2,302,040,769	2.94
8,500,000	SLOVENIA REPUBLIC 5.85 10MAY23 REGS	USD	853,610,937	783,498,052	1.00
17,700,000	TMK CAPITAL OAO 7.75 27JAN18	USD	1,450,013,654	1,801,083,106	2.30
7,000,000	TRANSPRT GAS PERU 4.25 30APR28 REGS	USD	690,515,311	600,383,492	0.77
17,000,000	TURKIYE VAKIFL BANK 6 01NOV22 REGS	USD	1,356,259,714	1,439,959,443	1.84
11,500,000	UKRA RAIL SHORTLIN 9.5 21MAY18 REGS	USD	1,165,983,931	986,989,380	1.26
3,400,000	VEDANTA RES PLC 7.125 31MAY23 144A	USD	348,453,895	285,070,454	0.36
19,300,000	VEDANTA RESOURCES 8.25 07JUN21 REGS	USD	1,632,337,149	1,779,173,691	2.27
4,300,000	VEDANTA RESOURCES 9.50 18JUL18 REGS	USD	354,423,338	440,654,822	0.56
900,000	VENEZUELA REPUBLIC OF 9.25 15SEP27	USD	72,201,626	70,817,167	0.09
12,000,000	VIMPELCOM HLDGS 7.5043 01MAR22 REGS	USD	959,792,045	1,182,907,985	1.51
6,000,000	VIRGOLINO DE OLIV 10.5 28JAN18 REGS	USD	501,995,740	394,339,338	0.51
8,500,000	VIRGOLINO DE OLIV 11.75 09FEB22 REGS	USD	694,023,933	558,522,362	0.71
5,500,000	YAPI VE KREDI BANK 5.5 06DEC22 REGS	USD	451,852,802	447,665,387	0.57
Total Bonds			63,337,078,855	68,225,653,723	87.10

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as August 31, 2013 (continued)

Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
B. Medium term notes			JPY	JPY	%
12,700,000	CITIC PACIF LTD 6.375 10APR20 EMTN	USD	1,201,230,203	1,128,104,519	1.44
3,836,000	EMAAR SUKUK LTD 6.4 18JUL19 EMTN	USD	412,420,591	391,738,065	0.50
4,500,000	EMAAR SUKUK LTD 8.5 03AUG16 EMTN	USD	397,962,263	495,362,459	0.63
19,000,000	MOL GROUP FINANCE 6.25 26SEP19 EMTN	USD	1,618,500,063	1,828,354,182	2.33
3,000,000	MONGOL MINING CO 8.875 29MAR17 REGS	USD	230,348,464	206,011,694	0.26
3,500,000	SAMRUK ENERGY JSC 3.75 20DEC17 EMTN	USD	351,512,911	336,492,495	0.43
Total medium term notes			4,211,974,495	4,386,063,414	5.59
Total transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market			67,549,053,350	72,611,717,137	92.69
Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
II. Investment funds			JPY	JPY	%
39,009,403.48	ILF USD LIQUIDITY FUND CLASS2 DIS	USD	3,899,835,751	3,825,454,938	4.88
Total investment funds			3,899,835,751	3,825,454,938	4.88
Total investments			71,448,889,101	76,437,172,075	97.57

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Classification of investments	UNAUDITED
-------------------------------	-----------

Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund

Classification of investments by country and by economical sector		
Country	Economical sector	Ratio (%) *
LUXEMBOURG		
	COAL MINING & STEEL INDUSTRY	3.52
	AGRICULTURE & FISHERY	3.08
	COMMUNICATIONS	2.50
	PETROLEUM	2.33
	HOLDING & FINANCE COMPANIES	1.74
	BANKS & OTHER CREDIT INSTITUTIONS	1.06
		14.23
CAYMAN ISLANDS		
	REAL ESTATE COMPANIES	7.14
	MISCELLANEOUS SERVICES	2.08
	PETROLEUM	0.34
	COAL MINING & STEEL INDUSTRY	0.26
	COMMUNICATIONS	0.26
		10.08
UNITED KINGDOM		
	COAL MINING & STEEL INDUSTRY	4.25
	PETROLEUM	2.74
	HOLDING & FINANCE COMPANIES	1.43
	TRANSPORTATION	1.26
		9.68
IRELAND		
	MUTUAL FUNDS	4.88
	BANKS & OTHER CREDIT INSTITUTIONS	3.08
	COAL MINING & STEEL INDUSTRY	0.54
		8.50
BERMUDA		
	COMMUNICATIONS	4.22
	MISCELLANEOUS SERVICES	2.18
		6.40
NETHERLANDS		
	COMMUNICATIONS	2.19
	ENERGY & PUBLIC UTILITIES	2.19
	COAL MINING & STEEL INDUSTRY	0.92
	FOODSTUFFS & NON-ALCOHOLIC DRINKS	0.66
	HOLDING & FINANCE COMPANIES	0.25
		6.21
KAZAKHSTAN		
	BANKS & OTHER CREDIT INSTITUTIONS	3.99
	ENERGY & PUBLIC UTILITIES	0.43
		4.42

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Classification of investments (continued)	UNAUDITED
---	-----------

Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund

Classification of investments by country and by economical sector (continued)		
Country	Economical sector	Ratio (%) *
INDONESIA		
	ROAD VEHICLES	1.65
	COAL MINING & STEEL INDUSTRY	1.23
	PETROLEUM	0.64
		3.52
VENEZUELA		
	PETROLEUM	3.37
	CENTRAL GOVERNMENT - DEBT ISSUES	0.09
		3.46
TURKEY		
	BANKS & OTHER CREDIT INSTITUTIONS	2.41
	TRANSPORTATION	0.90
		3.31
CROATIA		
	FOODSTUFFS & NON-ALCOHOLIC DRINKS	2.01
	CENTRAL GOVERNMENT - DEBT ISSUES	1.24
		3.25
PERU		
	BANKS & OTHER CREDIT INSTITUTIONS	1.04
	AGRICULTURE & FISHERY	0.96
	ENERGY & PUBLIC UTILITIES	0.77
	BUILDING MATERIALS & TRADE	0.36
		3.13
SPAIN		
	BUILDING MATERIALS & TRADE	2.84
		2.84
SWEDEN		
	COMMUNICATIONS	2.39
		2.39
ARGENTINA		
	REGIONAL AGENCIES	1.30
	CENTRAL GOVERNMENT - DEBT ISSUES	1.03
		2.33
ISLE OF MAN		
	COAL MINING & STEEL INDUSTRY	2.12
		2.12
CANADA		
	COAL MINING & STEEL INDUSTRY	2.08
		2.08

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Classification of investments (continued)	UNAUDITED
---	-----------

Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund

Classification of investments by country and by economical sector (continued)		
Country	Economical sector	Ratio (%) *
COLOMBIA		
	COMMUNICATIONS	1.50
		1.50
HONG KONG		
	COAL MINING & STEEL INDUSTRY	1.44
		1.44
MEXICO		
	PETROLEUM	1.20
		1.20
GEORGIA		
	TRANSPORTATION	1.19
		1.19
VIRGIN ISLANDS		
	REAL ESTATE COMPANIES	1.19
		1.19
ISRAEL		
	ENERGY & PUBLIC UTILITIES	1.02
		1.02
SLOVENIA		
	CENTRAL GOVERNMENT - DEBT ISSUES	1.00
		1.00
UNITED ARAB EMIRATES		
	ENERGY & PUBLIC UTILITIES	0.45
	TRANSPORTATION	0.37
		0.82
USA		
	COAL MINING & STEEL INDUSTRY	0.26
		0.26
Total investments		97.57

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

（２）【2012年８月31日終了年度】

①【貸借対照表】

メロン・オフショア・ファンズ

純資産計算書

2012年８月31日現在

日興インサイト新興国社債ファンド・円ヘッジ

（日本円で表示）

	注記	日興インサイト新興国社債ファンド ・円ヘッジ 日本円
資産		
投資有価証券		
－取得原価		37,907,804,492
－時価評価額	2.2	36,973,198,385
債券にかかる未収利息	2.6	752,097,553
未収受益証券発行手取金		1,029,190,630
為替先渡契約にかかる未実現評価益	2.5,10	255,115,709
未収投資有価証券売却代金		119,178,210
現金預金		78,039,726
設立費	2.4	12,063,390
資産合計		39,218,883,603
負債		
未払投資有価証券購入代金		667,280,215
未払買戻支払額		459,585,495
未払管理報酬	3	25,782,595
未払販売管理報酬	3	21,828,059
未払販売報酬	6	6,971,609
為替先渡契約にかかる未実現評価損	2.5,10	6,709,535
未払印刷および公告費		3,581,599
未払代行協会員報酬	7	3,031,013
未払設立費	2.4	2,675,764
未払専門家費用		1,997,563
未払保管報酬	5	1,514,255
未払管理事務代行報酬	4	1,513,439
未払受託報酬	8	1,094,770
未払弁護士報酬		932,496
負債合計		1,204,498,407
純資産総額		38,014,385,196

純資産額

資産形成型クラスA受益証券	日本円	508,859
毎月分配型クラスA受益証券	日本円	494,042
資産形成型クラスB受益証券	日本円	6,488,564,867
毎月分配型クラスB受益証券	日本円	31,524,817,428

発行済受益証券口数

資産形成型クラスA受益証券	500,000
毎月分配型クラスA受益証券	500,000
資産形成型クラスB受益証券	6,405,250,000
毎月分配型クラスB受益証券	32,054,314,079

1口当たり純資産価格

資産形成型クラスA受益証券	日本円	1.0177
毎月分配型クラスA受益証券	日本円	0.9881
資産形成型クラスB受益証券	日本円	1.0130
毎月分配型クラスB受益証券	日本円	0.9835

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

②【損益計算書】

メロン・オフショア・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書

2012年2月3日（設立日）から2012年8月31日までの期間

日興インサイト新興国社債ファンド・円ヘッジ

（日本円で表示）

	注記	日興インサイト新興国社債ファンド ・円ヘッジ 日本円
収益		
債券にかかる利息	2.6	981,561,064
預金利息	2.6	495,581
その他の収益		693,886
収益合計		982,750,531
費用		
管理報酬	3	112,824,318
販売管理報酬	3	95,518,621
販売報酬	6	30,507,696
代行協会員報酬	7	13,263,642
クレジット・デフォルト・スワップに かかる金利	2.8	11,291,465
保管報酬	5	6,626,361
管理事務代行報酬	4	6,622,764
印刷および公告費		3,581,599
専門家費用		1,997,563
受託報酬	8	1,337,053
設立費	2.4	1,123,017
弁護士報酬		1,004,245
保護預かり費用		602,802
取引手数料		355,072
その他の費用		289,248
費用合計		286,945,466
投資純利益		695,805,065

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書（続き） 2012年2月3日（設立日）から2012年8月31日までの期間

日興インサイト新興国社債ファンド・円ヘッジ

（日本円で表示）

注記		日興インサイト新興国社債ファンド ・円ヘッジ 日本円
投資純利益		695,805,065
以下にかかる実現純損益：		
投資有価証券		(257,036,794)
クレジット・デフォルト・スワップ		5,979,335
外国為替		(91,154,647)
為替先渡契約		1,047,546,132
当期実現純利益		1,401,139,091
以下にかかる未実現評価損益の純変動：		
投資有価証券		(934,606,107)
為替先渡契約		248,406,174
運用による純資産の純増加		714,939,158
資本の変動		
受益証券発行手取額		40,577,751,935
受益証券買戻支払額		(2,516,659,985)
資本の変動、純額		38,061,091,950
支払分配金	11	(761,645,912)
期首現在純資産額		0
期末現在純資産額		38,014,385,196

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

統計情報

未監査

日興インサイト新興国社債ファンド・円ヘッジ			
資産形成型 クラスA受益証券	毎月分配型 クラスA受益証券	資産形成型 クラスB受益証券	毎月分配型 クラスB受益証券

期末現在発行済受益証券口数

発行口数	500,000	500,000	7,422,350,000	33,610,694,079
買戻口数	0	0	(1,017,100,000)	(1,556,380,000)
2012年8月31日	500,000	500,000	6,405,250,000	32,054,314,079

期末現在純資産総額

日本円

日本円

日本円

日本円

2012年8月31日	508,859	494,042	6,488,564,867	31,524,817,428
------------	---------	---------	---------------	----------------

期末現在1口当たり純資産価格

日本円

日本円

日本円

日本円

2012年8月31日	1.0177	0.9881	1.0130	0.9835
------------	--------	--------	--------	--------

メロン・オフショア・ファンズ

財務書類に対する注記

2012年8月31日現在

日興インサイト新興国社債ファンド・円ヘッジ

注記1. 活動および目的

メロン・オフショア・ファンズ（以下「トラスト」という。）は、受託会社と管理会社との間で締結された2003年10月14日付基本信託証書により設定されたオープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストである。

日興インサイト新興国社債ファンド・円ヘッジ（以下「シリーズ・トラスト」という。）は、CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）とBNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）の間で締結された基本信託証書および2012年2月3日付補足信託証書に基づき設定されたトラストの別個のシリーズ・トラストである。

本財務書類は、シリーズ・トラストについてのみ言及している。

受益証券クラス

投資者は、4つの異なるクラス受益証券を購入することができる。

資産形成型クラスA受益証券
毎月分配型クラスA受益証券
資産形成型クラスB受益証券
毎月分配型クラスB受益証券

投資目的および方針

シリーズ・トラストの投資目的は、シリーズ・トラストの資産を維持しまたは成長させつつ、主に世界の新興国市場の社債に投資することを通じて魅力的な利回りの達成を追求することである。投資適格債券、非投資適格債券および格付を取得していない債券への直接的または間接的な投資を含むことがある。非投資適格債券とは、ムーディーズによるBaa格、S & PによるBBB格またはその他の有力格付機関による同等の格付未満の債券をいう。副投資運用会社は、シリーズ・トラストの投資対象のポートフォリオにおいて、非投資適格債券および格付を取得していない債券の割合が高くなることがあると予想する。

副投資運用会社は、かかる投資目的の達成に努め、主として新興国市場を中心に業務を行う企業が発行した米ドル建社債に投資する。副投資運用会社はまた、新興国市場を中心に業務を行う企業が発行した現地通貨建社債、新興国市場の政府等公的機関または米国政府等公的機関が発行した債務証券を含む債券および一部の派生商品（その詳細は以下に記載する。）に投資することもできる。また副投資運用会社は、転換社債にも投資することができる。副投資運用会社は、その裁量においてこれらの投資対象を選択および運用する。

「新興国市場」とは、新興国市場の投資ユニバースを構成する国々を指し、これには、JPモルガン・コーポレート・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・ブロード（以下「CEMBIブロード」という。）の構成銘柄の国々を含むが、これに限らない。CEMBIブロードは、新興国市場の社債の投資ユニバースを示す際、一般に使われるインデックスである。

副投資運用会社は、シリーズ・トラストの投資目的を達成するため派生商品を利用することができる。例えば、副投資運用会社は、シングルネーム・クレジット・デフォルト・スワップ、インデックス・クレジット・デフォルト・スワップまたは金利スワップのロング・ポジションまたはショート・ポジションをとることができる。副投資運用会社はまた、為替先渡取引を行うこともできる。かかるデリバティブ取引は、リスク・ヘッジのみを目的に行う予定である。

副投資運用会社は、シリーズ・トラストのポートフォリオで、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの関連会社により運用される集团的投資スキームを含む他の集团的投資スキームへの投資を通じて、上記のいずれかの資産クラスのエクスポージャーを得ることができる。

管理会社および／またはその委託先は、為替リスクを軽減（ただし排除するものではない。）し、受益証券の価額を円（受益証券の表示通貨）に対する米ドルの値下りから保護するため、為替ヘッジ取引を行う予定である。管理会社および／またはその委託先は、円と米ドルの間の為替変動に対する受益証券の通貨エクスポージャーに伴うリスクをほぼ100%ヘッジすることを目指す。当該投資対象の将来の価値が変動することその他の要因のため、通貨エクスポージャーがいつも100%ヘッジされるとは限らない。かかる為替ヘッジ取引によって、円に対する米ドルの値上りは、受益証券1口当たり純資産価格がこれに対応して値上りするものではないことに投資者は留意する必要がある。

米ドル以外の通貨建の資産への投資について、管理会社および／またはその委託先は、米ドルと、米ドル以外の通貨の間の為替レートの変動に対する、シリーズ・トラストのエクスポージャーに伴うリスクをヘッジするため為替ヘッジ取引を行うことがある一方、行わないこともある。かかる為替ヘッジは、副投資運用会社が行う予定である。

上記の為替取引に関連し、為替ヘッジ取引の相手方（ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンを含むが、これに限らない。）が複数となることがある。

投資運用会社は随時、その裁量において、他の、もしくは追加の副投資運用会社または投資顧問会社を選任することができる。

注記2. 重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用される、ルクセンブルグで一般的に認められている会計原則に従い作成されている。

2.2 有価証券およびその他の資産への投資の評価

- （a）下記（b）が適用される集団的投資スキームの持分を除き、かつ、下記（c）の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている投資対象の価格に基づくすべての計算は、関係評価時点またはその直前における当該投資対象の主要な証券取引所もしくは証券市場の最終取引価格または（最終取引価格が利用可能でない場合は）直近の利用可能な取引売呼値および直近の利用可能な取引買呼値の中間値を参照して行われるものとする。
- （b）下記（c）および（e）の規定に従い、集団的投資スキームの各持分の価格は、関係評価時点またはその直前における当該集団的投資スキームの受益証券もしくは株式の直前に発表された1口当たり純資産価格（利用可能な場合）または（同価格が利用可能でない場合は）当該受益証券もしくは株式の直前に発表された取引買呼値とするが、各場合において、当該価格は管理事務代行会社または当該集団的投資スキームのために公定価格情報の決定および提供を任命された者により提供されるものとする。
- （c）純資産総額、取引売呼値、取引買呼値または建値が、上記（a）または（b）に規定されるとおりに利用できなかった場合、該当する投資対象の公正価格は、管理会社が決定する方法により随時決定されるものとする。
- （d）上記（b）が適用される集団的投資スキームの持分を除き、市場において上場または通常取引されていない投資対象の価格は、当該投資対象の取得における支出金額（各場合において、印紙代、手数料その他の取得費用の金額を含む。）に相当する当初金額となるものとするが、ただし、管理会社は、受託会社の承認を得た上で、当該投資対象の評価を行う資格を有すると受託会社が認める専門家をして再評価を行わしめることができ、かつ、受託会社の要請に基づきこれを行わしめるものとする。
- （e）上記の規定にかかわらず、管理会社が関連状況に鑑みて投資対象の評価の調整またはその他の評価方法の使用が投資対象の公平な価値を反映するために必要となると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、かかる調整を行い、かかる方法の使用を認めることができる。

2.3 外貨換算

日本円以外の通貨で表示される資産および負債は、当期末における実勢為替レートで日本円に換算される。外貨で表示される取引は、取引日現在の実勢為替レートにより日本円に換算される。

当期の損益を決定するにあたり、外国為替換算にかかる未実現および実現利益または損失は、運用計算書および純資産変動計算書において認識されている。

2.4 設立費

設立費は、定額法で5年にわたり償却される。

2.5 為替先渡契約

為替先渡契約は、満期日までの残存期間に関する純資産計算書の日付現在適用される先渡レートで評価される。

2.6 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

2.7 受取配当金

配当金は、当該有価証券が「配当落ち」として初めて記載された日付に収益に計上される。

2.8 クレジット・デフォルト・スワップ

クレジット・デフォルト・スワップは、管理会社が管理事務代行会社と協議のうえ適切であると判断する外部の価格提供者から受領した相場に基づき管理会社の裁量で誠実に評価される。時価の計算は対象当事者の信用リスク、それぞれ発行体、クレジット・デフォルト・スワップの満期および流通市場における流動性に基づいている。当期の損益を決定するにあたり、クレジット・デフォルト・スワップにかかる金利は、運用計算書および純資産変動計算書において認識されている。

注記3．管理報酬および販売管理報酬

管理会社はシリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.85パーセントの管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

さらに、管理会社は、シリーズ・トラストの資産から、クラスB受益証券に帰属する純資産総額に対して年率0.72パーセントの販売管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

さらに、管理会社は、シリーズ・トラストの資産から、基本信託証書に基づき認められる自らの権限および職務の適切な遂行において管理会社が負担した費用の払戻しを受ける権利も有する。

管理会社は、自らの報酬から投資運用会社の報酬を支払う。投資運用会社は、副投資運用会社、およびシリーズ・トラストに関して投資運用会社の職務を遂行するよう投資運用会社により任命された委託先またはその他の者の報酬を支払う責任を負う。

注記4．管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.05パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

注記５．保管報酬

保管会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.05パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、取引手数料および諸費用とともに毎月後払いで支払われる。

注記６．販売報酬

販売会社は、シリーズ・トラストの資産から以下の料率の報酬を受領する権利を有する。

- （a）クラスA受益証券については、クラスA受益証券に帰属する純資産総額の年率0.44パーセント
- （b）クラスB受益証券については、クラスB受益証券に帰属する純資産総額の年率0.23パーセント

いずれの場合においても、報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

注記７．代行協会員報酬

代行協会員は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.10パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、取引費用を加算して毎月後払いで支払われる。

注記８．受託報酬

受託会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.01パーセントの受託報酬（ただし最低年間報酬額は10,000米ドル）を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、暦四半期ごとに後払いで支払われる。

注記９．税金

ケイマン諸島

現行のケイマン諸島における税法に基づき、シリーズ・トラストにより支払われる税金はない。従って、所得税に対する引当金は財務書類に計上されていない。

その他の国々

シリーズ・トラストは、その他の国々において稼得される特定の所得に対する源泉税またはその他の税金を課されることがある。

購入予定者は、各国の管轄法に基づき受益証券を購入、保有および買戻す際、予想される課税およびその他の影響を決定づけるその市民権、居住地および住居を所有する国において、法律アドバイザーまたは税務アドバイザーに相談することが望ましい。

注記10. 為替先渡契約

2012年8月31日現在、以下の為替先渡契約が未決済であった。

10.1ーポートフォリオ管理における為替先渡契約

通貨	買い	通貨	売り	満期日	未実現評価益
					日本円
米ドル	2,422,931.46	日本円	190,059,832	2012年9月6日	76,765
ポートフォリオ管理における為替先渡契約にかかる未実現評価益合計					76,765

10.2ー資産形成型クラスA受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	買い	通貨	売り	満期日	未実現評価益
					日本円
日本円	473,000	米ドル	5,985.90	2012年9月25日	3,288
日本円	12,000	米ドル	149.44	2012年9月25日	273
日本円	15,000	米ドル	190.06	2012年9月25日	86
資産形成型クラスA受益証券の通貨エクスポージャーを カバーするための為替先渡契約にかかる未実現評価益合計					3,647

10.3ー毎月分配型クラスA受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	買い	通貨	売り	満期日	未実現評価益
					日本円
日本円	471,000	米ドル	5,960.59	2012年9月25日	3,273
日本円	13,000	米ドル	163.08	2012年9月25日	203
日本円	13,000	米ドル	165.62	2012年9月25日	4
毎月分配型クラスA受益証券の通貨エクスポージャーを カバーするための為替先渡契約にかかる未実現評価益合計					3,480

10.4ー資産形成型クラスB受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	買い	通貨	売り	満期日	未実現評価益
					日本円
日本円	6,428,510,000	米ドル	81,353,965.80	2012年9月25日	44,674,757
日本円	167,177,000	米ドル	2,104,538.98	2012年9月25日	2,034,097
資産形成型クラスB受益証券の通貨エクスポージャーを カバーするための為替先渡契約にかかる未実現評価益合計					46,708,854

10.5ー毎月分配型クラスB受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	買い	通貨	売り	満期日	未実現評価益 ／（評価損）
					日本円
日本円	25,125,990,000	米ドル	317,973,983.27	2012年9月25日	174,612,393
日本円	663,215,000	米ドル	8,410,062.43	2012年9月25日	3,278,482
日本円	700,689,000	米ドル	8,820,754.72	2012年9月25日	8,525,511
日本円	822,471,000	米ドル	10,317,877.09	2012年9月25日	12,828,511
日本円	720,562,000	米ドル	9,228,225.57	2012年9月25日	(3,575,675)
日本円	948,666,000	米ドル	12,123,976.48	2012年9月25日	(2,700,876)
日本円	795,083,000	米ドル	10,019,507.65	2012年9月25日	8,853,522
日本円	862,529,000	米ドル	10,997,367.10	2012年9月25日	(432,984)
日本円	830,236,000	米ドル	10,577,454.00	2012年9月25日	224,544
毎月分配型クラスB受益証券の通貨エクスポージャーを カバーするための為替先渡契約にかかる未実現評価益合計					201,613,428

注記11. 支払分配金

2012年8月31日に終了した期間中にシリーズ・トラストが行った分配は以下のとおりである。

受益証券1口当たり支払分配金	基準日	分配落ち日	海外における支払日
毎月分配型クラスA受益証券			
0.007 円	2012年5月10日	2012年5月11日	2012年5月16日
0.007 円	2012年6月11日	2012年6月12日	2012年6月15日
0.007 円	2012年7月10日	2012年7月11日	2012年7月17日
0.007 円	2012年8月10日	2012年8月13日	2012年8月17日
毎月分配型クラスB受益証券			
0.007 円	2012年5月10日	2012年5月11日	2012年5月16日
0.007 円	2012年6月11日	2012年6月12日	2012年6月15日
0.007 円	2012年7月10日	2012年7月11日	2012年7月17日
0.007 円	2012年8月10日	2012年8月13日	2012年8月17日

注記12. 為替レート

2012年8月31日現在、使用された為替レートは以下のとおりである。

通貨	為替レート
米ドル	78.4750

注記13. 後発事象

2012年8月31日に終了した期間後にシリーズ・トラストが行った分配は以下のとおりである。

受益証券1口当たり支払分配金	基準日	分配落ち日	海外における支払日
毎月分配型クラスA受益証券			
0.007 円	2012年9月10日	2012年9月11日	2012年9月14日
0.007 円	2012年10月10日	2012年10月11日	2012年10月16日
0.007 円	2012年11月13日	2012年11月14日	2012年11月19日
0.007 円	2012年12月10日	2012年12月11日	2012年12月14日
毎月分配型クラスB受益証券			
0.007 円	2012年9月10日	2012年9月11日	2012年9月14日
0.007 円	2012年10月10日	2012年10月11日	2012年10月16日
0.007 円	2012年11月13日	2012年11月14日	2012年11月19日
0.007 円	2012年12月10日	2012年12月11日	2012年12月14日

[次へ](#)

MELLON OFFSHORE FUNDS**Statement of net assets as at August 31, 2012****Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund**

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund JPY
Assets		
Investments		
At cost		37,907,804,492
At market value	2.2	36,973,198,385
Interest receivable on bonds	2.6	752,097,553
Subscriptions receivable		1,029,190,630
Unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts	2.5,10	255,115,709
Receivable on investments sold		119,178,210
Cash at bank		78,039,726
Formation expenses	2.4	12,063,390
Total assets		39,218,883,603
Liabilities		
Payable on investments purchased		667,280,215
Redemptions payable		459,585,495
Manager fees payable	3	25,782,595
Marketing fees payable	3	21,828,059
Distributor fees payable	6	6,971,609
Unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts	2.5,10	6,709,535
Printing and publishing expenses payable		3,581,599
Agent Company fee payable	7	3,031,013
Formation expenses payable	2.4	2,675,764
Professional expenses payable		1,997,563
Custodian fees payable	5	1,514,255
Administrator fees payable	4	1,513,439
Trustee fees payable	8	1,094,770
Legal expenses payable		932,496
Total liabilities		1,204,498,407
Total net assets		38,014,385,196
Net assets		
Yen Hedged Accumulation Class A Units	JPY	508,859
Yen Hedged Distribution Class A Units	JPY	494,042
Yen Hedged Accumulation Class B Units	JPY	6,488,564,867
Yen Hedged Distribution Class B Units	JPY	31,524,817,428
Number of units outstanding		
Yen Hedged Accumulation Class A Units		500,000
Yen Hedged Distribution Class A Units		500,000
Yen Hedged Accumulation Class B Units		6,405,250,000
Yen Hedged Distribution Class B Units		32,054,314,079
Net asset value per unit		
Yen Hedged Accumulation Class A Units	JPY	1.0177
Yen Hedged Distribution Class A Units	JPY	0.9881
Yen Hedged Accumulation Class B Units	JPY	1.0130
Yen Hedged Distribution Class B Units	JPY	0.9835

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Statement of operations and changes in net assets for the period from
February 3, 2012 (inception date) to August 31, 2012****Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund**

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund JPY
Income		
Interest on bonds	2.6	981,561,064
Bank interest	2.6	495,581
Other income		693,886
Total income		982,750,531
Expenses		
Manager fees	3	112,824,318
Marketing fees	3	95,518,621
Distributor fees	6	30,507,696
Agent Company fees	7	13,263,642
Interest on Credit Default Swap	2.8	11,291,465
Custodian fees	5	6,626,361
Administrator fees	4	6,622,764
Printing and publishing expenses		3,581,599
Professional expenses		1,997,563
Trustee fees	8	1,337,053
Formation expenses	2.4	1,123,017
Legal expenses		1,004,245
Safekeeping fees		602,802
Transactions expenses		355,072
Other expenses		289,248
Total expenses		286,945,466
Net investment gain		695,805,065

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the period from February 3, 2012 (inception date) to August 31, 2012 (continued)

Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund JPY
Net investment gain		695,805,065
Net realised		
Loss on investments		(257,036,794)
Gain on Credit Default Swap		5,979,335
Loss on foreign exchange		(91,154,647)
Gain on forward foreign exchange contracts		1,047,546,132
Net realised gain for the period		1,401,139,091
Net change in unrealised		
Depreciation on investments		(934,606,107)
Appreciation on forward foreign exchange contracts		248,406,174
Net increase in net assets as result of operations		714,939,158
Movement in capital		
Subscriptions of units		40,577,751,935
Redemptions of units		(2,516,659,985)
Net movement in capital		38,061,091,950
Distribution	11	(761,645,912)
Net assets at the beginning of the period		0
Net assets at the end of the period		38,014,385,196

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Statistical information	UNAUDITED
-------------------------	-----------

Number of units outstanding at the end of the period :				
number of units issued	500,000	500,000	7,422,350,000	33,610,694,079
number of units redeemed	0	0	(1,017,100,000)	(1,556,380,000)
August 31, 2012	500,000	500,000	6,405,250,000	32,054,314,079
Total net assets at the end of the period :				
	JPY	JPY	JPY	JPY
August 31, 2012	508,859	494,042	6,488,564,867	31,524,817,428
Net asset value per unit at the end of the period :				
	JPY	JPY	JPY	JPY
August 31, 2012	1.0177	0.9881	1.0130	0.9835

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements**

(As at August 31, 2012)

Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund**Note 1 - Activity and objectives**

MELLON OFFSHORE FUNDS (the “Trust”) is an open-ended umbrella unit trust constituted by a Master Trust Deed dated October 14, 2003 entered into between the Trustee and the Manager.

Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund (the “Series Trust”) is a separate series trust of the Trust constituted pursuant to the Master Trust Deed and a supplemental trust deed dated February 3, 2012, both between CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited (the “Trustee”) and BNY Mellon International Management Limited (the “Manager”).

These financial statements are referring exclusively to the Series Trust.

Classes of units

Investors may subscribe for Units in four different classes:

- Yen Hedged Accumulation Class A Units
- Yen Hedged Distribution Class A Units
- Yen Hedged Accumulation Class B Units
- Yen Hedged Distribution Class B Units

Investment objective and policies

The investment objective of the Series Trust is to seek to achieve an attractive yield by investing mainly in the global emerging market corporate debt asset class, whilst maintaining or growing the capital of the Series Trust. This may include investing, directly or indirectly, in investment grade, sub-investment grade and unrated fixed income securities. Sub-investment grade securities are securities rated below Baa by Moody's or BBB by S&P or equivalent ratings by other recognised rating agencies. The Sub-Investment Manager anticipates that the Series Trust's portfolio of Investments may comprise of a significant proportion of sub-investment grade and unrated fixed income securities.

The Sub-Investment Manager seeks to achieve this investment objective by investing mainly in US dollar denominated corporate bonds issued by companies based in Emerging Market Countries. The Sub-Investment Manager may also invest in fixed income securities, such as local currency-denominated corporate bonds issued by companies based in Emerging Market Countries, debt securities issued either by governments of Emerging Market Countries or the government of the United States, and certain derivatives, further details of which are set out below. The Sub-Investment Manager may also invest in convertible bonds. The Sub-Investment Manager will use its discretion in selecting and managing these Investments.

An "Emerging Market Country" refers to those countries which make up the emerging market investment universe, including, but not limited to, the constituents of the JP Morgan Corporate Emerging Markets Bond Index Broad (the "CEMBI Broad"). The CEMBI Broad is an index which is commonly used to represent the corporate emerging market debt universe.

The Sub-Investment Manager may utilize derivative instruments to seek to achieve the Series Trust's investment objective. For example, it may enter into long or short positions in single-name credit default swaps, index credit default swaps or interest rate swaps. It may also enter into foreign exchange forward transactions. It is intended that such derivative transactions will be entered into for hedging purposes only.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at August 31, 2012)

Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund**Note 1 - Activity and objectives (continued)**

The Sub-Investment Manager may, for the account of the Series Trust, gain exposure to any of the above asset classes through investing in collective investment schemes including, without limitation, collective investment schemes that are managed by affiliates of The Bank of New York Mellon Corporation.

The Manager and/or its delegates intend to use currency hedging transactions which are designed to reduce, but not eliminate, exchange-rate risk and protect the value of the Units from a depreciation in US dollars against Yen, the currency in which the Units are denominated. While the Manager and/or its delegates will aim to hedge approximately 100% of the currency exposure of the Units to fluctuations between Yen and US dollars, the exposure will not always be 100% hedged mainly because the future value of the relevant Investments will change. Investors should note that by virtue of such currency hedging transactions, any appreciation of the US dollar against Yen will not provide any corresponding increase in the Net Asset Value per Unit.

For investments in non-US dollar denominated assets, the Manager and/or its delegates may or may not use currency hedging transactions to hedge the Series Trust's exposure to fluctuations in the currency exchange rate between US dollars and the relevant non-US dollar currency of investment. Any such currency hedging is expected to be performed by the Sub-Investment Manager.

In relation to the currency transactions described above, there may be more than one foreign exchange hedging counterparty including, without limitation, The Bank of New York Mellon.

The Investment Manager may from time to time appoint other or additional sub-investment managers or investment advisers in its discretion.

Note 2 - Significant accounting policies**2.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at August 31, 2012)

Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund**Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.2 - Valuation of investments in securities and other assets**

- (a) Except in the case of any interest in a collective investment scheme to which paragraph (b) applies and subject as provided in paragraph (c) below, all calculations based on the value of investments quoted, listed, traded or dealt in on any securities market are made by reference to the last traded price or (if no last traded price is available) midway between the latest available market dealing offered price and the latest available market dealing bid price on the principal stock exchange or securities market for such investments, at or immediately preceding the relevant valuation point;
- (b) Subject as provided in paragraphs (c) and (e) below, the value of each interest in any collective investment scheme shall be the last published net asset value per unit or share in such collective investment scheme (where available) or (if the same is not available) the last published bid price for such unit or share at or immediately preceding the relevant valuation point in each case as supplied by the administrator or such party which is appointed to determine and provide the official pricing information on behalf of such collective investment scheme;
- (c) If no net asset value, bid and offered prices or price quotations are available as provided in paragraphs (a) or (b) above, the fair value of the relevant investment shall be determined from time to time in such manner as the Manager shall determine;
- (d) Except in the case of any interest in a collective investment scheme to which paragraph (b) above applies, the value of any investment which is not listed or ordinarily dealt in on a market shall be the initial value thereof equal to the amount expended out in the acquisition of such investment (including in each case the amount of stamp duties, commissions and other acquisition expenses), provided that the Manager may with the approval of the Trustee and shall at the request of the Trustee cause a revaluation to be made by a professional person approved by the Trustee as qualified to value such investment;
- (e) Notwithstanding the foregoing, the Manager may, with the consent of the Trustee, adjust the value of any investment or permit some other method of valuation to be used if, having regard to relevant circumstances, the Manager considers that such adjustment or use of such other method is required to reflect the fair value of the investment.

2.3 - Conversion of foreign currencies

Assets and liabilities expressed in other currencies than the Japanese yen are translated into Japanese yen at exchange rates ruling at the end of the period. Transactions expressed in foreign currencies are translated into Japanese yen at exchange rates prevailing at the transaction dates.

Unrealised and realised gains or losses on foreign exchange translations are recognised in the statement of operations and changes in net assets in determining the result of the period.

2.4 - Formation expenses

Formation expenses are amortised on a straight-line basis over a period of five years.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at August 31, 2012)

Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund**Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.5 - Forward foreign exchange contracts**

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the statement of net assets date for the remaining period until maturity.

2.6 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

2.7 - Dividend income

Dividends are credited to income on the date upon which the relevant securities are first listed as “ex-dividend”.

2.8 Credit Default Swaps

Credit Default Swaps are valued in the good faith discretion of the Manager based on quotations received from external price providers deemed appropriate by the Manager in consultation with the Administrator. The calculation of the market value is based on the credit risk of the reference party respectively the issuer, the maturity of the credit default swap and its liquidity on the secondary market. Interest on Credit Default Swap are recognised in the statement of operations and changes in net assets in determining the result of the period.

Note 3 - Manager and Marketing fees

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a management fee at a rate of 0.85% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager is also entitled to receive out of the assets of the Series Trust a marketing fee at a rate of 0.72% per annum of the net asset value attributable to the Class B Units accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrear. In addition, the Manager is also entitled to be reimbursed out of the assets of the Series Trust for any expenses incurred by it in the proper performance of its powers and duties as permitted under the Master Trust Deed.

The Manager pays the fees of the Investment Manager out of its fees. The Investment Manager is responsible for paying the fees of the Sub-Investment Manager and any of the Investment Manager's delegates or other parties appointed by the Investment Manager to perform its functions in respect of the Series Trust.

Note 4 - Administrator fees

The Administrator is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.05% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at August 31, 2012)

Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund**Note 5 - Custodian fees**

The Custodian is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.05% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears plus transaction fees and expenses.

Note 6 - Distributor fees

The Distributor is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of:

- (a) in respect of Class A Units, 0.44% per annum of that part of the net asset value attributable to the Class A Units; and
- (b) in respect of Class B Units, 0.23% per annum of that part of the net asset value attributable to Class B Units,

in each case accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 7 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.10 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears plus transaction fees and expenses.

Note 8 - Trustee fees

The Trustee is entitled to a fee, payable out of the assets of the Series Trust, at a rate of 0.01% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrear subject to a minimum fee per annum of USD 10,000.

Note 9 - Taxation**Cayman Islands**

Under current tax laws in the Cayman Islands, there are no other taxes payable by the Series Trust. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

Other Countries

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries.

Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and redeeming units under the laws of their respective jurisdictions.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at August 31, 2012)

Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund

Note 10 - Forward foreign exchange contracts

As at August 31, 2012, the following forward foreign exchange contracts were open:

10.1 - Forward foreign exchange contracts in the context of portfolio management

Currency	Purchases	Currency	Sales	Maturity date	Unrealised appreciation
					JPY
USD	2,422,931.46	JPY	190,059,832	06/09/12	76,765
Total unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts in the context of portfolio management					76,765

10.2 - Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Yen Hedged Accumulation Class A Units

Currency	Purchases	Currency	Sales	Maturity date	Unrealised appreciation
					JPY
JPY	473,000	USD	5,985.90	25/09/12	3,288
JPY	12,000	USD	149.44	25/09/12	273
JPY	15,000	USD	190.06	25/09/12	86
Total unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Yen Hedged Accumulation Class A Units					3,647

10.3 - Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Yen Hedged Distribution Class A Units

Currency	Purchases	Currency	Sales	Maturity date	Unrealised appreciation
					JPY
JPY	471,000	USD	5,960.59	25/09/12	3,273

JPY	13,000	USD	163.08	25/09/12	203
JPY	13,000	USD	165.62	25/09/12	4

Total unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Yen Hedged Distribution Class A Units					3,480
--	--	--	--	--	-------

10.4 - Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Yen Hedged Accumulation Class B Units

Currency	Purchases	Currency	Sales	Maturity date	Unrealised appreciation
					JPY

JPY	6,428,510,000	USD	81,353,965.80	25/09/12	44,674,757
JPY	167,177,000	USD	2,104,538.98	25/09/12	2,034,097

Total unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Yen Hedged Accumulation Class B Units					46,708,854
--	--	--	--	--	------------

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at August 31, 2012)

Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund

Note 10 - Forward foreign exchange contracts (continued)

10.5 - Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Yen Hedged Distribution Class B Units

Currency	Purchases	Currency	Sales	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY
JPY	25,125,990,000	USD	317,973,983.27	25/09/12	174,612,393
JPY	663,215,000	USD	8,410,062.43	25/09/12	3,278,482
JPY	700,689,000	USD	8,820,754.72	25/09/12	8,525,511
JPY	822,471,000	USD	10,317,877.09	25/09/12	12,828,511
JPY	720,562,000	USD	9,228,225.57	25/09/12	(3,575,675)
JPY	948,666,000	USD	12,123,976.48	25/09/12	(2,700,876)
JPY	795,083,000	USD	10,019,507.65	25/09/12	8,853,522
JPY	862,529,000	USD	10,997,367.10	25/09/12	(432,984)
JPY	830,236,000	USD	10,577,454.00	25/09/12	224,544

Total net unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Yen Hedged Distribution Class B Units	201,613,428
--	-------------

Note 11 - Distribution

Distribution made by the Series Trust during the period ending August 31, 2012 are as follows:

Distribution paid per unit	Record date	Ex-distribution date	Payment date
JPY Yen Hedged Distribution Class A Unit			
0.007 JPY	May 10, 2012	May 11, 2012	May 16, 2012
0.007 JPY	June 11, 2012	June 12, 2012	June 15, 2012
0.007 JPY	July 10, 2012	July 11, 2012	July 17, 2012
0.007 JPY	August 10, 2012	August 13, 2012	August 17, 2012
JPY Yen Hedged Distribution Class B Unit			
0.007 JPY	May 10, 2012	May 11, 2012	May 16, 2012
0.007 JPY	June 11, 2012	June 12, 2012	June 15, 2012
0.007 JPY	July 10, 2012	July 11, 2012	July 17, 2012
0.007 JPY	August 10, 2012	August 13, 2012	August 17, 2012

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at August 31, 2012)

Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund**Note 12 - Exchange rates**

The exchange rate used as at August 31, 2012 is as follows:

Currency	Exchange rate
USD	78.4750

Note 13 - Subsequent event

Distribution made by the Series Trust after the period ending August 31, 2012 are as follows:

Distribution paid per unit	Record date	Ex-distribution date	Payment date
JPY Yen Hedged Distribution Class A Unit			
0.007 JPY	September 10, 2012	September 11, 2012	September 14, 2012
0.007 JPY	October 10, 2012	October 11, 2012	October 16, 2012
0.007 JPY	November 13, 2012	November 14, 2012	November 19, 2012
0.007 JPY	December 10, 2012	December 11, 2012	December 14, 2012
JPY Yen Hedged Distribution Class B Unit			
0.007 JPY	September 10, 2012	September 11, 2012	September 14, 2012
0.007 JPY	October 10, 2012	October 11, 2012	October 16, 2012
0.007 JPY	November 13, 2012	November 14, 2012	November 19, 2012
0.007 JPY	December 10, 2012	December 11, 2012	December 14, 2012

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（i）円ヘッジ毎月分配型クラスA受益証券

（2013年11月末日現在）

	円（IVを除く。）
I 資産総額	471,681
II 負債総額	536
III 純資産総額（I－II）	471,145
IV 発行済受益証券口数	500,000口
V 1口当たり純資産価格（III／IV）	0.9423

（ii）円ヘッジ毎月分配型クラスB受益証券

（2013年11月末日現在）

	円（IVを除く。）
I 資産総額	64,640,635,654
II 負債総額	108,862,817
III 純資産総額（I－II）	64,531,772,837
IV 発行済受益証券口数	69,427,453,599口
V 1口当たり純資産価格（III／IV）	0.9295

（iii）円ヘッジ資産形成型クラスA受益証券

（2013年11月末日現在）

	円（IVを除く。）
I 資産総額	531,865
II 負債総額	606
III 純資産総額（I－II）	531,259
IV 発行済受益証券口数	500,000口
V 1口当たり純資産価格（III／IV）	1.0625

（iv）円ヘッジ資産形成型クラスB受益証券

（2013年11月末日現在）

	円（IVを除く。）
I 資産総額	5,643,642,582
II 負債総額	9,541,875
III 純資産総額（I－II）	5,634,100,707
IV 発行済受益証券口数	5,357,656,484口
V 1口当たり純資産価格（III／IV）	1.0516

（v）円ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券

（2013年11月末日現在）

	円（IVを除く。）
I 資産総額	501,828
II 負債総額	564

Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	501,264
Ⅳ 発行済受益証券口数	500,000口
Ⅴ 1口当たり純資産価格（Ⅲ／Ⅳ）	1.0025

(vi) 円ヘッジなし毎月分配型クラスB受益証券

(2013年11月末日現在)

	円（Ⅳを除く。）
Ⅰ 資産総額	5,846,861,311
Ⅱ 負債総額	9,420,568
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	5,837,440,743
Ⅳ 発行済受益証券口数	5,849,618,859口
Ⅴ 1口当たり純資産価格（Ⅲ／Ⅳ）	0.9979

(vii) 円ヘッジなし資産形成型クラスA受益証券

(2013年11月末日現在)

	円（Ⅳを除く。）
Ⅰ 資産総額	523,724
Ⅱ 負債総額	587
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	523,137
Ⅳ 発行済受益証券口数	500,000口
Ⅴ 1口当たり純資産価格（Ⅲ／Ⅳ）	1.0463

(viii) 円ヘッジなし資産形成型クラスB受益証券

(2013年11月末日現在)

	円（Ⅳを除く。）
Ⅰ 資産総額	1,298,859,759
Ⅱ 負債総額	2,119,683
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,296,740,076
Ⅳ 発行済受益証券口数	1,244,894,140口
Ⅴ 1口当たり純資産価格（Ⅲ／Ⅳ）	1.0416

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

名 称 SMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-2557 ロベルトシュトゥンパー通り9A

日本の受益者については、ファンド受益証券の保管を販売会社に委託している場合、販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

（ロ）受益者集会

受託会社は、基本信託証書の規定により要求された場合、または受益証券1口当たり純資産価格の総額がトラストの全シリーズ・トラストの純資産総額の10分の1以上となる受益証券を保有する登録受益者により（当該議案が受益者決議の場合）もしくはファンドの受益証券の10分の1以上を保有する登録受益者により（当該議案がファンド決議の場合）書面で要請された場合、当該通知に記載される時間および場所において、適宜、全受益者またはファンドの受益者の集会を招集します。各集会について集会の場所、日時および当該集会で提案される決議の概要を記載した書面による通知は、受託会社により、全受益者の集会の場合は各受益者に対し、またはファンドの受益者の集会の場合は当該ファンドの受益者に対し、15日前までに郵送されるものとします。集会の基準日は、当該集会の招集通知に明記される日付の21日以上前とします。不注意から集会の招集通知を受益者に送付しなかった場合、または受益者がかかる通知を受け取らなかった場合でも、当該集会の議事は無効とならないものとします。受託会社または管理会社の取締役その他の授權された役員は、集会に出席し、かつ、発言することができます。

受益者決議に関する純資産総額の計算は、当該集会の直前の評価日に行われます。定足数は受益者2名としますが、受益者が1名しか存在しない場合はこの限りでなく、この場合、定足数は当該受益者1名とします。いずれの集会においても、集会の議決に付される決議は、書面で行われる投票により決定されるものとし、受益証券1口当たり純資産価格の総額がトラストの全シリーズ・トラストの純資産総額の50%以上となる受益証券を保有する受益者により（当該議案が受益者決議の場合）または当該ファンドの受益証券口数の過半数を保有する受益者により（当該議案がファンド決議の場合）承認された場合、投票の結果は当該集会の決議とみなされます。投票において、議決は本人または代理人により行使することができます。

文書の提供および閲覧

基本信託証書、基本信託証書の補足信託証書、管理事務代行契約、保管契約、受託会社および／または管理会社間で締結されたファンドに関するサービス提供者を任命する契約、ファンドの受益証券の販売会社を任命する契約ならびに一切の年次報告書および半期報告書の写しは、あらゆる日（土曜、日曜および祝日を除きます。）の通常の営業時間に管理事務代行会社の事務所において、無料で閲覧可能となり、かかる写しは、合理的な料金を支払った上で入手することができます。

（ハ）受益者に対する特典

受益者に対する特典はありません。

（ニ）受益証券の譲渡制限の内容

各受益者は、受託会社の事前の書面による承諾に従い、管理会社との協議後、受託会社が随時承認する様式の書面により、自らが保有するいずれの受益証券についても譲渡することができます。ただし、譲受人は、譲受人の身元を証明するため、関連もしくは該当する法域における法律規定、政府その他の要件もしくは規制、または該当する時点において有効な受託会社の方針を遵守するため、その他受託会社の要請に従い、受託会社または適法に授權された受託会社の代理人が要求する情報を事前に提供するものとします。さらに、譲受人は、（a）受益証券の譲渡が適格投資家に対するものであること、（b）譲受人が専ら投資目的のために自己勘定で受益証券を取得すること、および（c）受託会社がその裁量により要求するその他の事項につき、書面で受託会社に対して表明する必要があります。

（ホ）その他外国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

（1）資本金の額

2013年6月末日現在、管理会社の資本金の額は、246,310円で、全額払込済です。管理会社の授権株式総数は、普通株式450,000株および償還可能優先株式450,000株で、発行済株式数は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株です。なお、管理会社の純資産の額は、2013年6月末日現在、約52億円です。

最近5年間に資本の増減はなされていません。なお、2007年7月1日より、資本金を含む財務書類の記帳通貨が米ドルから円に変更されました。

（2）管理会社の機構（2013年11月末日現在）

管理会社はケイマン諸島において設立され、現在存続している法人です。同社の取締役会は、以下の5名の取締役から構成されます。

スティーブ・リピナー	取締役
スコット・レノン	取締役
ドニ・シャムサディン	取締役
ジェーン・ケー	取締役
山口省吾	取締役

権限を授権された取締役がファンドに関して管理会社を代理します。

管理会社は、ファンドの管理事務をSMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社に委託しており、また、投資運用業務をBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に委託しています。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的は、あらゆる種類の金融、商取引およびトレーディング業務ならびに銀行および信託業務を遂行し、引受け、また、これらの目的のいずれかに関連して差支えなく行うことのできるようなその他の業務を営むことを含みます。

2013年11月末日現在、管理会社は、下記の投資信託の管理および運用を行っています。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産額の合計
ケイマン諸島籍	オープン・エンド型 契約型投資信託	22	573,474,651,187円
	オープン・エンド型 会社型投資信託	2	4,504,704,847円
合計		24	577,979,356,035円

3【管理会社の経理状況】

- （１）管理会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。

また、財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

- （２）管理会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自平成24年1月1日至平成24年12月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)		
	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	3,090,474	2,080,405
未収委託者報酬	324,386	959,868
前払販売関連費用	14,555,729	17,173,271
未収入金	1,437,920	2,716,320
流動資産計	19,408,511	22,929,864
資産合計	19,408,511	22,929,864
負債の部		
流動負債		
未払金	895,652	2,352,449
未払費用	1,290,697	1,573,117
デリバティブ債務	—	29,366
仮受金	7	—
その他流動負債	—	2,512
流動負債計	2,186,357	3,957,445
固定負債		
長期借入金	14,138,426	15,076,337
固定負債計	14,138,426	15,076,337
負債合計	16,324,783	19,033,782
純資産の部		
株主資本		
資本金	246	246
資本剰余金		
その他資本剰余金	1,193,830	1,193,830
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,889,650	2,702,005
純資産合計	3,083,727	3,896,082
負債・純資産合計	19,408,511	22,929,864

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 (自 平成23年 1 月 1 日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年 1 月 1 日 至 平成24年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	4,098,125	4,916,077
販売管理報酬等	8,751,600	13,399,514
営業収益計	12,849,725	18,315,591
営業費用		
支払手数料	4,050,393	4,642,117
販売関連費用	7,225,981	11,527,479
営業費用計	11,276,375	16,169,596
一般管理費		
諸経費	9,727	13,188
一般管理費計	9,727	13,188
営業利益	1,563,622	2,132,805
営業外収益		
受取利息	1,847	242
営業外収益計	1,847	242
営業外費用		
支払利息	501,913	591,174
為替差損	11,023	32,907
営業外費用計	512,937	624,081
経常利益	1,052,531	1,508,966
特別損失		
前払販売関連費用追加償却費	※ 1 769,485	696,611
税引前当期純利益	283,046	812,355
当期純利益	283,046	812,355

（３）株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	前事業年度 (自 平成23年 1 月 1 日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年 1 月 1 日 至 平成24年12月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	246	246
当期変動額	—	—
当期末残高	246	246
資本剰余金		
その他資本剰余金		
当期首残高	1,193,830	1,193,830
当期変動額	—	—
当期末残高	1,193,830	1,193,830
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,606,604	1,889,650
当期変動額		
当期純利益	283,046	812,355
当期変動額合計	283,046	812,355
当期末残高	1,889,650	2,702,005
株主資本合計		
当期首残高	2,800,680	3,083,727
当期変動額		
当期純利益	283,046	812,355
当期変動額合計	283,046	812,355
当期末残高	3,083,727	3,896,082
純資産合計		
当期首残高	2,800,680	3,083,727
当期変動額		
当期純利益	283,046	812,355
当期変動額合計	283,046	812,355
当期末残高	3,083,727	3,896,082

重要な会計方針

項目	前事業年度 〔 自平成23年1月1日 至平成23年12月31日 〕	当事業年度 〔 自平成24年1月1日 至平成24年12月31日 〕
1. デリバティブ等の 評価基準及び評価 方法	時価法	同左
2. 前払販売関連費用の 処理方法	前払販売関連費用には、受益証券 販売会社に支払った販売手数料を 計上しており、将来ファンドから 収受する販売管理報酬及び解約時 には投資家から回収する手数料 （販売管理報酬等）に対応させて 営業費用の販売関連費用にて計上 しております。	同左

会計方針の変更

前事業年度 〔 自平成23年1月1日 至平成23年12月31日 〕	当事業年度 〔 自平成24年1月1日 至平成24年12月31日 〕
資産除去債務に関する会計基準の適用 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 この変更による当事業年度の損益に与える影響はありません。	—

追加情報

項目	前事業年度 〔 自平成23年1月1日 至平成23年12月31日 〕	当事業年度 〔 自平成24年1月1日 至平成24年12月31日 〕
会計上の変更及び誤謬の訂正 に関する会計基準等の適用	—	当事業年度の期首以後に行われ る会計上の変更及び過去の誤謬 の訂正より、「会計上の変更及 び誤謬の訂正に関する会計基 準」（企業会計基準第24号 平 成21年12月4日）及び「会計上 の変更及び誤謬の訂正に関する 会計基準の適用指針」（企業会 計基準適用指針第24号 平成21 年12月4日）を適用してしま す。

注記事項

（損益計算書関係）

前事業年度	当事業年度
-------	-------

〔 自平成23年1月1日 至平成23年12月31日 〕	〔 自平成24年1月1日 至平成24年12月31日 〕
＊1. 前払販売関連費用追加償却費 前払販売関連費用の価値の減少により、将来受取キャッシュフローの見込額が減少したため、当該見込み額に基づき、前払販売関連費用について追加償却費を認識しております。	同左

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成23年1月1日 至平成23年12月31日）

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,000	—	—	1,000
優先株式（株）	1,000	—	—	1,000

当事業年度（自平成24年1月1日 至平成24年12月31日）

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,000	—	—	1,000
優先株式（株）	1,000	—	—	1,000

（金融商品関係）

前事業年度（平成23年12月31日現在）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は資産運用管理業務を行っています。これらの事業により生じる営業債権である未収委託者報酬、未収入金の管理はきわめて重要であると認識しております。

これらの業務により生じた余剰資金の運用については、短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しており、外貨建預金については、為替予約を用いて管理しております。

必要資金については銀行からの借入により調達しており、必要に応じて長期借入により資金調達する方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は分別保管されているファンドの信託財産から回収されるため、信用リスクはほとんどないと認識しております。なお、営業債権のうち、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

また、長期借入金については、金利の変動リスク及び為替の変動リスクに晒されております。

預金のうち、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

① 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る金利の変動リスク及び為替の変動リスクにつきましては、市場の動向を継続的に把握しその抑制に努めております。預金のうち、外貨建てのものについては急激な為替変動リスクを抑制する

ため、短期の為替予約を用いております。なお、先物為替予約は毎月末に契約を締結しているため、期末日の時価は零になっております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成23年12月31日における貸借対照表上計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表上計上額	時価	差額
（１）現金・預金	3,090,474	3,090,474	—
（２）未収委託者報酬	324,386	324,386	—
（３）未収入金	1,437,920	1,437,920	—
資産計	4,852,781	4,852,781	—
（１）未払金	895,652	895,652	—
（２）未払費用	1,290,697	1,290,697	—
（３）長期借入金	14,138,426	14,138,426	—
負債計	16,324,776	16,324,776	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、(3) 未収入金

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2) 未払費用

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金は、変動金利によるもので、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	3,090,474	—	—	—
未収委託者報酬	324,386	—	—	—
未収入金	1,437,920	—	—	—
合 計	4,852,781	—	—	—

(注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	3,127,350	3,127,350	3,127,350	2,915,969	1,133,890	706,514
合 計	3,127,350	3,127,350	3,127,350	2,915,969	1,133,890	706,514

当事業年度（平成24年12月31日現在）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は資産運用管理業務を行っています。これらの事業により生じる営業債権である未収委託者報酬、未収入金の管理はきわめて重要であると認識しております。

これらの業務により生じた余剰資金の運用については、短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しており、外貨建預金については、為替予約を用いて管理しております。

必要資金については銀行からの借入により調達しており、必要に応じて長期借入により資金調達する方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は分別保管されているファンドの信託財産から回収されるため、信用リスクはほとんどないと認識しております。なお、営業債権のうち、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

また、長期借入金については、金利の変動リスク及び為替の変動リスクに晒されております。

預金のうち、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

① 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る金利の変動リスク及び為替の変動リスクにつきましては、市場の動向を継続的に把握しその抑制に努めております。預金のうち、外貨建てのものについては急激な為替変動リスクを抑制するため、短期の為替予約を用いております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年12月31日における貸借対照表上計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表上計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,080,405	2,080,405	—
(2) 未収委託者報酬	959,868	959,868	—
(3) 未収入金	2,716,320	2,716,320	—
資産計	5,756,593	5,756,593	—
(1) 未払金	2,352,449	2,352,449	—
(2) 未払費用	1,573,117	1,573,117	—
(3) 長期借入金	15,076,337	15,076,337	—
負債計	19,001,903	19,001,903	—
デリバティブ取引（※1）			
(1) ヘッジ会計が適用されて いないもの	(29,366)	(29,366)	—
(2) ヘッジ会計が適用されて いるもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(29,366)	(29,366)	—

（※1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資 産

（1）現金・預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（2）未収委託者報酬、（3）未収入金

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

負 債

（1）未払金

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

（2）未払費用

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

（3）長期借入金

長期借入金は、変動金利によるもので、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	2,080,405	—	—	—
未収委託者報酬	959,868	—	—	—
未収入金	2,716,320	—	—	—
合 計	5,756,593	—	—	—

(注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	3,485,131	3,485,131	3,485,131	2,478,169	1,024,399	1,118,376
合 計	3,485,131	3,485,131	3,485,131	2,478,169	1,024,399	1,118,376

(デリバティブ取引関係)

1. 取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	取引の種類	前事業年度 (平成23年12月31日)			当事業年度 (平成24年12月31日)			
		契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建							
	イギリスポンド	389,248	—	—	464,644	—	9,097	9,097
	USドル	395,760	—	—	428,726	—	10,791	10,791
	オーストラリアドル	—	—	—	392,701	—	9,476	9,476
合計		785,008	—	—	1,286,071	—	29,366	29,366

(注) 1. 時価の算定方法

期末の時価は先物相場を使用しております。なお、前事業年度は期末日に為替予約を行っているため、期末日の時価は零となっております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「管理業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度 （自平成23年1月1日 至平成23年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	販売管理報酬等	合計
外部顧客への売上高	4,098,125	8,751,600	12,849,725

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

損益計算書に占める外部顧客への売上高の90%超は本邦におけるものであるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自平成24年1月1日 至平成24年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	販売管理報酬等	合計
外部顧客への売上高	4,916,077	13,399,514	18,315,591

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

損益計算書に占める外部顧客への売上高の90%超は本邦におけるものであるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

前事業年度（自平成23年1月1日 至平成23年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	ビーエヌワイ・ メロン・アセッ ト・マネジメン ト・インターナ ショナル・リミ テッド	英国ロン ドン	31.3 百万 ポンド	資産 運用 業務	なし	投資運用 委託、 役員の 兼任	(注2) 投資 運用 委託	1,569,326	未払 費用	634,417
同一の 親会社 を持つ 会社	ビーエヌワイ・ メロン・アセッ ト・マネジメン ト・ジャパン・ リミテッド	東京都千 代田区	795 百万円	資産 運用 業務	なし	投資運用 委託、 役員の 兼任	(注2) 投資 運用 委託	2,350,191	未払 費用	629,764
同一の 親会社 を持つ 会社	ニューヨーク メロン銀行	米国 ニュー ヨーク	1,135 百万米 ドル	銀行業	なし	資金の 預入	(注3) 資金の 預入 (純額)	1,313,526	預金	2,553,673
						資金の 借入	(注3) 資金の 借入 (純額)	2,209,924	長期 借入金	14,138,426
							利息の 支払	501,913	未払 利息	1,058

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

- (1) 取引金額には、消費税等は含まれておりません。
- (2) 当該会社との投資運用契約に基づき、独立第三者間取引と同様の取引条件で計算された金額を支払っています。
- (3) 当社と関係を有しない他の当事者と同様の取引条件等によっております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション
(ニューヨーク証券取引所に上場)

当事業年度（自平成24年1月1日 至平成24年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ビーエヌワイ・メロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・リミテッド	英国ロンドン	31.3 百万 ポンド	資産運用 業務	なし	投資運用 委託、	(注2) 投資 運用 委託	1,463,242	未払 費用	739,704
同一の親会社を持つ会社	ビーエヌワイ・メロン・アセット・マネジメント・ジャパン・リミテッド	東京都千代田区	795 百万円	資産運用 業務	なし	投資運用 委託、 役員の 兼任	(注2) 投資 運用 委託	3,143,761	未払 費用	811,587
同一の親会社を持つ会社	ビーエヌワイ・メロン・インターナショナル・アセット・マネジメント・グループ・リミテッド	英国ロンドン	133 百万 ドル	資産運用 業務	なし	投資管理 受託 役員の 兼任	(注3) 投資 管理 受託	571,324	未収 委託者 報酬	571,324
同一の親会社を持つ会社	ニューヨークメロン銀行	米国 ニュー ヨーク	1,135 百万米 ドル	銀行業	なし	預金取引	(注4) 預金の 引出 (純額)	887,649	預金	1,666,024
						資金の 借入	(注4) 資金の 借入 (純額)	937,911	長期 借入金	15,076,337
							利息の 支払	591,174	未払 利息	4,092

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

- (1) 取引金額には、消費税等は含まれておりません。
- (2) 当該会社との投資運用契約に基づき、独立第三者間取引と同様の取引条件で計算された金額を支払っています。
- (3) 当該会社との投資管理契約に基づき、独立第三者間取引と同様の取引条件で計算された金額を支払っています。
- (4) 当社と関係を有しない他の当事者と同様の取引条件等によっております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション
(ニューヨーク証券取引所に上場)

（１株当たり情報）

前事業年度 〔 自平成23年１月１日 〕 〔 至平成23年12月31日 〕	当事業年度 〔 自平成24年１月１日 〕 〔 至平成24年12月31日 〕
1株当たり純資産額 1,541,863.65円 1株当たり当期純利益 141,523.33円 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	1株当たり純資産額 1,948,042.26円 1株当たり当期純利益 406,177.27円 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

（注）１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 〔 自平成23年１月１日 〕 〔 至平成23年12月31日 〕	当事業年度 〔 自平成24年１月１日 〕 〔 至平成24年12月31日 〕
当期純利益（千円）	283,046	812,355
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	283,046	812,355
期中平均株式数	2,000	2,000
うち、普通株式	1,000	1,000
うち、普通株式と同等の株式： 優先株式	1,000	1,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	該当ありません。	同左

（重要な後発事象）

前事業年度 〔 自平成23年１月１日 〕 〔 至平成23年12月31日 〕	当事業年度 〔 自平成24年１月１日 〕 〔 至平成24年12月31日 〕
該当ありません。	同左

[次へ](#)

中間財務書類

管理会社の経理状況において、当中間会計期間（平成25年1月1日から平成25年6月30日まで）については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という）第76条第4項本文の適用により、管理会社BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドの中間財務書類を掲げております。

- （1）管理会社の中間財務書類（平成25年1月1日から平成25年6月30日まで）は、中間財務諸表等規則第2条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
- （2）管理会社は、当中間会計期間（平成25年1月1日から平成25年6月30日まで）の中間財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査を受けておりません。

（１）中間貸借対照表

（単位：千円）

第35期中間会計期間末

（平成25年6月30日）

資産の部

流動資産

預金 2,807,937

未収委託者報酬 1,170,657

前払販売関連費用 15,069,976

未収入金 1,218,977

その他流動資産 153,224

流動資産計 20,420,771

資産合計 20,420,771

負債の部

流動負債

未払費用 1,918,947

未払金 2,160,523

流動負債計 4,079,470

固定負債

長期借入金 11,120,476

固定負債計 11,120,476

負債合計 15,199,946

純資産の部

株主資本

資本金 246

資本剰余金

その他資本剰余金 1,193,830

利益剰余金

その他利益剰余金

繰越利益剰余金 4,026,749

純資産合計 5,220,825

負債・純資産合計 20,420,771

（２）中間損益計算書

(単位：千円)

第35期中間会計期間

(自 平成25年 1 月 1 日

至 平成25年 6 月30日)

営業収益	
委託者報酬	2,492,859
販売管理報酬等	8,709,209
営業収益計	11,202,068
営業費用	
支払手数料	2,116,584
販売関連費用	7,250,192
営業費用計	9,366,776
一般管理費	
諸経費	7,126
一般管理費計	7,126
営業利益	1,828,166
営業外収益	
受取利息	1,313
為替差益	14,037
営業外収益計	15,350
営業外費用	
支払利息	227,964
営業外費用計	227,964
経常利益	1,615,552
特別損失	
前払販売関連費用追加償却費	290,808
税引前中間純利益	1,324,744
中間純利益	1,324,744

（３）中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

第35期中間会計期間

(自 平成25年 1 月 1 日

至 平成25年 6 月30日)

株主資本

資本金

前期末残高 246

当中間期変動額 —

当中間期末残高 246

資本剰余金

その他資本剰余金

前期末残高 1,193,830

当中間期変動額 —

当中間期末残高 1,193,830

利益剰余金

その他利益剰余金

繰越利益剰余金

前期末残高 2,702,005

当中間期変動額

中間純利益 1,324,744

当中間期変動額合計 1,324,744

当中間期末残高 4,026,749

株主資本合計

前期末残高 3,896,082

当中間期変動額

当中間純利益 1,324,744

当中間期変動額合計 1,324,744

当中間期末残高 5,220,825

純資産合計

前期末残高 3,896,082

当中間期変動額

中間純利益 1,324,744

当中間期変動額合計 1,324,744

当中間期末残高 5,220,825

重要な会計方針

項目	第35期中間会計期間 〔 自平成 25年 1月 1日 至平成 25年 6月30日 〕
1. デリバティブ等の 評価基準及び評価方法	(1) 時価法
2. 前払販売関連費用の 処理方法	前払販売関連費用には、受益証券販売会社に支払った販売手数料を計上しており、将来ファンドから収受する販売管理報酬及び解約時には投資家から回収する手数料（販売管理報酬等）に対応させて営業費用の販売関連費用にて計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第35期中間会計期間 〔 至平成25年 6月30日 〕	
1. 関係会社に対するもの	
預金	2,807,937 千円
未払費用	1,918,947 千円
長期借入金	11,120,476 千円

(損益計算書関係)

第35期中間会計期間 〔 自平成25年 1月 1日 至平成25年 6月30日 〕	
1. 関係会社との取引に係るもの	
支払手数料	2,116,584 千円
受取利息	1,313 千円
為替差益	14,037 千円
支払利息	227,964 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第35期中間会計期間（自平成25年 1月 1日 至平成25年 6月30日）

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	1,000	—	—	1,000
優先株式（株）	1,000	—	—	1,000

（金融商品の状況に関する事項）

当事業年度（平成25年6月30日現在）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は資産運用管理業務を行っています。これらの事業により生じる営業債権である未収委託者報酬、未収入金の管理はきわめて重要であると認識しております。

これらの業務により生じた余剰資金の運用については、短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しており、外貨建預金については、為替予約を用いて管理しております。

必要資金については銀行からの借入により調達しており、必要に応じて長期借入により資金調達する方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は分別保管されているファンドの信託財産から回収されるため、信用リスクはほとんどないと認識しております。なお、営業債権のうち、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

また、長期借入金については、金利の変動リスク及び為替の変動リスクに晒されております。

預金のうち、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

① 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る金利の変動リスク及び為替の変動リスクにつきましては、市場の動向を継続的に把握しその抑制に努めております。預金のうち、外貨建てのものについては急激な為替変動リスクを抑制するため、短期の為替予約を用いております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年6月30日における貸借対照表上計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表上計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,807,937	2,807,937	—
(2) 未収委託者報酬	1,170,657	1,170,657	—
(3) 未収入金	1,218,977	1,218,977	—
(4) その他流動資産	153,224	153,224	—
資産計	5,350,795	5,350,795	—
(1) 未払金	2,160,523	2,160,523	—
(2) 未払費用	1,918,947	1,918,947	—
(3) 長期借入金	11,120,476	11,120,476	—
負債計	15,199,946	15,199,946	—

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

（1）現金・預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（2）未収委託者報酬、（3）未収入金

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

負 債

（1）未払金

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

（2）未払費用

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

（3）長期借入金

長期借入金は、変動金利によるもので、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

（注２）金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	2,807,937			
未収委託者報酬	1,170,657			
未収入金	1,218,977			
その他流動資産	153,224			
合 計	5,350,795			

（注３）長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	2,508,123	2,508,123	2,426,942	1,508,856	1,317,196	851,934
合 計	2,508,123	2,508,123	2,426,942	1,508,856	1,317,196	851,934

（デリバティブ取引関係）

１．取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	取引の種類	第35期中間会計期間末 (平成25年6月30日)		
		契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 イギリスポンド USドル オーストラリアドル	511,228 615,857 1,284,387	— —	— —
合計		2,411,472	—	—

（注）１．時価の算定方法

期末の時価は先物相場を使用しております。なお、期末日に為替予約を行っているため、期末日の時価は零となっております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（セグメント情報等）**セグメント情報**

当社の報告セグメントは、「管理業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当事業年度（自平成25年1月1日 至平成25年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	販売管理報酬等	合計
外部顧客への売上高	2,492,859	8,709,209	11,202,068

2. 地域ごとの情報**（1）売上高**

損益計算書に占める外部顧客への売上高の90%超は本邦におけるものであるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（追加情報）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日改正分）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第35期中間会計期間 〔 自平成25年１月１日 至平成25年６月30日 〕	
１株当たり純資産額	2,610,412.49円
１株当たり中間純利益	662,371.84円
なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（注）１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第35期中間会計期間 自 平成25年１月１日 至 平成25年６月30日
中間純利益（千円）	1,324,744
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益（千円）	1,324,744
期中平均株式数	2,000
うち、普通株式	1,000
うち、普通株式と同等の株式：優先株式	1,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	該当ありません。

4【利害関係人との取引制限】

管理会社および受託会社、これらの持株会社、かかる持株会社の株主および子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社（以下「**関係当事者**」といいます。）の各々は、場合によりファンドとの利益相反を招き得る他の金融活動、投資活動その他の専門的な活動に関与することがあります。かかる活動には、他の投資信託の受託者または管理者として活動すること、および他の投資信託または他の会社の取締役、役員、アドバイザーまたは代理人として行為することが含まれます。特に、管理会社は、ファンドのそれと類似または重複する投資目的を有する他の投資信託に対する助言に関与することが予想されます。さらに、受託会社の関連会社は、ファンドに対し、管理会社に承認される条件により銀行サービスおよび金融サービスを提供することができ、この場合かかる銀行サービスおよび金融サービスの提供により得られた利益は関係当事者が保有することとなります。管理会社および受託会社は、第三者に対しファンドに提供されたものと類似するサービスを提供することができ、かかる行為により得られた利益につき説明する責任を負わないものとします。利益相反が生じた場合、管理会社または受託会社（のうち該当する方）は、これが公平に解決されることを確保する努力を行うものとします。異なる顧客（ファンドを含みます。）への投資機会の配分において、管理会社は、かかる義務につき利益相反に直面する可能性があります。ただし、管理会社は、当該状況下の投資機会が長期にわたり評価され公平に配分されることを保証します。

各ファンドは、関係当事者またはかかる者により助言もしくは管理される投資信託または投資勘定から証券を取得するか、またはこれらに対し証券を処分することができます。関係当事者（受託会社を除きます。）は、受益証券を保有し自己が適切と判断するところに従い取引を行うことができます。関係当事者は、類似の投資対象がファンドにより保有されるか否かにかかわらず、自己の勘定で投資対象を購入、保有または取引することができます。

関係当事者は、受益者との間で、または自己の証券がファンドによりもしくはその勘定で保有されている事業体との間で金融その他の取引を行うか、またはかかる取引に関与することができます。さらに、関係当事者は、該当するファンドのためであるか否かを問わず当該ファンドの勘定で行ったファンドの投資対象の売却または購入に関し、自らが取り決める手数料および利益を受領することができます。

適用ある法令に従い、

- (a) 管理事務代行会社、保管会社ならびにその各子会社、関連会社、代理人、被委譲者および関係者（各々を「**関連当事者**」といいます。）は、本人または代理人として、または管理事務代行会社が管理事務代行契約の当事者でなかった場合に有していた権利と同一の権利を有するその他の者として、ファンドの勘定で資産または株式を購入、保有、処分その他取引することができますが、管理事務代行会社は、かかる取引の結果自らまたは関連当事者が保有することとなった情報に関する通知により影響を受けるとはみなされず、管理会社もしくは受託会社に対しかかる情報を開示する義務を負うともみなされません。
- (b) 関連当事者は、同一または類似の投資対象がファンドによりもしくはその勘定で保有されるかまたは当該ファンドに関係するか否かにかかわらず、自己の勘定、ファンドの勘定または自己の顧客の勘定で投資対象を購入、保有および取引することができます。これに関与するいかなる者も、かかる取引によりまたはこれに関連し得られた利益につき説明する義務を負いません。管理事務代行会社は、かかる取引の結果自らまたは関連当事者が保有することとなった情報に関する通知により影響を受けるとはみなされず、管理会社または受託会社に対しかかる情報を開示する義務を負うともみなされません。
- (c) 関連当事者は、ファンドの勘定で、保管会社またはそのノミニーに対し投資対象を売却し、かかる者から投資対象を購入し、またはかかる者に対し投資対象を付与することができます。かつ、受益者、ファンド、または自己の証券がファンドによりもしくはその勘定で保有されているかまたは当該ファンドに関連する投資信託または機関の勘定で、保管会社もしくはそのノミニーとの間で金融取

引、銀行取引、通貨取引またはその他の取引を行うか、またはかかる取引に関与することができま
すが、かかる関連当事者のいずれも、かかる取引に関し関係する当事者間の関係のみに基づき発生
した利益につき説明することを求められません。ただし、上記（a）乃至（c）に企図される取引
は、関係受益者の最善の利益において対等に取り決められる通常の商業条件に基づき成立したもの
として実行され、かつ、以下に従うものとします。

- （i）独立しておりかつ認定評価を行う資格を有すると保管会社により認められた者からかかる評価を
受領すること。
- （ii）該当する規則に基づく最高の条件による計画的な投資取引を実行すること。
- （iii）上記（i）または（ii）に規定される手続が実行可能でない場合は、保管会社（保管会社が関係
する取引の場合は管理会社）が、関係受益者の最善の利益において対等に取り決められる通常の
商業条件に基づき成立したものとして取引が行われたと満足する条件により実行すること。
- （d）関連当事者は、購入者またはベンダーが当該時点で公開されていない証券取引所その他の市場にお
いて通常の方法で成立する契約に従い行われる取引を完了することができます。
- （e）関連当事者は、他の者の事務管理代行会社もしくは登録機関として行為することを継続するかまた
はかかる行為に同意することができ、また、ファンドに対し同様のサービスを提供することなく他
の顧客に対し事務管理サービスまたは登録サービスを提供することができます。
- （f）関連当事者は、ファンドのために、（関連当事者または当該関連当事者に課せられる銀行手数料ま
たは預金利息その他の事項に関する）通常の顧客向け銀行業務を条件として、銀行施設を提供する
かまたは関連当事者をして銀行として行為し銀行施設（直物為替取引および為替予約取引を含みま
す。）を提供せしめることができます。関連当事者は通常利息を認めますが、これに従い、該当す
るファンドまたはその受益者に対し説明する義務を負うことなく、銀行としての役割に関連し自己
に発生する利益を請求しこれを保有する権利を有するものとします。

5【その他】

（1）定款の変更

管理会社の定款は、株主総会の決議に従いその時々に変更されます。

（2）事業譲渡または事業譲受

当初、管理会社のすべての発行済株式は、メロン・インターナショナル・ホールディング・コーポ
レーション（以下「MIHC」といいます。）が保有していました。その後MIHCは解散し、この解散に伴
い、その当時MIHCの普通株9,900株を保有していた、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポ
レーションの完全子会社であるメロン・バンク・エヌ・エイ（以下「メロン・バンク」といいます。）
は、メロン・バンク・インターナショナルに分配された一定額の現金を除くMIHCの資産および負債をす
べて引受けました。

その後、メロン・バンクはMIHCの解散に伴い受領した、メロン・バンクが保有する一定額の現金を除
くすべての資産をメロン・オーバーシーズ・インベストメント・コーポレーション（以下「MOIC」とい
います。）に提供しました。管理会社のすべての発行済株式は、MOICに提供されたかかる資産に含まれ
ていたため、管理会社はMOICの完全子会社となりました。

（3）出資の状況

該当はありません。

（4）訴訟事件その他の重要事項

本書の日付現在、管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事
実はありません。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年です。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができま
す。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「**受託会社**」）

① 資本金の額

2013年12月末日現在、受託会社の資本金の額は、54,251,883米ドル（約57億円）です。

（注）米ドルの円貨換算は、別段の記載がない限り、便宜上、平成25年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売相場場の仲値（1米ドル＝105.39円）によります。

② 事業の内容

受託会社はケイマン諸島の法律に基づき1965年に設立された信託銀行であり、銀行、信託および投資サービスを包括的に提供しています。その顧客には、ケイマン諸島だけでなく世界各地の個人、法人その他の機関が含まれます。受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2013年改訂）に基づき適法に設立され、存続しており、現在行っている自己の事業につき許可を受けています。また、受託会社は、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づきミューチュアル・ファンド管理者としての許可も受けています。

（2）SMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社（「**管理事務代行会社**」および「**保管会社**」）

① 資本金の額

2013年3月末日現在、資本金の額は、90,154,448ユーロ（約131億円）です。

（注）ユーロの円換算は、別段の記載がない限り、便宜上、平成25年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売相場場の仲値（1ユーロ＝145.05円）によります。

② 事業の内容

SMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社は、ルクセンブルグで1974年2月14日に設立された銀行です。

（3）BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（「**投資運用会社**」）

① 資本金の額

2013年9月末日現在、投資運用会社の資本金の額は7億9,500万円です。

② 事業の内容

投資運用会社は、1998年11月に日本において設立され、金融商品取引法に基づく登録を受け、投資運用業、投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を営んでいます。

（4）インサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッド（「**副投資運用会社**」）

① 資本金の額

副投資運用会社の資本金の額は公開されていません。なお、副投資運用会社を子会社とするザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの2012年12月末日現在における資本金の額は364億3,100万米ドル（約3兆8,395億円）です。

② 事業の内容

副投資運用会社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの子会社であり、英国金融サービス機構による認可および規制を受けています。

(5) SMBC日興証券株式会社（「**代行協会員**」および「**販売会社**」）

① 資本金の額

2013年12月末日現在、資本金の額は、100億円です。

② 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいます。なお、SMBC日興証券株式会社は証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っています。

2【関係業務の概要】

(1) CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「**受託会社**」）

受託会社は、基本信託証書に基づき、ファンドの受託業務を行います。

(2) SMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社（「**管理事務代行会社**」および「**保管会社**」）

管理事務代行会社は、ファンドに関して管理事務業務、登録および名義書換業務ならびに保管業務を行います。また、管理事務代行契約に基づき、受託会社および管理会社の監督のもと、ファンドの業務を行い、ファンドの会計記録を維持し、ファンドの純資産総額の算定を行います。

保管会社は、保管契約に定めるとおり、保管する証券の処理、評価および報告業務を行います。かかる業務には、信託および保護預り、資金管理および証券移動、ならびに月次評価といった業務が含まれます。

(3) BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（「**投資運用会社**」）

投資運用会社は、管理会社から委託を受け、投資運用契約に基づきファンドに関する投資運用業務を行います。

(4) インサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッド（「**副投資運用会社**」）

副投資運用会社は、投資運用会社から委託を受け、副投資運用契約に基づきファンドの副投資運用業務を行います。

(5) SMBC日興証券株式会社（「**代行協会員**」および「**販売会社**」）

代行協会員としての業務および受益証券の販売・買戻しに関する業務を行います。

3【資本関係】

(1) CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「**受託会社**」）

該当事項はありません。

(2) SMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社（「**管理事務代行会社**」および「**保管会社**」）

SMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社は、SMBC日興証券株式会社の完全子会社です。

(3) BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（「**投資運用会社**」）

投資運用会社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの間接的な完全子会社です。

(4) インサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッド（「**副投資運用会社**」）

副投資運用会社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの子会社です。

(5) SMBC日興証券株式会社（「**代行協会員**」および「**販売会社**」）

SMBC日興証券株式会社は、SMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社の株式の100%を保有しています。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2013年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2013年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2007年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2012年6月30日現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は10,871であった。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2013年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2013年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4（4）条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切

な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（下記第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4条3項投資信託）

（a）規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

（i）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

（ii）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

（iii）投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの

（A）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または

（B）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

（b）上記の（i）および（ii）に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の（iii）に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず（MF4様式）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4. 投資信託の継続的要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

（a）投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

- (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2013年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。

4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。

5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。

5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。

5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュア

ル・ファンド法第4（4）条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。

5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

- （a）投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
- （b）投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
- （c）会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- （d）欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- （e）ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2013年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6．ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- （a）最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2013年改訂）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- （b）設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- （c）存続期限のある／存続期間限定会社 — 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- （d）投資信託がいったん登録された場合、会社法（2013年改訂）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - （i）各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。

- (ii) 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
- (iii) 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
- (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
- (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
- (vi) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行うなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法（2013年改訂）に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法（2013年改訂）である。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（その一人はケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法（2013年改訂）により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行う法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2013年改訂）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - (ii) 出資額および譲渡の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を登録事務所に維持する。
 - (iii) リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (h) リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。ただし、パートナーシップが支払不能にならないことを条件とする。パートナーシップが支払不能となったときは、上記買い戻しは6か月以内に取り消しすることができる。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。

- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。

- (a) 第4（1）（b）条（管理投資信託）または第4（3）条（第4（3）条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9（d）項または第7.9（e）項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9（e）項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9（d）項または第7.9（e）項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) 第7.15（b）項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9（d）項または第7.9（e）項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法（2013年改訂）の第94（4）条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、CIMAは、第7.9（d）項または第7.9（e）項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。

- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9（a）項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17（c）項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4（1）（b）条（管理投資信託）または第4（3）条（第4（3）条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8．投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- （a）ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - （b）同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- （a）免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - （b）免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - （c）免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
 - （d）免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
 - （e）免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
 - （f）上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合

8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。

(a) 免許投資信託管理者の以下の不履行

- (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
- (ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
- (iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
- (iv) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
- (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること
- (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
- (vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと
- (viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること

(b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること

(c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること

(d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること

8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。

(a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること

(b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと

(c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること

(d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること

(e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること

8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。

8.12 第8.10 (d) 項または第8.10 (e) 項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。

8.13 第8.10 (e) 項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。

8.15 第8.10 (d) 項または第8.10 (e) 項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。

(a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。

(b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。

- (c) 第8.15 (b) 項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10 (d) 項または第8.10 (e) 項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2013年改訂）の第94（4）条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) CIMAは、第8.10 (d) 項または第8.10 (e) 項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法（2013年改訂）によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および9.1 (a) 項から9.1 (d) 項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 9.1 (a) 項から9.1 (d) 項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者

が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。

- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
- (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
- (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること
- (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
- (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
- (b) 投資信託に関する事柄
- (c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合
- (b) 例えば秘密関係（保護）法（2009年改訂）、犯罪収益に関する法律（2008年）または薬物濫用法（2010年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に依り）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販

売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不
実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責
任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実である
か虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（1996年改訂）

- （a）契約法の第14（1）条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14（2）条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- （b）一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- （a）損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - （i）重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - （ii）そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- （b）「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- （c）情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- （d）表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- （e）事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- （a）販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除または損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- （b）一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2013年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声

明、計算書を書面にて発行または発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2013年改訂）第247条、第248条

- （a）欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- （b）他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- （c）两条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係（保護）法（2009年改訂）第5（3）条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2013年改訂）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17（b）項および第8.17（b）項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17（c）項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法（2013年改訂）およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17（d）項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーは解散後、パートナーシップを解散する法的責任を負っている。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（上記第6.1（1）項、第6.2（g）項および第6.3（i）項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年改正）により改正済。）（以下、総称して「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一

般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4条（1）（a）項に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

（a）本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

- （i）一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
- （ii）一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
- （iii）管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
- （iv）本規則、会社法（2013年改訂）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
- （v）一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
- （vi）管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
- （vii）別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること

（viii）一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること

- （b）本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- （c）管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- （d）管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2013年改訂）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（2011年改正）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること

- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条（4）項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- (i) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - (ii) 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本（ii）項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本（ii）項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
 - (iii) 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - (iv) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
 - (v) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
 - (vi) 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条（5）項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- (i) 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - (ii) 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - (iii) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条（6）項は、本規則第21条（4）項または第21条（5）項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラス

ト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。

- (i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - (ii) マスター・ファンド、フィード・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パートVIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パートVIIIは、ミューチュアル・ファンド法第4条（1）および第4条（6）に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - (v) 監査人の氏名および住所

- (vi) 下記の（x x ii）、（x x iii）および（x x iv）に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
- (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
- (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
- (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
- (x) 証券の発行および売却に関する手続および条件
- (x i) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
- (x ii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
- (x iii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
- (x iv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
- (x v) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
- (x vi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- (x vii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- (x viii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- (x ix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (x x) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (x x i) 以下の記述

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」

- (x x ii) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- (x x iii) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (x x iv) 投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されています。

平成25年2月28日	有価証券届出書／有価証券報告書（第1期）
平成25年3月5日	有価証券届出書
平成25年3月14日	有価証券届出書の訂正届出書
平成25年3月21日	有価証券届出書の訂正届出書
平成25年5月31日	有価証券届出書の訂正届出書／半期報告書（第2期中）

第5【その他】

該当事項はありません。

別紙 A

定義

本書では、以下の表現は以下の意味を有します。

「営業日」または 「ファンド営業日」	ロンドン、ルクセンブルグ、ニューヨーク、および東京の銀行ならびに日本における金融商品取引業者が営業を行う日（土曜日または日曜日を除きます。）、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。
「英文目論見書」	ファンドに関する2004年6月付英文目論見書をいい、適宜変更または補足されます。
「S & P」	スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズをいいます。
「円」または「¥」	日本の法定通貨をいいます。
「円ヘッジ資産形成型 クラスA受益証券」	円建て「円ヘッジ資産形成型クラスA受益証券」と指定される受益証券であり、分配については（もしあれば）、年単位で決定されるものをいいます。
「円ヘッジ資産形成型 クラスB受益証券」	円建て「円ヘッジ資産形成型クラスB受益証券」と指定される受益証券であり、分配については（もしあれば）、年単位で決定されるものをいいます。
「円ヘッジ受益証券」	円ヘッジ資産形成型クラスA受益証券、円ヘッジ毎月分配型クラスA受益証券、円ヘッジ資産形成型クラスB受益証券または円ヘッジ毎月分配型クラスB受益証券をいいます。ただし、文脈上別段の解釈が必要な場合を除いて、「円ヘッジ受益証券」には、円ヘッジ資産形成型クラスA受益証券、円ヘッジ毎月分配型クラスA受益証券、円ヘッジ資産形成型クラスB受益証券および円ヘッジ毎月分配型クラスB受益証券を含みます。
「円ヘッジなし資産形成型 クラスA受益証券」	円建て「円ヘッジなし資産形成型クラスA受益証券」と指定される受益証券であり、分配については（もしあれば）、年単位で決定されるものをいいます。
「円ヘッジなし資産形成型 クラスB受益証券」	円建て「円ヘッジなし資産形成型クラスB受益証券」と指定される受益証券であり、分配については（もしあれば）、年単位で決定されるものをいいます。

「円ヘッジなし受益証券」	円ヘッジなし資産形成型クラスA受益証券、円ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券、円ヘッジなし資産形成型クラスB受益証券または円ヘッジなし毎月分配型クラスB受益証券をいいます。ただし、文脈上別段の解釈が必要な場合を除いて、「円ヘッジなし受益証券」には、円ヘッジなし資産形成型クラスA受益証券、円ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券、円ヘッジなし資産形成型クラスB受益証券および円ヘッジなし毎月分配型クラスB受益証券を含みます。
「円ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券」	円建で「円ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券」と指定される受益証券であり、分配については（もしあれば）、月単位で決定されるものをいいます。
「円ヘッジなし毎月分配型クラスB受益証券」	円建で「円ヘッジなし毎月分配型クラスB受益証券」と指定される受益証券であり、分配については（もしあれば）、月単位で決定されるものをいいます。
「円ヘッジ毎月分配型クラスA受益証券」	円建で「円ヘッジ毎月分配型クラスA受益証券」と指定される受益証券であり、分配については（もしあれば）、月単位で決定されるものをいいます。
「円ヘッジ毎月分配型クラスB受益証券」	円建で「円ヘッジ毎月分配型クラスB受益証券」と指定される受益証券であり、分配については（もしあれば）、月単位で決定されるものをいいます。
「買付申込書」	管理会社または管理事務代行会社から入手することができる受益証券の買付申込書をいいます。
「買戻請求書」	管理会社または管理事務代行会社から入手できる買戻請求書をいいます。
「買戻日」	各営業日またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。
「管理会社」	BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドをいいます。
「管理事務代行会社」	ファンドの管理事務代行会社としてのSMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社をいいます。
「管理事務代行契約」	2012年2月8日に受託会社、管理会社および管理事務代行会社との間で締結された2006年3月30日付管理事務代行契約に係る変更契約を締結することによる管理事務代行契約をいい、適宜変更または補足されます。

「金融商品取引法」	日本の金融商品取引法をいいます。
「クラスA受益証券」	円ヘッジ資産形成型クラスA受益証券、円ヘッジ毎月分配型クラスA受益証券、円ヘッジなし資産形成型クラスA受益証券または円ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券をいいます。ただし、文脈上別段の解釈が必要な場合を除いて、「クラスA受益証券」には、円ヘッジ資産形成型クラスA受益証券、円ヘッジ毎月分配型クラスA受益証券、円ヘッジなし資産形成型クラスA受益証券および円ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券を含みます。
「クラスB受益証券」	円ヘッジ資産形成型クラスB受益証券、円ヘッジ毎月分配型クラスB受益証券、円ヘッジなし資産形成型クラスB受益証券または円ヘッジなし毎月分配型クラスB受益証券をいいます。ただし、文脈上別段の解釈が必要な場合を除いて、「クラスB受益証券」には、円ヘッジ資産形成型クラスB受益証券、円ヘッジ毎月分配型クラスB受益証券、円ヘッジなし資産形成型クラスB受益証券および円ヘッジなし毎月分配型クラスB受益証券を含みます。
「CDSC」	条件付後払申込手数料をいいます。
「受益者」	当該時点における登録された受益証券の保有者をいい、共同登録者を含みます。
「受益者決議」	受益証券1口当たり純資産価格の総額がトラストの全シリーズ・トラストの純資産総額の50%以上となる受益証券の保有者が書面により承認した決議、または受益者集会において受益証券1口当たり純資産価格の総額がトラストの全シリーズ・トラストの純資産総額の50%以上となる受益証券を保有する受益者により可決された決議をいいます。
「受益証券」または「ファンド受益証券」	クラスA受益証券またはクラスB受益証券をいいます。文脈上別段の解釈が必要な場合を除いて、「 受益証券 」という表現は、クラスA受益証券およびクラスB受益証券を含みます。
「受益証券1口当たり純資産価格」	クラス受益証券に関して、当該受益証券のクラスに帰属する純資産総額を評価時に発行済の当該受益証券のクラス受益証券の口数で除して算出される額をいいます。
「受託会社」	トラストの受託者としてのCIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドをいいます。
「純資産総額」	基本信託証書に従い計算されるファンドの純資産価額をいいます。

「シリーズ・トラスト」 および「ファンド」	受託会社と管理会社との間の基本信託証書および2012年2月3日付のファンドに係る補足信託証書に基づいて設立されたトラストのシリーズ・トラストである、メロン・オフショア・ファンズ - 日興インサイト新興国社債ファンド（Mellon Offshore Funds - Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund）をいいます。 （注）新しい受益証券（円ヘッジなし受益証券）のクラスを追加するため、ファンドの名称は、「メロン・オフショア・ファンズ－日興インサイト新興国社債ファンド・円ヘッジ（Mellon Offshore Funds - Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund (Yen Hedged Units)）」から「メロン・オフショア・ファンズ－日興インサイト新興国社債ファンド（Mellon Offshore Funds - Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund）」に変更しました。
「新興国市場」	「投資目的および投資方針」の項に記載の意味を有します。
「設定日」または 「当初払込日」	円ヘッジ受益証券に関しては2012年3月29日、円ヘッジなし受益証券に関しては2013年3月22日、または受益証券のクラスに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。
「代行協会員」	ファンドの代行協会員としてのSMBC日興証券株式会社をいいます。
「適格投資家」	以下の（i）から（iv）に該当しない自然人、法人または法主体をいいます。 （i）米国の市民もしくは居住者、米国で設立されたもしくは存続するパートナーシップ、または米国法に基づき設立されたもしくは存続する法人、信託もしくはその他の法主体、（ii）ケイマン諸島に居住もしくは住所を置く者もしくは法主体（慈善信託もしくはその他の慈善団体、または免税もしくは非居住ケイマン諸島会社を除きます。）、（iii）適用法に違反することなく受益証券の購入もしくは保有が不可能である者、および（iv）上記（i）から（iii）に規定される者、法人または法主体のカストディアン、名義人もしくは受託者。
「転換通知書」	管理会社または管理事務代行会社から入手することができる転換通知書をいいます。
「転換日」	各ファンド営業日、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいますが、円ヘッジなし受益証券の場合は円ヘッジなし受益証券の設定日に開始します。
「投資運用会社」	BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社をいいます。
「投資運用契約」	管理会社と投資運用会社との間で締結された2012年2月8日付投資運用契約をいいます。

「投資対象」	世界のいずれかの国、州もしくは地域に所在する個人、機関（法人化されているか否かを問いません。）、ファンド、トラスト、政府もしくは政府機関が発行した持分、株式、社債、不特定額面社債、ワラント、転換社債、貸株、契約型投資信託の受益証券もしくは補助受益証券、パートナーシップの持分、オプションもしくは先渡契約、通貨もしくは金利スワップ、通貨先渡契約、レポ取引および逆レポ取引、譲渡性預金証書、手形、債券、コマーシャル・ペーパーまたはすべての種類の有価証券（デリバティブを含みます。）または借入金（もしくはこれにかかるパーティシペーション）、会社型投資信託もしくは同様のスキームへの加入、ならびに金融市場利益を獲得する短期投資もしくは預金（定期預金、銀行引受手形その他銀行に対する債券を含みますが、これらに限られません。）をいいます。
「トラスト」	ケイマン諸島法に基づき設立されたオープン・エンド型アンブレラ型ユニット・トラストであるメロン・オフショア・ファンズをいいます。
「取引日」	各ファンド営業日、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいますが、円ヘッジなし受益証券の場合は円ヘッジなし受益証券の設定日に開始します。
「日本における営業日」	日本において銀行および日本における金融商品取引業者が営業を行う日（土曜日または日曜日を除きます。）をいいます。
「販売会社」	受益証券の販売会社であるSMB C日興証券株式会社をいいます。
「評価日」	各ファンド営業日、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。
「ファンド決議」	あるファンドの発行済受益証券口数の過半数の保有者が書面により承認した決議、または当該ファンドの受益者集会において当該ファンドの受益証券口数の過半数を保有する受益者により可決された決議をいいます。
「副投資運用会社」	インサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッドをいいます。
「副投資運用契約」	投資運用会社と副投資運用会社との間で締結された2012年3月28日付副投資運用契約をいいます。
「分配期間」	前の分配基準日の翌日に開始し、分配基準日（同日を含みます。）に終了する期間をいいます。

「分配基準日」	（i）円ヘッジ資産形成型クラスA受益証券、円ヘッジ資産形成型クラスB受益証券、円ヘッジなし資産形成型クラスA受益証券および円ヘッジなし資産形成型クラスB受益証券に関しては、毎年8月10日もしくは当該日がファンド営業日ではない場合には、翌ファンド営業日、（ii）円ヘッジ毎月分配型クラスA受益証券、円ヘッジ毎月分配型クラスB受益証券、円ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券および円ヘッジなし毎月分配型クラスB受益証券に関しては、毎月の10暦日もしくは当該日がファンド営業日ではない場合には、翌ファンド営業日または管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。
「分配日」	各分配基準日の後4ファンド営業日目の日またはファンドもしくは受益証券のいずれかのクラスに関し管理会社が適宜決定することのできるその他の日をいいます。
「米国」	アメリカ合衆国、その領土および属領をいいます。
「米ドル」	米国の法定通貨であるドルをいいます。
または「US\$」	
「保管会社」	ファンドの保管会社としての資格におけるSMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社をいいます。
「保管契約」	2012年2月8日に受託会社と保管会社との間で締結された2006年3月30日付保管契約に係る変更契約を締結することによる保管契約をい、適宜変更または補足されます。
「ムーディーズ」	ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクをいいます。

独立監査人報告書

メロン・オフショア・ファンズー日興インサイト新興国社債ファンドの受益者各位

我々は、2013年8月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度に関する運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報から成る注記で構成される、メロン・オフショア・ファンズー日興インサイト新興国社債ファンド（メロン・オフショア・ファンズのシリーズ・トラスト）の財務書類を監査した。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、ルクセンブルグで一般的に認められ、かつ投資信託に適用される会計原則に準拠して、真実かつ公正に表示された財務書類を作成すること、および不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると、経営陣社が判断する内部統制について責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づきこれらの財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に従って監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理義務を遵守し、財務書類についての重要な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査には、財務書類上の金額および開示に関する監査証拠を収集するための手続の実行が含まれる。選択されるこの手続は、不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類上の重要な虚偽表示リスクの評価を含む監査人の判断に依拠している。かかるリスク評価において監査人は、状況に適合する監査手続を立案するため、事業体の真実かつ公正に表示された財務書類の作成に関する内部統制について考慮するが、これは事業体の内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではない。監査はまた、財務書類の作成に際し経営陣により採用された会計方針および行われた重要な見積の合理性についての評価と共に、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が収集した監査証拠が、我々の監査意見の基礎となるに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、添付の財務書類は、ルクセンブルグで一般的に認められ、かつ投資信託に適用される会計原則に準拠して、2013年8月31日現在のメロン・オフショア・ファンズー日興インサイト新興国社債ファンドの財政状態ならびに同日に終了した年度に関する運用実績および純資産の変動を真実かつ公正に表示しているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース
ケイマン諸島
2013年12月20日

Independent Auditor's Report

To the unitholders of Mellon Offshore Funds - Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund

We have audited the accompanying financial statements of Mellon Offshore Funds - Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund (a series trust of Mellon Offshore Funds), which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at 31 August 2013, and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Mellon Offshore funds - Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund as at 31 August 2013, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

PricewaterhouseCoopers
Cayman Islands
20 December 2013

※上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年7月16日

BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安 藤 通 教 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「管理会社の経理状況」に掲げられているBNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド株式会社の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド株式会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

以下の2012年12月14日付の監査報告書の和訳においてはファンドの名称が「メロン・オフショア・ファンズー日興インサイト新興国社債ファンド・円ヘッジ」となっておりますが、新しい受益証券（円ヘッジなし受益証券）のクラスを追加するための届出書により、ファンドの名称は、「メロン・オフショア・ファンズー日興インサイト新興国社債ファンド・円ヘッジ」から「メロン・オフショア・ファンズー日興インサイト新興国社債ファンド」に変更となりました。

独立監査人報告書

メロン・オフショア・ファンズー日興インサイト新興国社債ファンド・円ヘッジの受益者各位

我々は、2012年8月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、2012年2月3日（設立日）から2012年8月31日までの期間に関する運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報から成る、メロン・オフショア・ファンズー日興インサイト新興国社債ファンド・円ヘッジ（メロン・オフショア・ファンズのシリーズ・トラスト）の財務書類を監査した。

財務書類に対する受託会社の責任

受託会社は、ルクセンブルグで一般的に認められ、かつ投資信託に適用される会計原則に準拠して、真実かつ公正に表示された財務書類を作成すること、および、不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると、受託会社が判断する内部統制について責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づきこれらの財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に従って監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理義務を遵守し、財務書類についての重要な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査には、財務書類上の金額および開示に関する監査証拠を収集するための手続の実行が含まれる。選択されるこの手続は、不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類上の重要な虚偽表示リスクの評価を含む監査人の判断に依拠している。かかるリスク評価において監査人は、状況に適合する監査手続を立案するため、事業体の真実かつ公正に表示された財務書類の作成に関する内部統制について考慮するが、これは事業体の内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではない。監査はまた、財務書類の作成に際し経営陣により採用された会計方針および行われた重要な見積の合理性についての評価と共に、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が収集した監査証拠が、我々の監査意見の基礎となるに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、添付の財務書類は、ルクセンブルグで一般的に認められ、かつ投資信託に適用される会計原則に準拠して、2012年8月31日現在のメロン・オフショア・ファンズー日興インサイト新興国社債ファンド・円ヘッジの財政状態ならびに2012年2月3日（設立日）から2012年8月31日までの期間に関する運用実績および純資産の変動を真実かつ公正に表示しているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース
ケイマン諸島
2012年12月14日

Independent Auditor's Report

To the Unitholders of Mellon Offshore Funds - Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund

We have audited the accompanying financial statements of Mellon Offshore Funds - Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund (a series trust of Mellon Offshore Funds), which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at 31 August 2012, and the statement of operations and changes in net assets for the period from 3 February 2012 (inception date) to 31 August 2012, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Trustee for the Financial Statements

The Trustee is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as the Trustee determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Mellon Offshore Funds - Nikko Insight Emerging Market Corporate Bond Fund as at 31 August 2012, and of the results of its operations and changes in its net assets for the period from 3 February 2012 (inception date) to 31 August 2012, in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

PricewaterhouseCoopers

Cayman Islands

14 December 2012

※上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管しています。